

令和5年第1回定例会

市 議 会 会 議 録

令和5年2月17日（開会）

令和5年3月13日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和五年第一回定例会会議録

(令和五年三月)

垂水市議会

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（2 月 1 7 日）（金曜日）

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	6
1. 報告第 1 号 上程	1 1
報告	
1. 議案第 1 号・議案第 2 号 一括上程	1 1
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 3 号 上程	1 5
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 4 号 上程	1 7
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 5 号～議案第 7 号 一括上程	1 9
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第 8 号 上程	2 3
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第 9 号 上程	2 6
説明、質疑、庁舎整備検討特別委員会・各常任委員会付託	
1. 議案第 1 0 号～議案第 1 5 号 一括上程	3 0
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 1 6 号～議案第 2 5 号 一括上程	3 5
説明	
1. 請願第 1 1 号 上程	3 6
総務文教委員会付託	
1. 日程報告	3 7
1. 散 会	3 7

第 2 号（3 月 2 日）（木曜日）

1. 開 議	4 0
1. 議案第 9 号～議案第 1 5 号 一括上程	4 0

委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第26号・議案第27号 一括上程	4 2
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 令和5年度各会計予算案に対する総括質疑・一般質問.....	4 3
堀内 貴志 議員	4 4
1 錦江湾横断道路の実現に向けて	
(1) 実施路線化に向けての取組	
(2) 垂水市のまちづくりについて	
2 パワハラ防止対策について	
(1) 市内におけるパワハラの実態について	
(2) パワハラ防止対策について	
ア パワハラのない職場環境づくりは	
(3) 市長の見解は	
3 コロナ禍における消防職員の出動件数の現状について	
(1) 過去3年間の救急出動件数と市外搬送内訳について	
(2) 非番員の招集状況	
(3) 他市町村との比較と問題点	
ア 市外搬送が多いのではないか	
(4) 適正な定数について	
前田 隆 議員	5 4
1 本市のデジタル化について	
(1) LINE公式アカウントの利用状況と今後の機能拡大について	
(2) マイナンバーカードの交付状況と利活用できる行政サービスについて	
ア 交付率が地方交付税等の配分に影響と聞くが、説明と本市への影響を伺う	
(4) デジタル化の推進について市長に伺う	
2 定年延長と採用について	
(1) 定員枠から定年延長と新規採用についてどう対応するのか、また国の考え方はどう示されたのか伺う	
3 本市の婚姻件数及び出生数の問題について	
(1) 3年間の婚姻件数及び出生数の推移について伺う	
(2) 本市の婚姻及び出生の課題・対策について市長の所見を伺う	
4 転出超過について	

- (1) 直近3年間の18歳から22歳までの転入者、転出者及び人口について伺う
 - (2) 若者の転出抑止策としてどんな対策や事業があるか、その効果について伺う
 - (3) 雇用の確保・拡充、楽しく集まる場所などが若者から求められている。市長にこれに対する対応を伺う
- 5 公共施設への再エネ設備導入について
- (1) 中央病院とコスモス苑の設置の進捗状況はどうなっているか。また、他施設への今後の方向性はどうなっているか伺う
 - (2) 国の公共施設再エネ導入支援を活用した取組の考えはないか伺う
- 梅木 勇 議員 6 5
- 1 マイナンバーカード制度について
- (1) カード申請推進・進捗について
 - (2) 補正予算・新年度予算について
 - (3) 利活用の情報提供を
 - (4) 本市独自の利活用策は
- 2 1月下旬の寒波について
- (1) 対応をどのようにしたのか
 - (2) 農作物の被害状況について
 - (3) 被害の支援について
- 新原 勇 議員 7 3
- 1 風力発電について
- (1) 現在の状況と住民説明会の参加人員と反応は
 - (2) 仮に今後計画が進んだ場合の税収や地域貢献について
- 2 出産子育て応援給付事業について
- (1) 市独自の給付追加の考えはないのか
- 3 牛根地区の保育園問題について
- (1) 市として今後の考え方は
 - (2) 介護施設と保育園の複合施設について
 - (3) 市全体の定員割れについて今後どうするのか
- 4 小売業への支援について
- (1) 商工業への創業支援と後継者支援の考え方は
- 5 市道元垂水原田線の完成予定は
- (1) 市木線進捗率と今年度の予定は。完成にどのくらいかかりそうか

(2) 進捗が遅い理由は	
6 小中学校給食無償化について	
(1) 県内の無償化の現状は	
(2) 無償化の実現の時期はいつからか	
森 武一 議員	8 1
1 国体について	
(1) 国体後を見据えた市にフェンシングを定着させるための取組状況及び考えは	
(2) 会場にふるさと納税会場の設置はできないか	
2 第5次総合計画の計画前倒しに関して	
(1) 議会における今後のスケジュールは	
3 公共施設におけるベビールームの設置状況について	
(1) 市内の公共施設におけるおむつ台・授乳室の設置状況は	
(2) 設置が必要ではないか	
4 個人情報保護法施行条例案及び情報公開条例改正案について	
(1) 個人情報と要配慮個人情報の違いはなにか	
(2) 要配慮個人情報に含まれない情報の取扱いについて	
ア 保護は適切に行われるのか	
(3) 「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「素直な意見の交換」について	
5 廃止された噴火緊急速報メールの代替について	
(1) 昨年末に廃止された気象庁の噴火緊急速報メールの本市の代替サービスの状況は	
6 辺田地区における河川及び護岸の整備について	
(1) 辺田川河口及び大中野の護岸並びに仏石川の整備の状況は	
池山 節夫 議員	9 4
1 市政について	
(1) 都市下水路事業について	
(2) マイナンバーカードについて	
ア 交付円滑化事業について	
イ 普及策について	
ウ デジタル化について	
(3) 訪問給食サービスについて	
(4) たるたるおでかけチケットについて	

- (5) 学校給食費無償化について
 - ア 学校給食費の一部補助の内容について
 - イ 学校給食費無償化の時期についての市長の考え方は
- (6) 再生可能エネルギー利用拡大について

1. 日程報告	1 0 1
1. 散 会	1 0 1

第3号（3月3日）（金曜日）

1. 開 議	1 0 4
1. 令和5年度各会計予算案に対する総括質疑・一般質問	1 0 4
持留 良一 議員	1 0 4
1 選挙のあり方について	
(1) 選挙の意義についての見解	
(2) 企業・団体献金についての見解	
2 物価高騰対策問題～深刻な物価高騰から暮らしと経済を守り、立て直すことが政治の責任	
(1) 市内事業者、市民生活、農家等の実態の把握と認識はできているのか	
(2) どのような施策が必要か、また、求められているのか、どのように検討されているのか	
例－農家等への支援。生活支援策（生活困窮世帯等へ直接給付）。税制面での控除の案内等～障がい者、特別障がい者控除等。手当の案内～特別障がい者手当等）の活用による負担の軽減策等。「おでかけチケット」の改善など	
3 子育て支援策の充実～安心して生み育てる環境・子育て世帯に優しい魅力ある自治体をさらに目指して	
(1) 保育料の負担軽減（0～2歳も無償化に）への取組を	
ア 所得制限（非課税世帯は無料）の撤廃を	
4 加齢にともなう難聴者支援問題～支援で日常生活を快適に、安心な生活を	
(1) 「日本補聴器工業会」のアンケート調査についての感想・見解について	
(2) 鹿児島県でも曾於市がスタートした。前回の質問時よりも広がり、全国では120自治体まで広がってきている。今後の方向は	

5	土木行政について	
	(1) 上水之上地区の「内水氾濫」の現状はどうなっているのか	
	(2) 「インクルーシブ公園」への取組は	
	池田みすず 議員	1 1 7
1	販路拡大支援事業について	
	(1) J A Lとの連携事業における取組について	
	(2) 客室乗務員によるお仕事講演会について	
	(3) その他の事業内容について	
2	小谷地区排水溝について	
	(1) 管理状況と対策について	
3	福祉行政について	
	(1) ペアレントプログラムの調査結果について	
	(2) 訪問給食サービスの現状及び課題について	
	(3) 高齢者等 S O S ネットワーク事業について	
	北方 貞明 議員	1 2 5
1	垂水市長等の給与に関する改正条例について	
	(1) この改正案について不明金（285万円）相当に値するのか。これで市長の責任を果たしたのか	
	(2) 不明金の原因が判明した際の対応は	
2	垂水小学校の校歌と松食い虫対策について	
	(1) 垂水小学校の校歌の歌詞「城山松の下陰の」松の保存と現状について	
	(2) 垂水小学校の校詞を教育活動にどう活かしているか	
3	文化財周辺の樹木について	
	(1) 島津家墓所市道沿いの大木について	
	(2) 島津家墓所のブロック塀について	
	感王寺耕造 議員	1 3 3
1	空き家の有効活用・特定空き家の活用について	
	(1) 居住可能物件について（新城・牛根地区）を中心に利活用を図るためにワーキンググループが開かれているが、内容について何う。また、一部修繕すれば利活用できる物件についても所有者、相続権者の意向を調査すべきと考えるが見解は	
	(2) 市道山之手線（通称・園道）沿いの廃屋への対応は	
	(3) 特定空き家について空き家対策特別措置法に基づき所有者に適切	

- な管理や修繕を求めたうえで勧告し、解体を進めるべきだと考えるが見解は
- (4) 勧告することで固定資産税の特別措置を外すことができると考えるが見解は
- (5) 民法の一部改正・不動産登記法の改正、相続登記の義務化、住所変更登記の義務化、相続土地の国庫帰属等施行されていくが、情報収集、研修会開催の考えは。また、マンパワーの不足が懸念されるが、職員の充足は
- 2 旧牛根中央クリニックについて
- (1) 令和元年8月に寄付採納されたが、いまだ活用されていない。今までの経緯と今後の活用は
- (2) 牛根地区の医療体制をどのように担保していくのか
- 3 牛根地区の老健施設について
- (1) グループホーム「ゆうきのなぎさ」が本年3月末をもって閉鎖されるが、対応は
- 4 旧牛根中、協和中について
- (1) 平成22年3月末日、閉校したが何ら活用されていない。今後の利活用・売却等の考えは
- (2) 地域住民の意向調査は
- 5 職員のストレス軽減対策について
- (1) 現在数名の職員が病気休暇中であるが、職員の健康を担保する対応になっているのか
- (2) 病気発症前に兆候を見つけられる体制を早急につくるべきでは
- 6 水源確保対策事業について
- (1) 予算復活の要望を畜産農家から受けているが、予算措置の考えは
- 7 インボイス制度について
- (1) 申請が3月31日に迫っているが、対象者への説明会等今後の対応は

川畑 三郎 議員 1 4 5

- 1 農林業振興について
- (1) 林道点検診断保全事業について
- (2) 多面的機能支払推進事業について
- 2 水産業振興について
- (1) 水産業への今後の取組について

(2) ブリの価格と今後の状況について	
3 デジタル無線システム更新事業について	
(1) 消防本部の更新について	
4 訪問給食サービス事業について	
(1) 事業の拡充について	
5 市政について	
(1) 3期12年の総括について	
(2) 市長の思いについて	
1. 日程報告	154
1. 散 会	154

第4号（3月13日）（月曜日）

1. 開 議	156
1. 議案第1号～議案第8号、議案第16号～議案27号・請願第11号、陳情 第20号・陳情第22号 一括上程	156
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第28号 上程	163
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第29号 上程	164
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第30号・議案第31号 一括上程	167
質疑、討論、表決	
1. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	167
閉会中の継続調査	
1. 各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	167
閉会中の継続調査	
1. 閉 会	170

令和5年第1回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
2 ・ 1 7	金	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
		委員会	庁舎整備検討特別委員会
2 ・ 1 8	土	休 会	
2 ・ 1 9	日	〃	
2 ・ 2 0	月	〃	
2 ・ 2 1	火	〃	(質問通告期限：正午)
2 ・ 2 2	水	〃	
2 ・ 2 3	木	〃	
2 ・ 2 4	金	〃 委員会	産業厚生委員会（令和4年度補正予算審査）
2 ・ 2 5	土	〃	
2 ・ 2 6	日	〃	
2 ・ 2 7	月	〃	
2 ・ 2 8	火	〃 委員会	総務文教委員会（令和4年度補正予算審査）
3 ・ 1	水	〃	
3 ・ 2	木	本会議	議案上程、説明、質疑、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、表決、令和5年度各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
		委員会	令和5年度各会計予算案に対する総括質疑・一般質問 桜島火山活動対策特別委員会
3 ・ 3	金	〃	
3 ・ 4	土	休 会	
3 ・ 5	日	〃	
3 ・ 6	月	〃 委員会	産業厚生委員会（条例・その他議案・令和5年度新年度予算等審査）
3 ・ 7	火	〃 委員会	総務文教委員会（条例・その他議案・令和5年度新年度予算等審査）
3 ・ 8	水	〃	
3 ・ 9	木	〃	
3 ・ 1 0	金	〃 委員会	議会運営委員会
3 ・ 1 1	土	〃	
3 ・ 1 2	日	〃	
3 ・ 1 3	月	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決

2. 付議事件

	件	名
報告第 1 号	損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について	
議案第 1 号	垂水市個人情報の保護に関する法律施行条例	案
議案第 2 号	垂水市情報公開・個人情報保護審査会条例	案
議案第 3 号	垂水市情報公開条例の一部を改正する条例	案
議案第 4 号	垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	案
議案第 5 号	垂水市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	案
議案第 6 号	垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	案
議案第 7 号	垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	案
議案第 8 号	垂水市簡易水道事業の垂水市水道事業への統合に伴う関係条例の整備等に関する条例	案
議案第 9 号	令和 4 年度垂水市一般会計補正予算 (第 9 号)	案
議案第 10 号	令和 4 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	案
議案第 11 号	令和 4 年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	案
議案第 12 号	令和 4 年度垂水市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	案
議案第 13 号	令和 4 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算 (第 1 号)	案
議案第 14 号	令和 4 年度垂水市病院事業会計補正予算 (第 3 号)	案
議案第 15 号	令和 4 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	案
議案第 16 号	令和 5 年度垂水市一般会計予算	案
議案第 17 号	令和 5 年度垂水市国民健康保険特別会計予算	案
議案第 18 号	令和 5 年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算	案
議案第 19 号	令和 5 年度垂水市交通災害共済特別会計予算	案
議案第 20 号	令和 5 年度垂水市介護保険特別会計予算	案
議案第 21 号	令和 5 年度垂水市老人保健施設特別会計予算	案
議案第 22 号	令和 5 年度垂水市病院事業会計予算	案
議案第 23 号	令和 5 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算	案
議案第 24 号	令和 5 年度垂水市地方卸売市場特別会計予算	案
議案第 25 号	令和 5 年度垂水市水道事業会計予算	案
議案第 26 号	垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	案
議案第 27 号	垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例	案

- 議案第 28 号 垂水市監査委員の選任について
議案第 29 号 垂水市副市長の選任について
議案第 30 号 垂水市議会の個人情報の保護に関する条例 案
議案第 31 号 垂水市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程 案

請 願

- 請願第 11 号 包括受託に関する請願

陳 情

- 陳情第 20 号 川内原発の運転期間を 20 年延長しないことを求める陳情
陳情第 22 号 集合住宅に専用ごみステーションの設置を求める陳情

令和 5 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 令和 5 年 2 月 1 7 日

本会議第1号(2月17日)(金曜)

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	濱 久志	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
財政課長	園田 保	事務局長	
税務課長	篠原 彰治	土木係長	牧野 寿一
市民課長	松尾 智信	水道課長	福島 哲朗
併任		会計課長	岡山 洋恵
選挙管理		監査事務局長	榎園 雅司
委員会		消防長	後迫 浩一郎
事務局長		教育長	坂元 裕人
保健課長	草野 浩一	教育総務課長	野村 宏治
福祉課長	森永 公洋	学校教育課長	今井 誠
水産商工	大山 昭	社会教育課長	港 耕作
観光課長		国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	橘 圭一郎	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和5年2月17日午前10時開会

△開 会

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（川越信男） これより、本日の会議を開きます。

△市長再任挨拶

○議長（川越信男） ここで、市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 皆様、おはようございます。令和5年第1回定例会に当たり、お許しを頂きましたので、御挨拶を申し上げます。

去る1月の市長選挙におきまして、18代目の垂水市長として、再び市政を担わせていただくことになりました。誠に光栄なことであり、改めて課せられた使命の大きさと重責を厳粛に受け止めて、身の引き締まる思いであります。

これまでの3期12年、垂水市の発展と市民の皆様の幸福の実現を政治理念に掲げ、日々元気な垂水市をつくるという強い信念の下、安心安全で住んでよかったと思えるまちづくりを市民の皆様に実感していただけるよう市政運営に取り組んでまいりました。

4期目である、これからの4年間では、これまでの安心安全で住んでよかったと思えるまちづくりに加えまして、市民の皆様とともに市民の笑顔を増やす元気な垂水づくりについて、スピード感をもって進めてまいります。

錦江湾横断道路の実施路線化をはじめ、子育て支援としての小中学校の給食費無料化、幅広い世代が交流でき、かつ健康増進につながるグラウンドゴルフ施設の整備、観光振興による交

流人口、関係人口のさらなる拡大など、公約に掲げました様々な施策の実現に向け、この身を削り全身全霊で取り組んでまいります。

このような垂水の未来が明るくなるような施策を着実に丁寧に進めるために、市民の皆様との対話を重視し、これまで培った国や県とのパイプや人脈を生かし、4期目も市民の皆様のために汗をかき続けてまいりたいと思います。

二元代表制の一翼を担う議員の皆様方におかれましては、今後の市政運営におきまして、さらなる御支援、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川越信男） これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（川越信男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において堀内貴志議員、持留良一議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（川越信男） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月10日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から3月13日までの25日間とすることに意見の一致を見ております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月13日までの25日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（川越信男） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和4年11月分及び12月分の出納検査結果報告、令和4年度定期監査の結果並びに令和4年度財政援助団体の監査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 先日開催をされました、令和4年第4回定例会後の議会に報告すべき主な事項につきまして御報告をいたします。

初めに、総務関係につきまして御報告をいたします。

気象庁が平成27年から行っておりました桜島をはじめとした噴火警戒レベルを引き上げた際の緊急速報メールの配信が、昨年12月26日に終了したと同時に、本市の代替手段として、Jアラートとの連携による緊急速報メールの自動配信を新たに設定したところでございます。

防災情報等の発信につきましては、市民の皆様へ迅速に適宜、適切かつ多様な手段を用いてお伝えできるよう今後も取り組んでまいります。

次に、保健関係についてでございます。

まず、新型コロナウイルス関連につきまして御報告をいたします。

先月27日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針が決定され、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の5類感染症に位置づけられることになりました。

また、今月10日には、マスク着用の考え方の見直し等について、本年3月13日以降の取扱いが示されたところでございます。

本市では、今月16日に対策会議を開催し、公共施設やイベント等の感染対策の緩和について情報共有を図るとともに、その情報を精査し、市民の皆様へ速やかにお伝えできるよう指示したところでございます。

ワクチン接種につきましては、本年4月以降も予防接種法上に基づき実施することとなりますことから、引き続きワクチン接種を希望される方が接種できるよう肝属郡医師会と連携をしております。

今後につきましても、市民の皆様へ基本的な感染対策を引き続きお願いするとともに、今後の国の動向を注視しながら、市民の皆様への命と暮らしを守ることを最優先に必要な対策を実施してまいりたいと考えております。

次に、子ども・子育て世代への支援につきまして御報告をいたします。

昨年の第4回定例会におきまして御承認いただきました国の出産・子育て応援交付金事業は、出産・子育て応援ギフトとして、妊娠時、出生時にそれぞれ5万円を給付するもので、県内自治体に先駆けまして、先月23日から事業を開始し、現在、対象者69名の方々の申請受付を行っているところでございます。

この給付金を支給するに当たり、妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出生後に面談等を行うことから、出産や子育てへの経済的支援だけでなく、様々なニーズに即した必要な支援へつながるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、福祉関係についてでございます。

住民税非課税世帯に1世帯当たり5万円を支給する国の価格高騰支援給付金につきましては、先月末に手続期限が終了したところでございます。最終の給付世帯数につきましては、2,831世帯となり、給付率は約99%でございました。

また、国の給付金の対象者とならない住民税所得割非課税世帯に1世帯当たり5万円を支給する本市独自の給付金につきましても、先月末に手続期限が終了し、最終の給付世帯数は479世帯となり、給付率は約99%でございました。

次に、農業関係についてでございます。

先月24日からの強い寒気の影響で、農作物への低温被害が発生いたしました。特に、キヌサヤエンドウ、スナップエンドウ等の豆類とビワに大きな被害が発生したところであり、被害額といたしまして、本日2月17日現在、豆類が6,374万円、ビワが5,126万円、合計1億1,500万円となっております。

被害に遭われました農家の皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、営農支援など産地維持のために全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、鳥インフルエンザ関係についてでございます。

今月2日、鹿屋市の養鶏場で鳥インフルエンザの疑い例が発生し、翌3日には高病原性H5亜型の感染が確認をされたところでございます。

今季、県内では、昨年12月21日に発生して以来13例目、大隅地域では過去を含めましても初めての発生となったところでございます。

本市内の養鶏の現状でございますが、昨年2月1日時点で、大野地区及び牛根地区を中心に7事業者により約257万羽が飼養されているところであり、本日、現在、鳥インフルエンザの発生は確認をされていないところでございます。

また、今回の鳥インフルエンザ発生農場から本市の最も近い農場までの直線距離は、約18キロメートルであることから、移動制限や搬出制限の対象外となっているところでございます。

本市の警戒体制につきまして報告をいたします。

今季、県内で初めて感染が確認された昨年11月18日に、市役所内で第1回鳥インフルエンザ対策会議を開催し、本市内の養鶏事業者等へ消石灰を配布し、市内5か所に消毒ポイントを設置するように指示したところでございます。

それ以降、11月24日に第2回会議を、12月22日に第3回会議を開催し、関係機関と連携し、防疫体制を継続してまいりました。

今回、鹿屋市におきまして、鳥インフルエンザの疑い例が発生した今月2日午後6時には第4回会議を開催し、当該事案の状況確認や本市内の養鶏事業者等への消石灰配布、市内5か所に設置している消毒ポイントや支援体制等の再確認を行い、強い危機意識の下に迅速に対応するよう指示をしたところでございます。

また、今月6日には、肝属地区家畜伝染病防疫対策協議会から同協議会が任意に設置した肝付町グリーンロードの消毒ポイントへ職員の動員要請があったことから、今月8日から24日までの17日間、市職員並びに関係機関の御協力を頂いて、延べ51名を派遣することとしております。

全国的に高病原性鳥インフルエンザの発生が相次いでおりますことから、今後も最大限の警戒を継続し、国や県、近隣市町、関係機関等と連携し、飼養衛生管理基準遵守の注意喚起や監視体制の強化に取り組んでまいります。

次に、水産商工観光関係についてでございます。

まず、プレミアム付商品券につきましては、延べ3,693世帯の市民の皆様から購入をしていただき、昨年12月初旬には完売したところでございます。本事業を通じまして、特に年末年始の消費意欲の喚起が図られ、商工業の景気回復につながったものと考えているところでございます。

次に、日本航空株式会社様と連携協定の下、取り組んでおります客室乗務員のお仕事講演会につきましては、今年度の第2弾として、先月19日と20日の2日間、垂水中央中学校の1・2年生と水之上小学校の5・6年生と協和小学校の全児童を対象に実施したところでございます。

市内の全小中学生を対象にした現役の客室乗務員によるお仕事講演会は、全国でも本市が初めてのケースであり、日本航空株式会社様との連携協定の大きな成果であると考えているとこ

ろでございます。この講演会を通じて、子供たちが夢や目標へ向かって努力する一助になることを期待しているところでございます。

また、昨年11月から本年1月にかけて、羽田空港内の日本航空国際線ファーストクラスラウンジにおきまして、垂水市漁協のカンパチの握りずしが提供されたところでございます。県内のテレビ放送や新聞でも取り上げられ、垂水市産のカンパチが日本航空においても高く評価される品質を持った特産品であると自信を持ったところでございます。

加えて、昨年11月から2月にかけて、羽田空港と成田空港に隣接する日本航空の機長、客室乗務員、空港職員、整備士の方が利用する4つの日本航空社員食堂におきまして、本市の特産品でありますブリ、カンパチ、豚肉を使用したメニューを提供していただき、全ての食堂において数十分で完売するほど御好評を頂いたところでございます。

なお、このイベントに併せまして、本市のふるさと納税や他の特産品のPRなど、さらなる販路拡大につながる取組も実施したところでございます。

民泊型教育旅行につきましては、昨年12月に広島市城山中学校の約100人をお迎えしたところであり、生徒と民泊家庭において新たな出会いと思い出を育んでいただいたところでございます。

スポーツ合宿につきましては、昨年12月末から今月にかけて県内外の中学生4チームが参加したFCKAJITSUフェスティバルや、鹿児島実業サッカー部、鹿屋中央高校サッカー部、京都先端科学大学サッカー部、京都産業大学準硬式野球部など、延べ8回の合宿が実施または予定されており、滞在延べ人数は約1,900名を見込んでいるところでございます。スポーツ合宿は、本市の経済効果に寄与しておりますことから、今後も継続した誘致促進に取り組んでま

いります。

次に、仕事と休暇を両立するワーケーション事業につきまして御報告をいたします。

12月2日と3日の2日間、鹿児島県産業人材確保・移住促進課から委託を受けた事業者によるワーケーション実証実験ツアーが、森の駅たるみずを拠点として行われ、東京や大阪に拠点を持つ企業から参加された6名がリモートワークで業務を行いながら、本市の自然を満喫していただいたところでございます。

ワーケーション事業は、本市の交流人口、関係人口を創出する上で効果的な取組の一つであると考えられますことから、引き続き県並びに関係機関と連携をし、積極的に取り組んでまいります。

垂水市観光協会では、観光庁の補助事業である地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業を活用し、ブリやカンパチをはじめとした本市の食材を十分に堪能できる教育旅行の朝食メニューを開発いたしました。

具体的には、好みに応じて数種類のソースが選択できるブリまたはカンパチのカマの塩焼きやブリとカンパチのだしにバターをブレンドし、地元野菜を豊富に使用したみそ汁、サツマイモ御飯や生野菜のサラダ、温泉卵、小付などでございます。

今後は、教育旅行事業における本市共通のPRコンテンツとして活用も期待しているところでございます。

昨年11月15日から先月31日までを実施期間としていた垂水市内への宿泊された方に対して、垂水市の特産品合計900個をプレゼントするたるみずおもてなしキャンペーン第3弾につきましては、大変好評であったことから、予定より1か月以上早い昨年12月19日に返礼品数の上限に達し、申込みの完了となったところでございます。

なお、本事業につきましては、新型コロナウイルスの

影響により売上げが減少している宿泊業者など、観光関連事業者への支援策という観点から取り組んだものでございます。

次に、社会教育関係についてでございます。

令和5年垂水市二十歳のつどいを先月5日、文化会館において開催いたしました。民法改正に伴い、成人年齢が18歳に引き下げられたところでございますが、本市においては、二十歳の節目を迎えた青年を祝い、励ますとともに、大人としての自覚やふるさとを愛し、誇りにする心を持つ機会とするため、令和4年度に二十歳を迎える方々を対象に、垂水市二十歳のつどいと名称を改め開催したものでございます。

実行委員会が中心となり定めた「「報恩謝徳」～感謝と共に踏み出す一歩」をテーマに、新成人より地元垂水への愛情あふれる思いや、お世話になった方々への感謝の心、これからの夢などが述べられ、厳粛な雰囲気の中、すばらしい式典となったところでございます。

式には、関係者を含め150名を超える参加があり、旧友との久しぶりの再会を喜び、懐かしむ姿や家族との記念写真を撮る姿など、心温まる風景が見られたところでございます。

次に、第8回和田栄作・和田香苗記念絵画コンクールの一般部門とジュニア部門の展示を、先月29日から今月3日までの期間、文化会館において開催いたしました。今回は一般部門に県内はもとより、遠くは静岡などから計72点、未就学児、小学生、中学生からなるジュニア部門には計271点の応募があったところでございます。

最高賞である和田栄作賞は、「少女」を出展した本市在住の野村妙子様を受賞され、また、ジュニア部門の最高賞である和田香苗賞は、市内4名の園児・児童・生徒を受賞をいたしました。

コンクール作品の展示は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらではありましたが、

228名の来場者があり、市民の皆様にご覧いただき、作品を鑑賞していただくことで、芸術の魅力を身近に感じていただけたものと考えているところでございます。

今後も顕彰事業である和田栄作・香苗両氏のお名前を冠したこのコンクールがさらに充実するよう、周知・広報並びに運営の工夫に努めてまいります。

次に、国体関係についてでございます。

今月10日に開催予定の特別国民体育大会のフェンシング競技のリハーサルと位置づけた第75回全日本フェンシング選手権大会団体戦が、昨年12月16日から18日までの3日間、垂水中央運動公園体育館において開催されました。

今大会には、全国から147チーム、772人の選手、監督、コーチが参加され、チーム日本一を目指し、熱戦が繰り広げられたところでございます。参加者の中には東京オリンピックに出場した選手も含まれており、白熱した試合が展開され、観戦された方々は、選手のスピード感や駆け引きなどのフェンシングの魅力を感じていただけたものと考えているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、検温・手指消毒はもちろんのこと、選手と感染者のゾーニングを行うなど、選手の方々が安心して試合に臨み、実力が発揮できるよう対策を講じ、大会運営を行ったところでございます。

競技の運営面につきましては、日本フェンシング協会、鹿児島県フェンシング協会、競技補助員として、鹿児島南高校、鹿児島高校、垂水高校、垂水中央中学校の生徒、垂水市スポーツ推進委員の方々に御協力を頂き、大会成功の一翼を担っていただいたところでございます。

また、日本フェンシング協会の千田健一会長に、本大会の大会会長として御参加を頂き、国体本番に向けて様々な御助言を賜り、本市との連携強化をさらに進めていきたいと、力強いお

言葉を頂いたところでございます。

今回の経験や改善点を検証し、市民総参加の下、心からのおもてなしで、魅力ある特別国民体育大会を執り行うことができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（川越信男） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第1号上程

○議長（川越信男） 日程第4、報告第1号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

○財政課長（園田 保） 報告第1号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定及び市長専決処分手項の規定により、損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

令和4年11月1日午前9時30分頃、牛根深港地区において、生活環境課のごみ収集車が国道から深港公民館ごみステーションに後進した際、後方の確認が不十分であったため、車両の後部が和解の相手方のブロック塀に接触し、破損したものでございます。

本件は、本市の一方的過失であることから、市が責任割合100%を負担し、損害賠償金として、ブロック塀修理費6万2,700円を支払うことで示談いたしました。

なお、損害賠償額は、全額市で加入しております全国市有物件災害共済会の保険金で賄われます。所属長には、車の後方確認を徹底し、運転に慎重を期すよう指示したところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（川越信男） 以上で、報告第1号の報告を終わります。

△議案第1号・議案第2号一括上程

○議長（川越信男） 日程第5、議案第1号及び日程第6、議案第2号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市個人情報の保護に関する法律施行条例 案

議案第2号 垂水市情報公開・個人情報保護審査会条例 案

○議長（川越信男） 説明を求めます。

○総務課長（濱 久志） 議案第1号垂水市個人情報の保護に関する法律施行条例案について御説明申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、法の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに制定しようとするものでございます。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通が要請される社会情勢の中、国は地方公共団体等ごとの個人情報保護条例の規定や運用の相違による保護水準の不均衡を是正し、個人情報保護委員会が一元的に制度を所管することにより、全国共通の個人情報の保護の確保及びデータ流通の支障等の是正、全国一元の監督による国際的制度調和の確保による日本の成長戦略への整合を図る目的から、法改正が行われ、この改正により、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等において、これまで別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが、同一の法の規律によって取り扱われることとなります。

それでは、条例の内容について、第1条から順に説明させていただきます。

第1条は、本条例の趣旨について、第2条は、定義規定として条例中で使用する用語が、個人

情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例によることについて定めたものでございます。

第3条は、現行条例に規定している個人情報取扱事務の届出制度に基づき作成している個人情報取扱事務登録簿の運用について定めたものでございます。

第4条は、開示請求の手續について、第5条は、開示決定等の期限に関する特例を定めたものでございます。

第6条は、開示請求に係る手数料等について定めたものでございますが、手数料は無料とし、コピー代等は実費を徴収することを定めているところでございます。

第7条は、訂正請求の手續について、第8条は、訂正決定等の期限に関する特例を定めたものでございます。

第9条は、利用停止請求の手續について、第10条は、利用停止決定等の期限の特例について定めたものでございます。

第11条は、垂水市情報公開・個人情報保護審査会への諮問事項について、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことができることを定めたものでございます。

第12条は、災害対策基本法に基づく名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する特例を定めたものでございますが、今回の個人情報保護法の改正により、個人情報の取扱いについて類型的に審査会へ諮問することが許容されなくなることから、これらの情報提供について、審査会の意見を聞いて実施する旨を定めたものでございます。

なお、附則としまして、附則第1条は、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

附則第2条は、既存の個人情報保護条例の規定の改正が広範囲にわたることから、新たに本

条例を制定するため、既存の個人情報保護条例を廃止しようとするものでございます。

附則第3条は、現行の個人情報保護条例の廃止に伴う守秘義務・開示・訂正及び利用停止に係る請求並びに罰則規定に係る経過措置を定めたものでございます。

附則第4条は、個人情報保護法適用に伴い、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手續に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2号垂水市情報公開・個人情報保護審査会条例案について御説明申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正及び垂水市個人情報の保護に関する施行条例の制定を踏まえ、垂水市情報公開・個人情報保護審査会の組織及び調査審議の手續等を定めるため新たに制定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容について、第1条から順に説明させていただきます。

第1条は趣旨について、第2条は審査会の設置について、第3条は用語の定義を定めたものでございます。

第4条は、審査会が調査審議する所掌事務を定めております。

第5条は、審査会の組織について定めており、審査会の委員を3人以内と規定しております。

第6条は、審査会の委員について定めております。

第7条は、審査会の会長について定めております。

第8条は、審査会の調査審議について定めております。

第9条は、審査会の調査権限について定めておりますが、諮問庁へ公文書または保有個人情

報の提示、整理した資料の提出を求めることができることを定めたものでございます。

第10条は、意見の陳述について定めておりますが、審査会は審査請求人等からの申出により意見を述べる機会を与えなければならないこと、その際は審査会の許可を得て補佐人とともに出頭することができることを定めたものでございます。

第11条は、意見書の提出について定めておりますが、審査請求人等が審査会に対し、意見書または資料を提出することができることを定めたものでございます。

第12条は、提出資料の写しの送付等について定めたものでございます。

第13条は、審査請求等に係る調査審議手続の非公開について定めておりますが、審査会の行う審査請求等に係る調査審議の手続は、公開しないことを定めたものでございます。

第14条は、答申書の送付等について定めておりますが、審査会は審査請求等に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人等に送付し、答申の内容を公表することを定めたものでございます。

第15条は、審査請求等に係る調査審議以外の調査審議について定めておりますが、審査会は必要があると認めるときは、諮問実施機関及び実施機関以外の者に対して、資料の提出、必要な協力を依頼することができることを定めたものでございます。

第16条は、審査会に関し必要な事項は規則で定めることを定めたものでございます。

第17条は、罰則について定めておりますが、委員が秘密を漏らした際は、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処することを定めたものでございます。また、罰則規定を設ける際は、検察庁との協議が必要となることから、事前に罰則規定について検察庁と協議を実施しております。

なお、附則としまして、附則第1条は、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

附則第2条は、既存の情報公開・個人情報保護審査会条例の規定の改正が広範囲にわたることから、新たに本条例を制定するため、既存の情報公開・個人情報保護審査会条例を廃止しようとするものでございます。

附則第3条は、現行の情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止に伴う委員、委員の任期、守秘義務、罰則規定に係る経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○森 武一議員 すみません。3点お伺いさせていただきます。

まず1点なんですけど、要配慮個人情報についてなんですけど、法律にDV情報であったりとかというものが含まれないというふうにお話をお伺いしているんですが、市のほうでもそういう情報は取り扱っていらっしゃると思うんですが、今後の取扱いに変更であったりとか、課題が出てこないのかというのが1点。

次が、今までは市のほうの条例で個人情報の保護を行ってきたということで、この条例によって国の法律に基づいて個人情報の保護の事務を取り扱っていくかと思いますが、それに関してこの条例ができることによって事務が滞るであったりとか、課題が出てくることがないのかというのを伺いさせていただければというのが1点。

またもう1点、個人情報公開のほうも含めてなんですけど、この条例ができることによって、変わることによって、市民の知る権利であったりとか、情報公開を受ける権利、またそういうものが後退することがないのか、または何か前

進するようなものが何かあるのかというのを伺いさせていただきますと思います。

○総務課長（濱 久志） まず1点目の要配慮個人情報の関係ですが、この要配慮個人情報につきましては、今、森議員が言われたDVとか、そういう情報につきましては、条例の中で定めることができるようになっております。しかし、今回の条例制定の中では定めていないところで

す。この法の中の要配慮個人情報の定義というのがうたわれておまして、その中では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別・偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものという定義がございます。DVであったり、そういうLGBTであったり、そういう情報については、この法の中でうたわれているという解釈もできますので、今後それにつきまして、条例でうたわないといけないということがあれば、条例で制定しようとは考えております。

ただ、他市の状況もそこは確認したのですが、現時点ではそういうDVとかLGBTとか、そういうものを条例の中でうたっている市町村はないところなんです。今後、検討していきたいと考えております。

2点目ですが、条例が廃止になってというか、今までの個人情報保護条例が法に一律化をされたことで不利益、そういうものはないかということですが、特に法の中では特に不利益があるということはないと考えております。

それと、情報開示の関係、そちらにつきましても、今まで制定して、定めていた市の条例が法に移るということで、その部分は特に不利益になるような法ではないですので、情報公開について市民が不利益を被るということはないと考えております。以上です。（「事務処理に課題は出てくるのか」の声あり）

事務取扱については、今後4月以降また法が変わって、いろんなケースが出てくることは想定されますので、そのとき、そのときで不利益というか事務に支障がある場合は検討していくという形になろうかと考えております。

以上です。

○森 武一議員 先ほど要配慮個人情報については、法解釈上そこに含めることができるんじゃないかというようなお話だったと思うんですけど、様々調べてみると、そこは含まれないんじゃないかという記述もあつたりするので、垂水市としては、法律解釈上、それは可能なんだというお立場であるということの確認をさせていただければと思います。

○総務課長（濱 久志） 今、森議員が言われるとおり、この中に入っているという解釈で考えております。ただ、条例でそこを定めないといけないということであれば、そこは検討して条例で定めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川越信男） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 1点だけ。議案第2号です。この分について、17条の部分で、罰則規定という部分がきちっと設けられたと。1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するという。ある程度厳しい部分で、この部分きちんと、個人情報の部分を守るために担保しておこうという部分で、これ必要な部分だとは思うんですよ。

ただ1点、6条の部分で、委員会の設置の委任の部分、優れた識見を有する者のうちから選ぶという形になっているわけですよ。罰則規定が多い中で、私が危惧する部分が、いろんな審査会があるんですけども、市役所のOBさんですか、充て職の方が市民でもなっている部分が多いと思うんですよ。ただ17条の部分で、1年間の懲役、50万円以下の罰金という部分が

厳しいし、それで、ある程度専門性が問われると思うんですね。

例えば、弁護士とか、町の法律家であられる行政書士とか法学者であるとか、LGBT、案件によってはLGBTの専門家とか、そういった方々の中から委員をきちっと選んで委嘱するという形でないといけないと思うんですね。

16条の部分に規則で定められているんですけども、この部分について規則であるとか、私が先ほど申しました専門性の部分の担保、この辺について、この条例規則の部分できちっと守らないんですかという質問です。分かりますか。

結局、この条例と委員の選任で規則で定められていますよね。規則で定めると、16条の部分でね。その規則の部分は今提示されていないものですから、前もって勉強してくればよかったんですけどね。この規則で定める、規則をつくっているわけでしょう。その部分できちっと対処できるんですかということ。きちっとした審査会、委員会になるのですかということ。はい。

○総務課長（濱 久志） まず、16条に関して、規則で定めるところですが、基本的には様式等を定めているのが規則ということになります。ですので、その委員等をこの規則の中で定めるという規定ではございません。

それと、第6条の審査会の委員ですが、3名現在も定めております。委員につきましては、弁護士、それと、大学の准教授、それと行政職経験者という形で3名の方。この3名が現時点、委員となっていていただいております。

以上です。

○議長（川越信男） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。

ただいまの議案2件については、いずれも総

務文教委員会に付託いたします。

△議案第3号上程

○議長（川越信男） 日程第7、議案第3号垂水市情報公開条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

説明を求めます。

○総務課長（濱 久志） 議案第3号垂水市情報公開条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、公文書を公開決定する一定の場合に不開示とする情報を追加するため、一部を改正する必要が生じたため、垂水市情報公開条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

なお、改正内容につきましては、新旧対照表のとおりとなりますが、その内容は主に個人情報保護法の改正に伴う規定の整理及び条ずれ等の調整でございます。

それでは、新旧対照表の1ページを御覧ください。

第7条は、情報公開制度において一定の合理的な理由に基づき、不開示とする必要がある情報を不開示とし、不開示情報を除き、公文書は請求に応じて実施機関の長が開示する義務を負うものとし、原則的開示の基本的枠組みを規定しているところでございます。今回の個人情報保護法改正に伴い、第7条部分の規定の整理を行っております。

次に、2ページをお開きください。

改正案部分の第7条、第3号につきましては、今回、新たに規定を追加しております。

概要といたしましては、行政機関等匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた削除部分を不開示情報として追加するものでご

ざいます。行政機関等匿名加工情報は、情報公開条例で不開示情報としている個人に関する情報には原則として該当しないため、新たに不開示情報として追加するものでございます。

次に、4ページをお開きください。

第9条及び第13条については、先ほど御説明いたしました第7条部分の規定を整理したことにより号ずれが生じたことから、その調整等に係る改正となります。

なお、附則といたしまして、附則第1項は、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

附則第2項は、改正後の垂水市情報公開条例の第7条の規定は、令和5年4月1日以後に行われる開示決定等について適用することを定めたものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○森 武一議員 すみません。何点かお伺いさせていただければと思うんですけど、今回その7条のところの4項、その4項のアですが、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの、また5項のところの率直な意見の交換ができなくなるおそれがある場合は情報公開しなくてもいいというような条文になるかと思うんですけど、こちら辺はすごく曖昧な形になってしまうと、本来であれば市民が知るべき情報が公開されないおそれがあるかと思いますが、こちら辺のその基準であったりとか、運用をどのようにされていくのかというのを教えていただければと思います。

○総務課長（濱 久志） この条項につきましては、特に前回の現行の条例と特に大きく変わったところではございませんので、特に取扱いが今回変わるというところではございません。

それともう一つの、この5項につきましても、

この条例上、順番が変わっただけであって、中身が大きく変わったことではございませんので、そういうことでございます。

以上です。

○森 武一議員 従前どおりの運用になってくるというお話であったんですけど、すみません、もし今御存じであれば、この正当な、どのような競争上の地位、その他正当な利益というものをどのように判断をしてきたのか、また率直な意見の交換が、もしくはその意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれというものをどのように運用してきたのかというものを教えていただければと思うのですが。どのような判断をしてきたのか、基準等を。

○副市長（益山純徳） 私のほうから答弁させていただきます。

この条項につきましては、今言ったように一般的な書き方だと考えております。市としましては、これまでもそのときの事案、事例、そのときの状況に応じて、その都度適切に判断しているものと考えております。

以上です。

○森 武一議員 最後ですよ。先ほど、適切に判断をされる、その事案ごとに適切に判断をされていくというお話であったかと思うんですけど、何かしらの基準であったりとか、こういうような考え方に基づいて、競争上の不利益、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれというものがあるというふうに判断をする。また率直な意見の交換に害するというものを、どのような考えに基づいて判断をしていくのかというものは、一定程度、今回、改正をされるに当たって、今まで個別事案にやってくるということはなかったというお話だと思いますので、市民に対して説明をすることも一定程度必要なんじゃないかと思いますが、最後ここに関して、そういうお考えはないかお伺いさせていただければと思います。

○副市長（益山純徳） 森議員が言われたとおり、この条項に基づいて、非常に乱用を使ってはいけないということは十分認識しております。

様々な事例において、様々なことが考えられますので、やはりその事例に応じた、その時々の方と、そのことの大きさ。ということが市民に混乱を生じさせるのかという形をきちんと説明できるような状況で皆さんにお知らせした上で開示しないと、か、そういうことをする必要はあるとは考えています。

以上です。

○森 武一議員 もう答弁はよろしいんですけど、国のほうで競争上の地位、その他、正当な利益を害するというものに関しては、このようなガイドラインと言えいいのかな。すみません、ちょっと正式名称は覚えていないんですけど、考え方が示されているというところがありますので、垂水市として、そういうようなガイドラインであったりとか、国の指針を基にしてやっつけられるのでないのであれば、何かしらそういうものが必要になってくると思いますので、また改めて検討していただければと思います。

終わります。

○議長（川越信男） ほかにありませんか。

○前田 隆議員 議会のほうは、この個人情報保護条例の対象機関になっていないと、市議会。そっちのほうの条例はつくる用意はないのか、その1点だけお聞きする。

○総務課長（濱 久志） 今、前田議員が言われたとおり、議会はこの中には入っておりません。議会は、また別な議案で今回出されると聞いておりますので、そのようになると思います。

○議長（川越信男） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。こ

れで質疑を終わります。

ただいまの議案については、総務文教委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時10分から再開いたします。

午前11時2分休憩

午前11時10分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第4号上程

○議長（川越信男） 日程第8、議案第4号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

説明を求めます。

○総務課長（濱 久志） 議案第4号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

契約保証金の不明金問題に鑑み、事案の解決に至っていないこと、このことで市民の皆様にご心配をおかけしていることなど、市長自ら一定の責任を取りたいという趣旨の下で、令和4年11月1日からその任期の末日である令和5年1月26日まで給与の減額をされたところでございますが、本議案は、市長が再選されたことに伴い、継続して給与の削減を行いたいという市長の意向がございましたので、市長の給料月額を減額しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、附則第47項におきまして、令和5年4月1日から令和6年5月31日の間、市長の給料月額を本則に規定する額に、100分の80を乗じた額とするものでございます。

次に、附則第48項でございますが、この減額は、期末手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない旨を規定するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 公金の部分の紛失の問題ですね。尾脇市長なりの責任の取り方ということである程度は理解するんですが、ただ、市長、特別委員会も開きました。議会の総意として、提言したものを出しました。それと情報公開という部分でもいろんな議論をしてきました。こういった問題が起こったら速やかに報告し、警察に届けると。そういった部分も議論してきたつもりであります。そういった部分を踏まえて、市長へ提言があったわけですが、これ情報公開という部分まで含めて、現時点でどう思われているのか、その部分を一言お話しいただければと。そうでないことには、この部分がこういう責任の取り方でいいのかという部分も私、感じますので、一言お言葉をください。

○市長（尾脇雅弥） 今回の件に関しましては、いろんな場面でお話をしており、まずは大変申し訳なく思っているということはそのとおりであります。その情報の公開のありように関して、これまでお話ししたようなのが我々の考え方でありまして、様々な要素がありますから、いろんな角度から見る中で総合的に判断をしてこれまでの経緯だということで、それに際して、今総務課長がお話をしたような経緯の中で責任を取って対応してきたわけですが、前回お話をさせて、提案をさせていただいたときには残りが3か月ということでございまして、今回また再任をさせていただいて、以前のお約束、市民の皆さんにお約束をしたとおり、285万円に見合う金額に対してしっかりと対応していかなければいけないということで、今回このような上程をさせていただいているということでございます。

○感王寺耕造議員 市長、今までも給食費の横

領の問題、税務課職員、会計年度職員の不祥事の問題が多々ありました。そういったことを受けて、公金管理適正化方針もきちんとつくられておりましたし、マニュアルもつくっていたわけですね。でも同じような事案がまた起こったということですね。残念でなりません。起こったことは起こったとして、これからどう対処していくかという部分がお互い肝要なところだと思っていると思うんですよ。市長もそう考えると思うんですね。

1点だけ、最後の確認です。こういった類似の案件が出た場合に、まず公開するという部分のお考えはないんですかね。その点だけ、最後1点。

○市長（尾脇雅弥） 今回の件は公開をしていないということではないんですが、諸般の事情を鑑みてということで、これまでお話ししたとおりでありますので、当然こういう事案が発生をして、総合的に判断して速やかに公開すべきという場合は、当然のこととしてそのように対応するというところでございます。

○議長（川越信男） ほかに質疑はありませんか。

○北方貞明議員 ありがとうございます。今度は20%カットされるわけですが、総額で幾らになるか、ちょっと総額を教えてください。

○総務課長（濱 久志） 総額で幾らになったかという御質問ですが、今回の削減額、14か月の削減となります。218万4,000円給与が削減されます。前回の削減額が67万91円。合わせまして総額で285万4,091円の減額となります。

以上です。

○議長（川越信男） ほかにありませんか。

○池山節夫議員 責任の取り方ということで、総合的に判断をしてということなんですけど、これは市長のお考えですからいいんでしょうけど、私は、これ285万円だからこういう形で責任が取れるけど、これ281億円だったらどうな

んだらうとか思うわけですね。根本のもともとはまだ分かっていないし、これ私個人の意見ですけど、市長として責任を、あるといえばあるんでしょうけど、目が届かないところだってあるでしょう。それを全てにおいて責任を取れというのも私的にはどうかと思っています。私はね。この金額が給与をカットして、十何か月、それで見合う額だったからいいけど、これとんでもない金額だったらどうするんだらうというのが私の疑問なんです。その辺について、市長に聞いて、どう思われますか。

○市長（尾脇雅弥） 今回の事件、事案というか、明確ではないということなんです。通常何かあったときにその中身に対して見合う責任のありようというのはあるとは思いますが、今回まだ原因究明も含めて捜査中ですので、私の中では、私の考え方ですから、私はこういう考え方の下でそのように対応したということでございます。

○池山節夫議員 私は、責任を取られる今市長のお考えですけど、こういうことが前例になっていくと、例えば将来ですよ、また20年先、30年先に似たようなことが起こったときに金額がすごかったと。でも20年前、尾脇市長はこれ給与カットして弁償されましたよと。その前例に、悪い前例になるんじゃないかと私は思うわけですよ。その辺のことまで考えられて判断されたのか。もう一回。

○副市長（益山純徳） 今、池山議員からの質問がございました。今回の事案、市長も度々申し上げておりますとおり、警察に捜査をお願いしているけどまだ真相は分かっていないと。その中で一定の責任を取るという形でこのような議案を上げることになったと認識しております。通常ですが、通常は警察の捜査に全面協力をし、通常は事案が解明されることが多いです。よく新聞でも載りました、誰々がどうしたということで逮捕されたと。そうなった場合には、

事案が解明されたら法律があります。事案が解明されたら、その人が捕ったとなれば、そういうふうな法律がありますし、そのことに応じたその対応ということになるのが一般的だと考えております。今回、先ほども申しましたように、事案が警察に捜査をお願いしているにもかかわらず、まだ解明されていないということを鑑みて、市長が御判断されたことだと考えております。

以上です。

○議長（川越信男） よろしいですか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案については、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第5号～議案第7号一括上程

○議長（川越信男） 日程第9、議案第5号から日程第11、議案第7号までの議案3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第5号 垂水市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第7号 垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

○議長（川越信男） 説明を求めます。

○福祉課長（森永公洋） 議案第5号垂水市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律において、子ども・子育て支援法が一部改正されたことから、条例の一部を

改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明いたします。1ページを御覧ください。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律におきまして、第72条から第76条までが削除され、改正前の第77条以降の各条が繰り上げられたことによるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号及び議案第7号について御説明いたします。

なお、議案第6号及び議案第7号は、関連がございますので、一括して御説明いたします。

議案第6号垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

令和4年9月、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという事案が発生しました。この事案を受け、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令における、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定が新たに加えられました。

また、同改正では、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施することや、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定等の新たな規定や衛生管理等に係る規定の改正があったことから、垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正

しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明いたします。1ページを御覧ください。

第6条の2は、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を新たに加えるものでございます。

第6条の3は、点呼等による児童の所在確認を行うことを義務づける規定を新たに加えるものでございます。

第12条の2は、業務継続計画に必要な措置を講ずるよう努める規定を新たに加えるものでございます。

2ページを御覧ください。

第13条第2項は、「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施する」に内容を改正するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、御説明を申し上げます。

改正の趣旨については、議案第6号と同様の、バス送迎に当たっての安全管理及び事業所における衛生管理等に係る規定の改正に加え、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の改正及び民法の一部改正による懲戒権の規定の削除に伴う改正に合わせ、垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、添付し

ております新旧対照表で御説明いたします。1ページを御覧ください。

第7条の2は、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を新たに加えるものでございます。

第7条の3は、点呼等による乳幼児の所在確認を行うことを義務づける規定を新たに設けるとともに、家庭的保育事業所について、専ら児童の送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置の使用を義務づける規定を新たに加えるものでございます。

2ページを御覧ください。

第10条は、同条中に「その行う保育に支障がない場合に限り」を新たに設けるものでございます。

第13条は、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、設備及び運営に関する基準を定める省令から懲戒権関係規定を削除する等の改正が行われたことから、本条例においても削除されるものでございます。

第14条は、「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施する」に内容を改正するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は第13条の懲戒権関係規定の削除は公布の日から、その他の改正は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 まず、第6号のほうなんですけども、これは現行の条例がありますよね。現行の条例があって、新たにこの条例を起こして、

見方としては両方を併記してみないと分からないんですけども、両方併記して、この一つの一本の条例として見る、そんなふうに理解しているのかということが一つと、もう一つは、7号等も含めてなんですけども、国のほうで子供の出欠に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底についてという事務連絡が令和4年11月14日に出されているというふうに思います。なぜこの問題が起きたかというのは、いわゆる保育士の配置基準、まだ問題があったんだということで、現場になかなか保育士の方々が寄り添えない。その結果、虐待が起きたり、そういうバス送迎における見過ごしがあったという問題が提起されたと思うんですよね。国会の中での問題点は、配置基準を見直しをしていく。OECDの中でも最も低い配置基準だという指摘をされている中で、そこは全然根本的には改められなくて、この通知だけが来て、現場で何とかしなさいという形での様々な文章があります。みんなで点呼、幼い命を守ろうとかいう形で内閣府が出していますけども、しかし根本的な問題が解決しないでいてそういう運用を求めていくというのは、現場では矛盾があると思うんですよね。そういう中で、この条例をつくられたときに、どんな思い、または対策、市としての対策というのは、どんなふうに検討していこうとか、どうしようかということは起きなかったのかということです。例えば、学童保育の問題でも、省令基準があって、その基準に合わせて部屋の問題なんかもしていると思うんですよね。ところが実態としては非常に、専用区分の問題、様々、本当にこれでいいのかという現実的な問題が現場からも起きています。例えば子供が病気になったとって一時的な保護をして、結果的にそういう場所もない、スペースもないというような中身で行われています。非常に学童保育をつくられて、大きな様々な成果も生まれてきていると思うんですが、そ

ういう根本的な問題対策が取られない中でこれをどう運用していくのかという点については、課長なんかはどういう検討、または課題が出てきたのか、その点について、この条例をつくるに当たっての考えをお聞かせください。

○福祉課長（森永公洋） 昨年、このバスの置き去りにおいて子供が死亡するという事案が発生したことにおいて、今回この条例等の改正が行われました。バス等のそういう送迎等の安全のためにはこういう基準を設ける必要があるのではないかという。今までその辺の職員のほうについても、配置についても、基準が本当に厳しくて職員が足りない状況であって、そういう保育園関係においてもバスの置き去り、そういうことを見落としてきたということだったと思います。ただ、その職員を本当に、改定していない、そういう状況でこういうことだけを先にやること自体はどうかと私も思いますけど、今回のこの条例の改正については、このバスの運行等についての規定を変えるということでしたので、これについて改正を今回上げたところです。

以上です。

○持留良一議員 それでは行政の役割、責任、全くないじゃないですか。だから私は、こういうのは確かに現場としてはそれを施行していかなければならない責任があると思うんですよ。当然のごとくね。だから問題は、そういう状況の中で市として何らかの当然条例を提案するに当たっては対策も、また必要であれば国に声も上げていくんだよという視点、捉まえがないと、現場の働く保育士の皆さん、大変だと思うんですよ。それだけ押しつけられて、あなた、また仕事が増えるわけですよ。その中で保育を安全、また目的に沿った形で取り組んでいくというのは、非常に無理がきてしまうんじゃないかと、逆にまたさらに仕事が増えるわけですから、そういう中で市としても、当然私たちも、保護基

準の見直しをしようという声は上げていかなければならないと思っている、議会としてもですね。そういう中で市としてこういう条例をつかって、ただ来たからではつくりましたというだけでいいのかと。やはりそこでの問題、課題は何なのか、そのためにはこういうしっかりと対策を取っていくという方向性も現場の方々にもきちんと示さないと、保育士の皆さんを含めて、管理者も含めて、今後それに対して本当に責任を持っていけるのかというのは疑問がついたままだと思うんですよ。そういう中でやっぱり行政の役割や責任は何なんだということが、この条例をつくるに当たって求められていたのではないかという、そこのところは理解できないと、この条例を、はい分かりましたという形で僕らも通すことはできないんじゃないかなと思ったからです。その点について、行政の役割、責任って何なのかということです。そのことを聞きたいと思うんですよ。質疑したいと思うんですが、どうでしょうか。

○福祉課長（森永公洋） 今後、園長会議等を開催しまして、いろいろとそういう園長から、またそういう施設のほうからの代表者からの意見等をいろいろ聞きまして、今後改正できるところについては今後改正していきたいと思えます。

以上です。

○副市長（益山純徳） 今、持留議員から質問ございました。今回の条例改正につきましては、国からのそれに基づいてやらざるを得ないというのは御理解いただきたいと思えます。ただ、持留議員がお話しされたように、保育所や幼稚園の問題、様々な課題がございます。福祉のほう、私のほう、市長のほうも、当然、様々な課題については園長会議などの話も聞いたりして、細かいところまでお話をお聞きすることもございます。こういうふうな保育所、幼稚園の大きな問題につきましては、やはり大き

な組織として声を上げなければならない。例えば県の市長会、うち、今、尾脇市長、市長会の副会長でございます。そういう市長会等を通じまして、やはり国、また県に何らかの必要があればお話ししていくということが大事なことでなかろうかと思えます。そのためには現場の声というのを、今課長がお話したように、園長会議等の現場の声を拾った上でそういうところにつなげて大きな声にしていくということも必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（川越信男） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○新原 勇議員 1点だけお聞きします。家庭的保育事業者等の保育園、幼稚園は分かるんですけれども、垂水市に家庭的保育事業者があるのか、そこをお聞きしたいです。

○福祉課長（森永公洋） 地域型保育事業の中にある家庭的保育事業のことで、少人数、零人から5人までをこの家庭的保育事業という、零歳から2歳までの子供を対象とした分を家庭的保育事業と言っております。今現在、垂水市内にはございません。

○新原 勇議員 分かりました。

○議長（川越信男） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案3件については、いずれも産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第8号上程

○議長（川越信男） 日程第12、議案第8号垂水市簡易水道事業の垂水市水道事業への統合に伴う関係条例の整備等に関する条例案を議題といたします。

説明を求めます。

○水道課長（福島哲朗） 議案第8号垂水市簡易水道事業の垂水市水道事業への統合に伴う関

係条例の整備等に関する条例案について、御説明申し上げます。

この条例につきましては、平成31年1月25日発出の総務大臣通知、公営企業会計の適用のさらなる推進についての技術的助言により、人口3万人未満の簡易水道事業につきましては、将来にわたって持続可能な経営を確保するため必要な情報を把握することを主な目的として、令和5年度までに公営企業会計を適用することが求められております。このことから、令和5年3月31日で簡易水道事業特別会計を廃し、同年4月1日に公営企業会計である水道事業会計に経営統合することとしておりますが、これに伴い、関係条例の改廃が必要となりますことから、関連する垂水市職員特殊勤務手当支給条例、垂水市水道事業の設置等に関する条例、垂水市特別会計条例、垂水市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、垂水市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の5条例の一部改正と、垂水市簡易水道事業の設置等に関する条例の廃止につきまして、本条例案において一括し整備しようとするものでございます。

それでは、改正等の内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明申し上げます。下線を引いたところが改正部分でございます。1ページを御覧ください。

まず、第1条関係の垂水市職員特殊勤務手当支給条例につきましては、特殊勤務手当の種類に係る第2条第11号を削除し、第12号を第11号とするものでございます。

また、緊急業務手当に係る第13条中の「簡易」を削除するものでございます。

同じく徴収停止業務手当に係る第14条第1項につきましては、文中の「垂水市簡易水道事業の設置等に関する条例（平成16年条例第15号）第3条の規定により、その例にすることとされた」を削除するものでございます。

2ページを御覧ください。

次に、第2条関係の垂水市水道事業の設置等に関する条例につきましては、事業統合後の実情に合わせ、給水人口1万5,000人から1万2,000人へ、また1日最大給水量を8,400立方メートルから7,650立方メートルへ改めるものでございます。

また、2ページから6ページにかけて、別表給水区域につきましては、これまで簡易水道事業の区域でありました境地区及び小谷・段地区の区域を新たに加えるものでございます。

6ページを御覧ください。

次に、第3条関係の垂水市特別会計条例につきましては、設置に係る第1条第1項第5号を削除するものでございます。

次に、第4条関係の垂水市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例につきましては、使用料の算定に係る第11条第2項第1号中について、現行の「垂水市簡易水道事業の設置等に関する条例（平成16年条例第15号）第3条」から、改正案では、「水道法（昭和32年法律第177号）その他の法令及びこの条例の定めるもののほか、垂水市給水条例（平成10年条例第6号）」へ改めるものでございます。

7ページを御覧ください。

次に、第5条関係の垂水市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例につきましては、布設工事監督者の資格に係る第3条第2項を削除し、また、水道技術管理者の資格に係る第4条第1項中の「簡易水道以外の」を削除するとともに、同条第2項を削除するものでございます。

以上で、新旧対照表による説明を終わります。

最後に、本条例案の6ページを御覧ください。

第6条の垂水市簡易水道事業の設置等に関する条例につきましては、廃止とするものでございます。

なお、附則といたしまして、第1条は、この

条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2条は、垂水市簡易水道特別会計は、令和4年度決算終了をもって、これを廃止するものとし、同特別会計決算の結果、余剰または不足、債権、債務及び資産は、施行日において垂水市水道事業に引き継ぐものとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 ようやく事業のほうが統合されていくということで、様々効果とか、また問題もいろいろあるのかなと想像するんですけども、まず一つは、簡易水道事業、今後の効果ということでソフト面、ハード面あるというふうに思いますが、どのように認識をされているのかということを知りたいということと、統合による問題はないのかということ、一つは簡易水道の減価償却資産はあるのかどうかということと、あと事業における元利償還金等の問題はないのかということと、あと簡易水道で使用した水源や浄水場施設の解体、安全管理、これらについてはどのような対応をされていくのかということをお聞きをしたいと思います。

○水道課長（福島哲朗） ただいまの第1点、メリットについてでございますが、これまで簡易水道事業特別会計が地方公営企業法を採用すること、つまり法的化することにより、給与会計に基づく貸借対照表、損益計算書、またキャッシュフロー等の作成により、事業全体にとって必要な情報を把握することにより、将来にわたって持続可能な経営を確保すること、また安定した事業運営を行うことができると思っております。

次に、問題はないかということでしたが、特別会計である簡易水道事業の財源につ

きましては、現在、水道料金と一般会計から繰入れがございますが、統合後はこの繰入金が一部の起債額分を除き、なくなりますので、年間2,000万から3,000万円の額を水道事業で負担することになります。今後、給水人口の増加が見込まれないことから、経営統合以降、水道事業の経費が大きく増加し、利益が大きく減少することが見込まれます。このため、統合後はさらなる経費削減に努めますとともに、各指標や今後必要な工事等を総合的に勘案し、適切な時期での料金の見直し等も必要になるかもしれません。

なお、その時期が参りましたら、皆様に御報告したいと考えております。

あと、施設の解体等とはということで御質問がございましたが、この統合につきましては、施設の解体等、いわゆるハード面のことは今のところ考えておりません。いわゆる事務統合という形になります。ただ、先ほど申し上げましたように、給水人口の減少等もございますし、収入も減っていきます。そういったところから、今後は施設の縮小とか、その辺も考えていかなければならないのかと思っています。

以上でございます。

○議長（川越信男） ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 効果という点では様々出てくるというふうに思いますが、ただ、こんなふうな形で見たときに、一般的にはやはり統合のほうがより住民の皆さんにとってプラスになるということの面も出てくる。ただ、先ほど言いましたとおり、料金の問題、いわゆる統合されたことによって経営状態が一層明確化されていくという問題点、これはある意味ではソフト面の効果、逆の意味では強化、効果ということになると思いますが、こういうときにやはりどういう形でこの問題に対応していくのかというのは当然、この統合における課題だと思っ

すよね。例えば、自治体によっては国に財政支援を求めていくことも必要ですし、私たち議会も声を上げていかなければいけないと思うんですけど、単純にそれが水道料金に跳ね返って、その問題が対応できるのかという形になってくると、やはり市民の皆さんにさらなる負担を求めなければならないということになると思うんです。それで、先ほど言いましたとおり、現在での問題、課題はないのかということで、減価償却の問題や元利償還金の問題、あと施設等の問題、そこにも様々また問題が出てくるのであれば、さらに一般会計から繰入れということではできないわけですので、今の現状では、ではどうしていくのかということが出てくると思うんですが、しかしやはり最終的にその問題で市民の皆さんに負担を求めていくというのが本当に当たり前なのか、そうなのかということで、やっぱりここは様々な形で一般会計含めた形での、国へのまた議会も含めた形で財政支援を求めていくというこういう観点は、当然統合における問題として必要な点だと思うんですが、その辺りの議論とか対策とかというのはどうだったんでしょうか。

○水道課長（福島哲朗） ただいまの御質問ですが、財政支援というのがあるかということで、簡易水道事業におきましては、借入れ済みの企業債の償還については、令和5年度以降、全額を水道事業会計が引き継ぐこととなります。総務省が定める地方公営企業繰出金の基準に基づき、統合前の簡易水道事業の建設管理費について発行された企業債に関わる元利償還金の55%分が交付税措置の対象となりますことから、令和5年度以降において支出することとなる簡易水道事業分の企業債の元金及び利子償還分の当該対象額につきましては、一般会計側からの補助金として歳入をしていただくこととしております。このような形で今後、様々な問題ありますが、これまで以上に水道事業としまして、経費

の削減等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川越信男） よろしいですか。

○持留良一議員 では最後になりますけども、こういう様々な課題、問題が結果として出てくる、統合によって、プラスになる分と当然マイナスの、財政的な点では非常に苦しくなってきた、将来的には水道料金の値上げを検討せざるを得ないというような、こういう状況の中で今さらに市民の負担が増えていく可能性があるということですが、こういうときにやはり市として、市長としてもやっぱりこの問題に対して国への支援を求めていくなり、一般会計からの繰出しをしていく形によって、経営的な安定と市民への負担というのを抑えていく、この観点が必要だと思うんですが、そういう立場での、先ほど保育士の問題でも広範な形で広く意見を求めていくということでしたが、この観点は全国でもそういう動きが始まっていると思うんですね。そうなってきたときにそういう姿勢、立場、また提言提出ということをして市長は頭の中にあるのかどうなのかをお聞かせください。

○副市長（益山純徳） 持留議員の質問に対して、まずは私のほうから答弁させていただきま

す。先ほど水道課長もありましたとおり、地方公営企業になるということは、これまで以上に費用をどういうふうに切り詰めていくのか、どういう形で収入を上げていくのか、こういう形で企業として成り立っていくような形で知恵を絞っていかなければならないと考えております。今回、簡易水道事業がなくなったということで、水道事業が2つあったものが1つになったということで、ある程度の一定程度のそういう労力というか、そういうものも削減というか、そういうものもあるでしょうし、また統合によるメリッ的なものも、スケールメリッ的なことも場合によってはある可能性があります。そうい

う形でまずは、費用を抑えて収入を上げる努力をするというのがまず大事だと思います。その上で、今言われたように、そういう全国的に水道事業におけるそういう課題については、やはり先ほども申しましたとおり、いろんなところで全体的な、一市町の問題ではない話だと考えますので、全体の中で声を上げていく必要性というの、場合によってはあるかとは考えております。

以上です。

○市長（尾脇雅弥） 基本的には今、副市長がお話をしたような考え方なわけですが、やっぱり人口減少、少子高齢化社会の中で起こり得る問題でもありますので、まず、やっぱり経営努力もやりながら、市として何ができるのか、さらには日本全体の問題としてこういう問題、ほかのところもあろうかと思えますから、そこにはしっかりと連携をしながら、声を上げて改善を目指して努力をしていくということが大事だと思います。

○議長（川越信男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案については、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

次は、13時10分から再開いたします。

午前11時55分休憩

午後1時10分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第9号上程

○議長（川越信男） 日程第13、議案第9号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（園田 保） 議案第9号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案を御説明いたします。

主な補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりますので、併せて御覧ください。

今回の補正の主な理由でございますが、市有施設整備基金及び財政調整基金への積立て、特別会計への繰出金及び事業費の確定に伴う歳入歳出予算の整理等によるものでございます。

また、年度内に事業完了できないためやむを得ず繰り越す事業について、繰越明許費の設定、複数年の支出を見込む事業について債務負担行為の補正などを同時に行うものでございます。

今回の補正は、歳入歳出とも3億7,640万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額は130億7,023万1,000円となります。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまでの第1表、歳入歳出予算補正に上げてあるとおりでございます。

6ページをお開きください。第2表、繰越明許費について御説明いたします。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越しして使用できる経費をお示しております。

繰越事業の内容でございますが、2款総務費、1項総務管理費の垂水市庁舎本館棟及び本館棟増築部の耐震改修工事設計業務委託は、令和5年1月27日をもって耐震補強計画業務委託が完了し、現在、耐震改修工事設計業務委託の段階に入っているところでございます。年度内の事業を完了することが困難なため、繰越しを行うものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費の保育環境改善等事業は、令和5年4月1日から保育所が送迎で使用するバス等に安全装置の装備が義務づけ

られたことにより、国は必要な経費支援を行う予定であり、令和5年3月中旬に補助事業の交付決定がなされる見込みでございますが、令和4年度中の事業完了が困難なことから、本補正予算に必要な予算を計上し、繰越しを行うものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費の新御堂下片平田地区用水路布設工事ほか1は、9月補正予算にて測量設計業務委託費及び工事費を計上し、委託業務完了後、工事発注準備に入りましたが、年度内の期間で標準工期を設定し、完了することが困難となることから、繰越しを行うものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費は、当初、社会资本整備総合交付金事業として、元垂水原田線ののり面防災と垂水9号線道路改良1工区の2か所の工事を予定しておりましたが、元垂水原田線地滑り調査において、工法検討に至るまでの十分な結果が得られず継続調査となったことにより、今年度予定した工事の執行が見込めなくなりました。そこで垂水9号線道路改良工事の2工区として追加執行しました。また、この執行に関して十分な工期を確保することが困難なため、繰越しをするものでございます。

9款消防費、1項消防費の垂水市消防本部耐震改修工事設計業務委託は、先ほど総務費で御説明いたしました本庁舎と同様、耐震改修工事設計業務委託の段階に入っているところであり、年度内で事業完了することが困難であるため、繰越しを行うものでございます。

10款教育費、5目社会教育費の文化会館非常照明等改修工事は、文化会館の行事予定等を考慮して施工しており、年度内の完了が見込めないことから繰越しを行うものでございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の農地補助災害復旧事業は、昨年9月に襲来した台風14号の災害復旧において、令和4年12月末までに災害査定、補助率増高申請の手続を

経て工事発注を行いました。年度内での期間で標準工期を設定し完了することが困難であることから繰越しを行うものでございます。

繰越明許費全体としましては、7事業、総額6,894万3,000円でございますが、繰越しに要する財源は、国県支出金、地方債、分担金、繰入金及び一般財源でございます。

続きまして、債務負担行為にも補正がありましたので、7ページの第3表、債務負担行為の補正を御覧ください。

肉用牛繁殖用素牛導入預託事業のうち、本年度中に交付決定したものにつきまして、最終年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

地方債にも補正がありましたので、8ページの第4表、地方債の補正を御覧ください。

まず、追加でございますが、減収補填債は、法人事業税等が基準財政収入額の算定において収入見込額を下回ると見込まれる場合、この減収を補填するための特別の地方債となりますが、本市におきましても、法人税割、法人事業税交付金、利子割交付金の減収を補填するため、限度額を設定するものでございます。

9ページをお開きください。

変更については、各事業費の決算見込みに伴う補正でございます。それぞれの事業に伴う起債額を右欄に示す限度額に変更し、本年度の起債限度額の合計を7億739万6,000円にしようとするものでございます。

続いて、歳出の事項別明細で主なものを御説明申し上げますが、事務事業の決算見込みに伴う予算整理に係るものは省略させていただきます。

17ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、8目財産管理費の積立金は、市有施設整備基金及び財政調整基金に積立てを行うものでございます。

少し飛びますが、19ページをお開きください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の報酬から役務費は、マイナンバーカード交付申請の増加に伴う会計年度任用職員の増員及び事務費の増額を行うものでございます。

21ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、9目介護保険事業費の負担金、補助及び交付金は、医療・介護・障害者施設等物価高騰対策支援金の介護事業所分につきまして、不足が見込まれるため増額をするもので、財源は地方創生臨時交付金でございます。

13目介護老人保健施設の繰出金は、今年度の当該特別会計の決算見込みに財源不足が見込まれることから、財源補填のために繰り出すものでございます。

22ページをお開きください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の負担金、補助及び交付金は、先ほど繰越明許費でも御説明いたしました。保育所等が送迎で使用するバス等に安全装置の整備を整備するために補助するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費の報酬から次のページの行政事務委託は、新型コロナワクチン接種の執行見込みによる減額でございます。

負担金、補助及び交付金は、医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金の医療分につきまして、執行額確定により減額するものでございます。

2項清掃費、1目清掃総務費の次のページになりますが、負担金、補助及び交付金中、浄化槽設置整備事業補助金は、補助額確定に伴う減額でございます。

3項病院費、1目病院費の負担金、補助及び交付金は、病院事業会計の負担金でございます。

27ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費の負担金、補助及び交付金中、プレミアム商品

券事業補助金は、1回目の事業費確定に伴う減額。同じく、新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金負担金は、鹿児島県の営業時間短縮要請に応じた飲食店に対する協力金で、執行額確定に伴う減額で、いずれも財源は地方創生臨時交付金でございます。

3目観光費の委託料は、おもてなしキャンペーンの執行額確定に伴う減額でございます。

32ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、2目文化財保護費は、島津家墓所災害復旧事業に係るもので、今年度の補助額確定に伴う減額及び補助対象外経費となる経費の財源更正でございます。

33ページをお開きください。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、4目水産施設補助災害復旧費は、台風14号で被災しました施設に係る災害復旧補助でございます。

以上が、歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、10ページの事項別明細書の総括表及び12ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う分担金及び負担金、国県支出金、繰入金、市債などの特定財源と市税、地方交付税等を補正し、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 民生費の、先ほど条例でも出ました、具体的な取組の補助金ということで、要はどのような形で周知徹底、なおかつその運用状況、また、その結果での様々な問題点、いわゆる取組の状況を行政としてどう推進、把握、徹底していくのかという点についてお聞きをしたいと思うんですが、これが重要な点だろうと思うんですけどね。それぞれ園等に当然責任を

持って運用していただくんでしょうけども、やはりその中で行政がどうその関係で関わっていくのかというのはあると思うんですが、先ほど紹介した厚生労働省から内閣府など含めた形で、最後のところに実地調査も含め様々な機会を捉えて改めて各施設に対して周知徹底を図るようという通達文書が出ているというふうに思います。その中でいろんなことが書かれているわけなんですけども、要はこれらを推進し、また安全をきちんと担保していくためにこの対策が取られるというふうに思うんですけども、その中で行政はどんな形でこの問題の周知徹底と運用の点検、対策等を含めた形で取組がなされていくのか、その点について質疑したいと思います。

○福祉課長（森永公洋） 保育園等におきまして、まず、その送迎バスの安全措置等のそういう必要性があるかどうかの確認を、まず要望を取っております。そして各園のほうからつけてくださいということで要望を頂いて、結果、5台の送迎バスに対しては5台の設置をします。これは保育園と幼稚園についてはもう設置義務ですので、あとの児童クラブ等のこちらについては、お願いという形でありますから、そちらのほうについては、まだ今のところは要望は上がっておりません。今のこの90万円については5台の18万で計上しております。

以上です。

○持留良一議員 ということは、例えば障害者支援施設とか通所施設とかを含めて、今後要望が上がってくるというか、その周知徹底を図る中でやっぱり必要な事業だということで、要望を出されてくれば当然、補正予算を含めた形で取り組んでいくという中身でも当然あるべきだと思うんですが、そんな方向なのか、どうなんでしょうか。

○福祉課長（森永公洋） ほかのところについては、義務ではないんですけど、要望において

補助のほうも額はちょっと下がるんですけど8万8,000円という額になってはくるんですけど、そういう要望等があればまたこちらのほうも対処してまいりたいと思います。

○持留良一議員 最後になります。先ほど言いましたとおり、この取組というのは非常に重要な中身を持っている。様々な条件の中でこの必要性が出てきて、その対策を取らないと十分な安全管理もできないというような状況にあるわけなんですけども、そういう中で市としてこの問題でどのような形で、先ほど言いましたとおり、周知徹底等を含めた形をやっていくのか。そしてまた必要があれば中間点検とか監査とか、そういうこともやっていく考え方、方針なのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○福祉課長（森永公洋） 監査については、3年に1回のそういう市が行っております監査もありますので、そこら辺で専門の知識を持った方がそういう会計上とかいろんな問題についていろいろ審査していただいて、またいろいろ分からない点がありましたら、そういうところをその監査の場でまた拾い上げていただいて、それを今後この分野に生かしていきたいと考えております。

○議長（川越信男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案中、耐震化に関する予算については、庁舎整備検討特別委員会へ付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、議案第9号中、耐震化に関する予算については、庁舎整備検討特別委員会へ付託することとし、それ以外の予算については、所管の各

常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△議案第10号～議案第15号一括上程

○議長（川越信男） 日程第14、議案第10号から日程第19、議案第15号までの議案6件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第10号 令和4年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第11号 令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第12号 令和4年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第13号 令和4年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第14号 令和4年度垂水市病院事業会計補正予算（第3号）案

議案第15号 令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案

○議長（川越信男） 説明を求めます。

○市民課長（松尾智信） 議案第10号令和4年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について、御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,056万7,000円を減額し、歳入歳出予算額の総額を23億9,794万9,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、保険給付費の今年度実績見込みによる減額及び令和3年度保険給付費等交付金、令和3年度特別交付金等の確定に伴う償還金等について、増額補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

初めに歳出から御説明いたします。8ページをお開きください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、18節

負担金、補助及び交付金は、今後の所要額見込みを勘案いたしまして、減額するものでございます。

5目審査支払手数料、11節役務費の手数料は、各審査支払手数料に不足が見込まれましたので、増額するものでございます。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分の財源組替えは、保険給付費等交付金と一般会計繰入金の組替えによるものでございます。

5款1項3目健康ポイント事業費、7節報償費、商品等及び11節役務費、手数料は、健康ポイント事業の商品券代交換の実績に基づき減額するものでございます。

5款2項1目特定健康診査等事業費の12節委託料は、特定健診等医事業務委託料の受診者数などからの見込みに基づきまして、減額するものでございます。

8款1項8目保険給付費等交付金償還金は、令和3年度普通交付金の確定に伴う償還金と、令和3年度保険者努力支援交付金の確定に伴う特別交付金等の償還金を増額補正するものでございます。

9目その他償還金は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の令和3年度国庫支出金及び新型コロナウイルス感染症対応に係る災害等臨時特別補助金の確定に伴う返還金の補正でございます。

これに対する歳入であります。6ページからありますとおり、被保険者数等の減少による調定額の減少に伴い、国民健康保険税の収納額の減少も見込まれ、国の調整交付金についても減少が見込まれること、歳出の保険給付費相当分が普通交付金の減額となることから、歳入額全体としては減額となっておりますが、保険基盤安定負担金、財政安定化支援負担金等の繰入金が増額となったことから、財源不足を補うための一般会計繰入金については減額となることを見込み、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第11号令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出それぞれ737万4,000円を減額し、歳入歳出予算額の総額を2億5,539万9,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金に係る被保険者保険料及び保険基盤安定分担金の交付決定に伴う差額分の減額補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

初めに歳出から御説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料の減額分と保険基盤安定分担金が交付決定したことに伴う増額分の補正でございます。

これに対する歳入であります。6ページにありますとおり、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金、前年度繰越金の補正をもって充てております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○保健課長（草野浩一） 議案第12号令和4年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、地域支援事業の事業費増や国庫支出金の交付額決定による歳入増が主なものでございます。

今回、歳入歳出それぞれ158万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額は24億5,860万1,000円となります。

それでは、事項別明細書により御説明申し上げます。

まず、歳出でございます。8ページをお開きください。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業費、任意事業費、4目任意事業費の委託料は、訪問給食サービスの利用増に伴う見守り者の増加によるものでございます。

同じく5目在宅医療・介護連携推進事業費から、8目地域ケア会議推進事業費までは、歳入のところで御説明申し上げますが、国から財政的インセンティブとして交付されます保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を地域支援事業費の財源に充当するもので、今回交付の決定によりそれぞれ財源の組替えを行うものでございます。

9ページを御覧ください。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は、令和3年度の事業費確定による県への返還金でございます。

続きまして、歳入でございます。戻りまして6ページをお開きください。

1款保険料は、介護給付費及び地域支援事業費の財源の一部を賄っているところでございますが、この後の3款国庫支出金で御説明申し上げます、国の保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を地域支援事業費の財源に充当することから、保険料が賄っている事業費の財源のうち、その充当分を減額するものでございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目保険者機能強化推進交付金及び6目介護保険保険者努力支援交付金は、本市の自立支援、重度化防止等に向けた様々な取組の達成状況の評価や、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価し交付されるもので、今回、交付決定通知により増額するものでございます。

7ページを御覧ください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目事務費繰入金の一般事務費繰入金は、地域支援事業

に係る光熱水費増額等に伴う増額でございます。

2項基金繰入金は、先ほど御説明申し上げました保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を介護給付費へ財源充当したことによる減額でございます。

その他の6ページの3款国庫支出金から7ページの7款繰入金までの地域支援事業交付金は、地域支援事業費増に伴い、それぞれの割合に基づき増額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

引き続きまして、議案第13号令和4年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正でございますが、コロナ禍においてコスモス苑の施設稼働は、回復傾向が見られるものの、昨年の感染拡大の影響などもあり、コロナ禍前の水準までには回復していない状況にあります。そのことから、施設療養費などにおいて減収が見込まれるため、施設利用収入を減額するとともに、その減額した資金の補填として、新たに特別減収対策企業債の発行を行おうとするものでございます。今回、歳入のみ増額を行うことから、歳入歳出予算総額は変更なく、6億5,290万1,000円となります。

3ページをお開きください。

先ほど申し上げました理由により、資金不足の解消を図ることを目的に、特別減収対策企業債の借入れを行うため、第2表で起債限度額を定めようとするものでございます。

それでは、事項別明細書により御説明申し上げます。5ページを御覧ください。

1款1項療養費収入、1目施設療養費収入は、事業収益の減収見込みにより減額するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料は、施設個室料の歳入見込みに伴い減額するものでございます。

5 款諸収入、2 項雑入、1 目実費弁償金は、日用品費、食費、居住費等に係る利用者の実費負担分の減収見込みにより減額するものでございます。

6 款繰入金、2 項 1 目一般会計繰入金は、コスモス苑建設時等の起債借入れ分の元利償還金として一般会計より繰り入れるものでございます。

8 款 1 項市債、1 目老人保健施設事業債は、先ほど申し上げましたとおり、事業収益の減収に伴う資金不足解消のため、特別減収対策企業債を発行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第14号令和4年度垂水市病院事業会計補正予算（第3号）案について、御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

令和4年度の病院事業に係る交付税措置額の確定に伴い、収益的収入及び支出において病院事業収益及び病院事業費用をそれぞれ増額するものでございます。

それでは、予算に関する説明書により実施計画について御説明申し上げます。2 ページをお開きください。

収益的収入の1 款病院事業収益、2 項医業外収益、2 目他会計負担金を1 億2,125万5,000円増額し、支出の1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目経費を1 億963万9,000円、2 項医業外費用、3 目消費税及び地方消費税を140万円増額するものでございます。

続きまして、参考資料によりその内容について御説明申し上げます。4 ページをお開きください。

まず、収益的収入でございます。

1 款病院事業収益、2 項医業外収益、2 目他会計負担金の一般会計負担金を、令和4年度の病院事業に係る交付税措置額確定により、現予

算との差額を増額するものでございます。

次に支出でございます。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目経費の政策的医療交付金を、令和4年度の病院事業に係る交付税措置額確定により、救急医療に要する経費や院内保育に要する経費など、指定管理者へ支払う政策的医療交付金を増額しようとするものでございます。

2 項医業外費用、3 目消費税及び地方消費税は、消費税及び地方消費税の予算に不足が見込まれることから増額しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（福島哲朗） 議案第15号令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正の主な理由は、年度末の決算を見込み、不用額の整理を行うものでございます。

1 ページを御覧ください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ608万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,216万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出から、事項別明細書により御説明申し上げます。7 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の1 節報酬、2 節給料、4 節共済費につきましては、給与の改定等に伴い増額補正するものでございます。

10 節需要費につきましては、設備の改修更新等について、高額を要する修繕等がなかったことから、不用額を減額補正するものでございます。

12 節委託料につきましては、公営企業会計への移行に伴う届出設計業務委託費に入札残が生じたことなどから、不用額を減額補正するものでございます。

14 節工事請負費につきましては、境地区歩道拡幅に伴う配水支管切替工事を行う必要がなか

ったため、不用額を減額補正するものでございます。

17節備品購入費につきましては、計量機の購入に不用額が生じたことから、減額補正するものでございます。

次に歳入でございますが、6ページを御覧ください。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金の1節一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を歳出の減額に伴い減額補正いたしまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 議案第13号の老人保健施設の問題で、先ほど特別減収対策企業債ということが出てきて、この数年間、大変厳しい経営状況の中に置かれているというふうに思いますが、今後、今のこの地方債の到達状況と今後に与える影響対策ということで、何らかのやっばり取組を検討されているというふうに思うのですが、この辺りについて、会計上の問題という点については、当然、施設への影響とか経営の影響とかが出てくるとは思うのですが、その辺りをどのように認識されて、そしてまたどういう今後、方針等を持って臨んでいくというお立場なのか、この点について質疑をさせていただきます。

○保健課長（草野浩一） まず、コスモス苑へのコロナの影響を受けての経営の話なのですが、まだコロナが終息はしないと思うのですが、それに向けて、ウイズコロナの世界の中で介護運営ができていくかということで、現在、コスモス苑の管理者も含めて、どういう方向性であるかということで、まずお伺いをさせている状況でございます。それを踏まえて、今後、どういう見込みをしないかということで、市としても

対応を検討していきたいと考えております。それまでの間ということで、今回、この企業債の運用をどうしていくかという話ですが、今回につきましても、昨年もこのお話があったと思うのですが、一般会計の部分と、その企業債を借りる部分ということで、今回も財政課のほうと協議をいたしまして、取りあえずは長期スパン、15年起債という形になりますので、財政負担の平準化という形でこの企業債のほうを選択したところでございます。

以上でございます。

○議長（川越信男） ほかに。

○持留良一議員 肝腎な問題は、さっき言ったウイズコロナ、アフターコロナというか、そういう観点で今後どういうふうにご利用者の方々が動いていくかという点があると思うんですけども、でもやっぱり必要性はだんだんニーズというかな、それは高いと思うんですけどね。そしてあと問題は、働く人たちの問題、確保等々も出てこないと経営的な面でそれを稼働していかないといけない点があると思うんですが、財政面だけじゃなくて、そういう点でやっぱり財政という点での活性化対策という、そういうやっぱり視点もあろうかと思うんですが、その辺りもちゃんと含めた形での今後の方針なのかどうなのか、その点について質疑をします。

○保健課長（草野浩一） 今言われました人件費の部分についても、介護、あらゆる職種において人材不足というお話がございしますが、介護職につきましては特にそういうふうになっておりますので、そこを運営される指定管理者側のほうでは確保に動いているというところではお聞きしております。本市においても、その検討のほうにおいてそういった介護人材のネットワークがありますので、情報を収集しながら、情報提供できるところはしっかりとしていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（川越信男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案6件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

次は、2時から再開いたします。

午後1時51分休憩

午後2時0分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第16号～議案第25号一括上程

○議長（川越信男） 日程第20、議案第16号から日程第29、議案第25号までの議案10件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第16号 令和5年度垂水市一般会計予算案

議案第17号 令和5年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第18号 令和5年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第19号 令和5年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第20号 令和5年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第21号 令和5年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第22号 令和5年度垂水市病院事業会計予算案

議案第23号 令和5年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第24号 令和5年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第25号 令和5年度垂水市水道事業会計予算案

○議長（川越信男） 説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 令和5年度一般会計及び特別会計予算の提案に当たりまして、予算の編成とその概要について御説明を申し上げます。

令和5年度の一般会計当初予算は、私の市長就任期間の関係で、義務的経費及び経常的経費を中心とした骨格予算として編成いたしました。公約に掲げた施策等に関する政策的な経費につきましては、施政方針と合わせまして6月補正予算としてお示しをいたします。

なお、特別会計は、例年どおり年間予算として編成をいたしております。

令和5年度一般会計当初予算につきましては、先ほどもお話をいたしましたとおり、義務的経費及び経常的経費を中心とした骨格予算として編成したところであり、歳入歳出予算の総額は113億4,200万円となっております。また、一般会計に特別会計を加えた予算は180億4,027万8,000円となっております。

それでは、一般会計の歳入につきまして、主なものを御説明をいたします。

市税は、固定資産税、たばこ税などの増収が見込まれることから、対前年度比1.8%増の13億6,034万9,000円を計上しております。

本市歳入の柱であります地方交付税は、国の地方財政計画を参考に、前年度と同額の39億8,670万円を計上しております。

市債につきましては、垂水小学校屋内運動場長寿命化改良工事、消防救急デジタル無線設備更新事業などに関する借入れ見込額を計上しており、7億3,790万円となっております。

地域活性化、教育環境整備等に有効に活用させていただいておりますふるさと応援寄附金につきましては、返礼品や事務費、ふるさと応援

基金充当事業への繰入金として8億6,622万6,000円を計上しております。

続きまして、歳出につきまして主なものを御説明いたします。

総務費につきましては、地方創生・定住促進に関する施策や県議会議員選挙及び市議会議員選挙に関する経費を計上しております。また、ふるさと納税制度の周知やふるさと応援寄附金の確保に必要な経費を計上しております。

民生費につきましては、たるたるおでかけチケットや健康ポイント、高齢者・障害者に関する施策に関する経費を計上しております。

子育て支援につきましては、乳児用品の購入や高校3年生までの医療費助成に関する経費を計上しております。

衛生費につきましては、たるみず元気プロジェクトやがん検診、各種予防接種を行うための経費、地域の医療体制充実に必要な経費を計上しております。また、浄化槽の設置や整備に関する各種補助について、必要な経費を計上しております。

農林水産業費についてでございますが、農業・林業につきましては、新規就農者・農業経営体の育成や6次産業化を進めるための経費、多面的機能支払交付金、農道・林道などの保全・維持管理に関する経費を計上しております。

水産業につきましては、脇登地区並びに境地区の高潮対策や牛根麓漁港の県営漁港整備事業に関する負担金を計上しております。

土木費につきましては、国庫補助金を活用した市道の整備や単独事業として継続中の市道・集落道の整備、橋梁の長寿命化、住宅リフォームの促進、空き家解体・撤去に関する経費を計上しております。

消防費につきましては、消防救急デジタル無線設備の更新に関する経費を計上しております。

教育費につきましては、これまで物価高騰対策として実施しておりました学校給食費の値上

げを行わないための補助や、教職員住宅の解体・撤去、垂水小学校屋内運動場長寿命化改良に関する経費を計上しております。また、各種文化事業や公民館の運営、柘原地区公民館の耐震に関する経費、島津家墓所災害復旧に関する経費、令和5年度に開催されます燃ゆる感動かごしま国体実施に関する経費を計上しております。

災害復旧費につきましては、梅雨・豪雨に伴う土砂災害や台風による風水害等の発生に備える必要な経費を計上いたしますとともに、桜島降灰による路面清掃や宅地内の降灰除去に関する経費を計上しております。

最後に、簡易水道事業特別会計につきましては、令和5年度から水道事業会計に経営統合することとしておりますことから、令和5年3月31日付で廃止することとしております。

なお、特別会計や一般会計の詳細につきましては、審議の過程におきまして担当課長が説明をいたします。

以上をもちまして、一般会計予算案の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいま令和5年度の各会計予算案について説明がありましたが、これに対する総括質疑及び一般質問のための本会議を3月2日及び3日の午前9時30分から開きます。質疑及び質問は通告制といたしますので、質疑者及び質問者は、会議規則第51条第1項の規定により2月21日の正午までに質疑及び質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

なお、当日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。また、質問回数については無制限といたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限いたしますので御協力をお願いいたします。

△請願第11号上程

○議長（川越信男） 日程第30、請願第11号包括受託に関する請願を議題といたします。

請願第11号については、総務文教委員会に付託いたします。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（川越信男） 明18日から3月1日まで、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、3月2日及び3日に開きます。

△散 会

○議長（川越信男） 本日は、これをもちまして散会いたします。

午後2時9分散会

令和 5 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 令和 5 年 3 月 2 日

本会議第2号(3月2日)(木曜)

出席議員 13名

1番	新原 勇	9番	持留 良一
2番	森 武一	10番	北方 貞明
3番	前田 隆	11番	池山 節夫
4番	池田 みすず	12番	徳留 邦治
5番	梅木 勇	13番	篠原 静則
6番	堀内 貴志	14番	川畑 三郎
7番	川越 信男		

欠席議員 1名

8番 感王寺 耕造

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	濱 久志	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
財政課長	園田 保	事務局長	
税務課長	篠原 彰治	土木課長	東 弘幸
市民課長	松尾 智信	水道課長	福島 哲朗
併任		会計課長	岡山 洋恵
選挙管理		監査事務局長	榎園 雅司
委員会		消防長	後迫 浩一郎
事務局長		教育長	坂元 裕人
保健課長	草野 浩一	教育総務課長	野村 宏治
福祉課長	森永 公洋	学校教育課長	今井 誠
水産商工	大山 昭	社会教育課長	港 耕作
観光課長		国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	橘 圭一郎	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和5年3月2日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第9号～議案第15号一括上程

○議長（川越信男） 日程第1、議案第9号から日程第7、議案第15号までの議案7件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第9号 令和4年度垂水市一般会計補正予算（第9号） 案

議案第10号 令和4年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 案

議案第11号 令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 案

議案第12号 令和4年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号） 案

議案第13号 令和4年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号） 案

議案第14号 令和4年度垂水市病院事業会計補正予算（第3号） 案

議案第15号 令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号） 案

○議長（川越信男） ここで各委員長の審査報告を求めます。

最初に、庁舎整備検討特別副委員長、池山節夫議員。

[庁舎整備検討特別副委員長池山節夫議員登壇]

○庁舎整備検討特別副委員長（池山節夫） おはようございます。去る2月17日の本会議にお

いて、庁舎整備検討特別委員会付託となりました案件について、同日の2月17日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案審査前に、前回の本委員会以降にありました外部検討委員会の開催状況等について報告がなされました。

指宿市役所の視察を行い、委員会の意見交換がなされたとのこととあります。また、外部検討委員会の委員におかれましては、今月末をもって任期満了となりますことから、後日、様々な観点を取りまとめられた意見書が示されるのではないかととありました。

次に、議案第9号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案中の庁舎耐震化事業における所管費目について説明がありました。

この中で、本庁舎及び消防庁舎の耐震補強計画業務委託が完了となり、その後に行われる実施設計業務を2月7日に契約締結されたところでありますが、年度内の履行が厳しいことから、翌年度に繰り越すとのこととありました。特段、質疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川越信男） 次に、産業厚生委員長、梅木勇議員。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） おはようございます。去る2月17日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、2月24日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第9号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案中の福祉課の所管費目について説明があり、保育環境改善等事業補助金の送迎バスへの安全装置は、どのようなものかとの質問があり、バスの天井部分に児童の所

在を確認するものや、エンジン停止後に安全確認を促すアナウンスをする2種類があるとの答弁がありました。

また、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の実績、乳児用品等購入助成費の実績について質疑が交わされました。

次に、保健課の所管費目について説明があり、特段、質疑はありませんでした。

次に、生活環境課の所管費目について説明があり、電気代等の経費が上がっているが、火葬場の使用料について増額の考えはないのかとの質問に対し、経費削減のために施設では節電等を心がけている。使用料については、現在、垂水市民だと1万円、市外だと3万円の使用料を徴収している。増額については、他市の状況を見ながら考えていきたいとの答弁がありました。

また、その他で、市営墓地の管理体制について質疑が交わされました。

次に、農林課の所管費目について説明があり、狩猟免許更新の拡充など、猟友会への支援について質問があり、支援として免許取得するときや年1回の更新費用を補助しており、今年度は7名の免許取得があったとの答弁がありました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、垂水市商工振興資金利子補給補助金について質疑が交わされました。

次に、土木課の所管費目については、内ノ野路線の施工が進んでいない用地についての質疑があり、また、その他で新城の大浜団地等の市営住宅の環境整備について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和4年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案中の保健課の所管費目について説明があり、地域支援事業や保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和4年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案については、特別減収対策企業債について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和4年度垂水市病院事業会計補正予算（第3号）案については、特段質疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案については、特段質疑はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（川越信男） 次に、総務文教委員長、池山節夫議員。

[総務文教委員長池山節夫議員登壇]

○総務文教委員長（池山節夫） 去る2月17日の本会議において、総務文常任委員会付託となりました各案件について、2月28日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第9号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案中の議会事務局、総務課、税務課、消防本部、国体推進課の所管費目については、特段の質疑はありませんでした。

次に、企画政策課の所管費目では、廃止路線代替バス運行事業やふるさと納税制度事業の補正理由のほか、移住・定住事業の総括について質疑が交わされました。

次に、市民課の所管費目では、国民健康保険特別会計への法定外操出金の減額要因や投票率向上に向けた広報活動について質疑が交わされました。

次に、財政課の所管費目では、市有施設整備

基金と財政調整基金の評価について質疑が交わされました。

次に、教育総務課の所管費目では、スクールバスの運行委託料の減額理由について質問があり、同一方向であることや乗車予定の生徒が減少傾向であることを考慮し、牛根線と協和線が1台運行へ変更されたためであるとの回答がありました。

次に、学校教育課の所管費目については、九州地区難聴・言語障害教育研究会鹿児島大会のリモート開催について質疑が交わされました。

次に、社会教育課の所管費目では、大隅広域図書館ネットワーク運営協議会負担金の減額理由について質問があり、これまでの繰越額に応じて今回の負担金の減額になったとの回答がありました。

次に、地方債、歳入全款の審査に入り、税務課の所管費目では入湯税の滞納繰越しについて質疑が交わされました。

財務課の所管費目では、減収補填債についての質問に対し、毎年度、基準財政収入額の算定において、収入見込額を下回ると見込まれる場合に発行が可能となる地方債になるため、来年度の状況によっては借入れができない場合もあるとの回答がありました。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和4年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案については、健康ポイント事業の効果や保険給付費等の見込みについて質疑があったほか、償還金の内訳について質問があり、普通交付金等の償還金は、医療費に対する県交付金であり、過度に入ってきた分を返還するものであるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案については、特別徴収保険料の減額理由について質疑があり、7月に決定した特別徴収保険料から決定以降の死亡者や転出者分を減額したものであるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川越信男） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第9号から議案第15号までの議案7件を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、議案第9号から議案第15号までの議案7件については、各委員長の報告のとおり決定いたしました。

△議案第26号・議案第27号一括上程

議案第26号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案
議案第27号 垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例 案

○議長（川越信男） 日程第8、議案第26号及び日程第9、議案第27号の議案2件を一括議題といたします。

説明を求めます。

○福祉課長（森永公洋） おはようございます。議案第26号垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

改正の趣旨については、民法及び児童福祉法において児童虐待の防止を図る観点から、懲戒権に関する規程が削除されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第26条は、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規程が削除されることに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準から、懲戒権関係規定を削除する等の改正が行われたことから、本条例においても削除されるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○市民課長（松尾智信） おはようございます。それでは議案第27号垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

出産時の経済的負担軽減のため、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、出産育児一時金の額が改正されたことに伴い、垂水市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、国民健康保険条例第6条で規定している出産育児一時金の支給額について、これまで同様、健康保険等に準拠して改正するものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表で御説明

申し上げます。

第6条第1項中、出産育児一時金として支給する額を40万8,000円から48万8,000円に改正するものでございます。

現在の出産育児一時金等の支給総額は、出産育児一時金分と産科医療保障制度の加算対象となる出産の場合、産科医療保障制度の掛金相当額と合わせた42万円となっておりますが、今回、出産時の経済的負担を軽減するため、出産育児一時金分を8万円引き上げ、支給総額を50万円とするものです。

第11条は、国民健康保険税について、適切な文言となるよう改正しようとするものでございます。

なお、附則第1項で、施行期日を令和5年4月1日と規定し、附則の2項で、今回の改正の施行日前に出産した場合について経過措置を設けております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案、2件については、各常任委員会に付託いたします。

△令和5年度各会計予算案に対する総括質疑・一般質問

○議長（川越信男） 日程第10、ただいまから令和5年度各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を行います。

1回目の質疑及び質問は登壇して行い、再質疑及び再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。

また、質問回数については制限なしといたします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限いたしますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次、質疑及び質問を許可いたします。

最初に、6番、堀内貴志議員の質疑及び質問を許可いたします。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。先の垂水市長選挙、見事に4期目を当選された尾脇市長に、この場をお借りして、心からお祝い申し上げます。本当におめでとうでございます。

これからも初心に帰って、初心を忘れることなく、引き続き、しっかりとした垂水市のかじ取りをお願いしておきます。そして、我々議会についても、4月に任期満了を迎え、改選が行われます。私は、初陣の選挙で垂水市の新しい風をキャッチフレーズとして選挙戦を望みました。そして4年後には、垂水の稔り生む風に変更して議員活動を続けてまいりました。早いもので、3期12年が過ぎようとしています。

先輩議員の中には、11期連続で当選されている川畑議員を筆頭に、9期の篠原議員、8期の徳留議員などなど多くの諸先輩議員がおられます。3期などは、まだまだひよっこですが、常に初心を忘れることなく、持ち前の責任感と行動力で4期目に挑戦していきたいと強い決意を持ったところであります。

さて本日は、私にとりまして3期目、47回目、任期中の最後の一般質問になりますが、市長、副市長、そして関係各課の皆さんの積極的な御答弁をよろしく願いまして質問に入っていきます。

まず1つ目は、錦江湾横断道路の実現に向けてということで質問します。

錦江湾横断道路については、その必要性、重要性については、それぞれの議員が機会あるごとに質問をして、その都度、市長は懇切丁寧に

答弁をされており、私自身も十分に理解はしています。

また、一昨年、6月には鹿児島新広域道路計画、鹿児島県広域道路ネットワーク路線の中で構想路線として位置づけされたことから、鹿児島県として将来的に建設道路ということで位置づけされたことにより、実現に向けて大きく動きだし、いよいよ現実味を帯びてきたと思っています。

そして市長は、4期目をかけた選挙戦の中でも錦江湾横断道路の実施路線化について強く訴えられておりました。市長自身も実現を強く願っていることと思います。

4期目を当選されたばかりですが、この任期中の4年間で錦江湾横断道路の実現に向けて極めて重要な時期になってくると思っています。錦江湾横断道路の実施路線化に向けて市長として取り組む決意をお聞きいたします。

また、我々の要望は、錦江湾横断道路の実現がゴールではないと思っております。錦江湾横断道路を実現して大隅半島側の桜島と鹿児島市街地を道路でつないで、その後の垂水市においてどのようなまちづくりをするのか、この道路をどのように生かすべきか問われることになり、また大きな課題になってくるのではないかと考えています。

そうすると、錦江湾横断道路の実施路線化に向けた取組と同時進行で、垂水市のまちづくりを考えなければならないと思います。まずは実施路線化に向けて力を注ぐという考え方もありますが、現時点で、市長の考えをお聞きいたします。

この2点については、一括でお願いいたします。

次に、2つ目は、パワハラ防止対策についてお聞きをいたします。

私は、パワハラの問題について、一昨年、令和3年12月議会の中で、一般質問をした経緯が

あります。

当時、私が調べた資料によると、一般的な職場のいじめ、嫌がらせ、いわゆるパワハラに関する相談件数の実態は、データの少し古くなるかもしれませんが、平成23年からの調査で年々右肩上がりに増加しており、平成30年度の調査では、相談件数の25.6%を占めている。また、別の調査でも従業員向けの相談窓口で、従業員からの相談の多いテーマはパワハラが最も多く32.4%を占め、次いでメンタルヘルスで28.1%。従業員向けの相談のうち約6割がパワハラを含むメンタルヘルスの関係ということで、お話をさせてもらい、このことを示した上で本市のパワハラの実態について尋ねました。

当時の担当課長は、パワーハラスメントは、職務上の地位や人間関係等の職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的、肉体的苦痛を与える。また、職場環境を悪化させる行為と定義されておりますが、本市においては、これまでパワーハラスメントとして認定した事案はございませんなどと答えていました。

私は、昨年暮れに、パワハラに悩んでいる人がいるという情報を得たことから、私なりに独自の方法でパワハラに関するアンケートの協力依頼を数人の職員の方にお願ひしました。当然に、個人名を公表しないことを条件に協力いただいたわけですが、10名の方から回答を頂きました。まずは、協力を頂いた方には、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

調査の内容は7項目の質問から構成されたもので、A4判、2ページにわたったものでしたが、回答していただいた9名全員の方が市内においてパワハラされたことがある、もしくは見聞きしたことがあるとの回答でした。これは衝撃的な回答ではなかったかと思ひます。このアンケート結果に基づき、担当課長に対して、議会とは別に議員という立場で早急に調査した上で、改善策を講じてほしい旨を訴えています

が、その後調査をしたのかどうか、その結果はどうだったのかお尋ねをいたします。

また、過去の職場の状況を調べている中で、一部の所属において1つの係に配置された人が連続的に療養休暇を取得している事実がありました。そこにはパワハラの実態はなかったのか、また庁舎内でパワハラに関する相談等はないのか教えていただきたいと思ひます。

最後の質問は、コロナ禍における消防職員の出動件数の現状についてお聞きをいたします。

東京消防庁においては、2022年に受けた119番の件数は、速報値で103万6,645件、前年対比で13万8,000件増加となり、現在の集計方法となった2015年以降、はじめて100万件を超え、過去最高となったと聞いています。

また、救急車の出動件数も82万2,101件。約12万8,000件増加と、これまで過去最多を更新している状況だということです。

そんな中で、救急搬送の現場では、昨年暮れ、過酷な業務を強いられている救急隊員らの疲労の限界に來ていることが要因として、救急車の横転事故が発生しました。

全国的にも同じような現状が見られており、終息の兆しの見えない新型コロナウイルス禍を背景に、救護隊の業務が逼迫している状況にあると聞いています。

危惧するのは本市の現状ですが、過去3年間の出動件数と内訳について伺います。

また本市においてもコロナ禍の影響による逼迫の現状が見受けられるのか否かについてお聞きをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（二川隆志） おはようございます。錦江湾横断道路の実現に向けて、実施路線化に向けた取組につきましてお答えいたします。

錦江湾横断道路につきましては、令和3年6月にかごしま新広域道路交通ビジョン及び計画

におきまして、新たに構想路線として位置づけられたところであり、翌7月には、国土交通省の九州地方新広域道路交通計画においても新たに構想路線として位置づけられたところであり、本格的な事業化に向けて一歩前進したものと考えているところでございます。

構想路線から実施路線や事業化へ向けたこれからの取組につきましては、県へ照会しましたことを12月議会で土木課長が答弁しておりますが、まずは事業効果の検討が必要であるが、実施路線化や事業化に向けた具体的な取組が定められているわけではないと御説明しております。

実施路線化につきましては、まずは本市のみならず、関係市町の皆様へ広く情報発信を行い、地域全体の合意形成や機運の醸成を図るための様々な取組が必要ではないかと考えているところでございます。

また、それらの取組や地域の声を中央へ届けることが実施路線化の実現に向けて重要であると認識しているところでございます。

これまでも国土整備促進特別委員会の皆様をはじめとする垂水市議会の皆様とともに、国土交通省へ対して行う国土整備推進に関わる要望活動が行われているところでございます。

また、川越信男垂水市議会議長を会長とする小規模市の地域戦略を考える地方議会ネットワーク議長会等、様々な関係団体におかれましても要望活動を行っていただいているところでございます。

先月、21日には、県の担当者の方々へ桜島、垂水両フェリーの通勤、通学や観光での人や車両の往来の状況や観光客などの入込み状況、農畜水産物などの物流の現状、防災や緊急搬送等の現状をはじめ、議会、関係団体による要望活動や、機運醸成の取組について改めて説明を行う機会を頂いたところでございます。そして現在、連携して要望活動等を行っていただく新たな団体、機関等との協議を開始したところでござ

います。

今後につきましては、関係機関と連携を図り、一体となって実施路線として位置づけるための取組を市民の皆様方や関係団体の皆様方、周辺自治体と連携し、市議会の皆様のより一層のお力添えを賜りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 垂水市のまちづくりにつきましてお答えをいたします。

桜島と鹿児島を結ぶ錦江湾横断道路の実現は、交通の利便性の向上や生活圏の拡大に加え、道路自体が観光資源となる可能性や近年、激甚化傾向にある自然災害発生時の緊急避難道路としての活用など、大隅をはじめとする九州南部地域の産業・経済・文化の発展に大きく寄与すると考えております。

また、防災面におきましても、高度医療が必要な場合や、特に夜間においては、ドクターヘリの運行が不可能であることから、非常に有効な命を守る道路となるものと考えられ、私のまちづくりの信念であります安心・安全な住んでよかった思えるまちづくりに寄与するものと考えているところでございます。

このようなことから、錦江湾横断道路の実施路線化につきましては、今後も引き続き、森山ひろし先生をはじめ、鹿児島県選出の国会議員の方々や地元選出の県議会議員の方々、市議会の皆様をはじめとする関係団体の皆様のお力添えを頂きながら、衆参両議院の災害対策特別委員長、内閣府、国土交通省、農林水産省、気象庁など、関係機関の皆様機会を捉えて、私、自ら大隅地域全体の活性化や命を守る緊急避難道路の整備として錦江湾横断道路の必要性について訴えてまいりたいと考えております。

議員から御質問のこれからのまちづくりにつきましては、実施路線化によって、さらに活発化することが予想される人々の往来などの様々

な変化に対応したまちづくりに取り組んでいく必要があると考えております。

現在、通勤、通学や観光など、多くの人々や車両が桜島フェリーあるいは垂水フェリーにより、毎日搬送されておりますが、錦江湾横断道路の実現により、通勤、通学や観光などの人流をはじめ、物流などがさらに活発化するものと想定をされます。

将来、実施路線化とともに様々な民間投資が、ここ垂水市においても始まると思っております。また、開通の暁には、鹿児島市をはじめとした周辺自治体などのベッドタウンとしての側面も出てくるのではと考えております。それらのことへしっかりと対応していくために、これまで取り組んでまいりました子育て支援策や教育環境の充実をはじめ、移住・定住の各種施策をさらに充実させた魅力あるまちづくりを行うことで、多くの方々が本市に呼び込まれ、住んでよかったと思えるまちづくり、住みよいまちづくりができると信じております。

私は、去る1月の市長選挙におきまして、18代目の垂水市長として再び市政を担わせていただくことになりました。市民の皆様にお示しをした将来像実現のための取組をスピード感をもってこれからの4年間、市議会の皆様のより一層のお力添えを頂きながら真に住みやすいまちづくりを進め、子供からお年寄りまで笑顔が続く垂水づくりのためにこの身を削り、全身全霊で取り組んでまいります。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） 庁内におけるパワハラの実態につきましてお答えいたします。

ハラスメントに関しましては、垂水市職員のハラスメント防止等に関する規程により、総務課が相談窓口の役割を担っております。

職員からパワハラに関する相談があった場合、ハラスメントに当たるか否かに関わらず、相談者の悩みを傾聴しているところでございます。

庁内における実態でございますが、今年度も数件、職員からの相談を受けておりますが、パワハラは人それぞれ受止め方が異なりますので、相談者の悩みを十分に確認した上で、客観的な視点でパワハラの種類に該当するかどうかの確認を行い、相談者が望む場合は、中立、公正公平な立場で相手方や関係職員からの事実確認を行い、そのケースに応じた対策を講じ、早期解決に向けて慎重な対応を行っているところでございます。

現在、パワハラの実態まで至るケースはございませんが、認定に至らないケースについても言葉遣いや態度等を見直し、適切な言動に心がけるよう指導を行うとともに、定期的な面談、パワハラに関する研修等の受講を促しているところでございます。

また、療養休暇取得した職員とパワハラの関係についてでございますが、職員が療養休暇を取得する背景には、様々な要因が複雑に関係する場合があります、人間関係が要因となるようなケースは確認されております。

以上でございます。

○消防長（後迫浩一郎） 過去3年間の救急出動件数と市外搬送の内訳につきましてお答えいたします。

過去3年間の救急出動件数と市外搬送の内訳につきましては、令和2年中の出動件数が981件、うち市外搬送が361件の37.8%。令和3年中が919件、うち市外搬送が396件の43.8%。令和4年中が1,010件、うち市外搬送が381件の39.4%でございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 錦江湾横断道路、これがやはり錦江湾横断道路の実現というのは、今後、垂水市が発展するためには極めて重要なキーワードであるということはあると思うんです。だから今、市長、4期目就任されてね、決意、そしてまちづくりについてもある程度の方向性が

示されていると、要は、結びつけてほしいのは、定住人口増、これに結びつかないかなということです。当然、今、通勤だとか、通学だとか、物流が変わる。ベッドタウン化ということがありましたから、根底にあるのはやっぱり垂水市のまちづくりの活性化、これが一番キーワードになるのではないかなと思いますので、必ずこの錦江湾横断道路、この4年の間に事業化に結びつけるんだという強い決意で臨んでいただきたいということで、このテーマは終わりにしたいと思います。

次いで、パワハラの関係について移らせていただきます。

今、パワハラの関係、調査をしたということで、私が聞きたいのは、パワハラに関する調査をして該当するやつがあったのか、もしくは疑わしい案件があったのか、今、人間関係が要因となるケースあるということですが、何か釈然としませんよね、はっきりしない文言でありますけども、パワハラの実情があったのかなのか、それとも疑わしい案件があったのかなのか、どちらでしょうか。

○総務課長（濱 久志） 先ほど、答弁で申し上げたとおり、パワハラの実情まで至るケースはなかったということです。ですので、パワハラに認定するラインと言いますか、そこはかなり高いラインになります。そこまで至らないケースというのはありました。

以上です。

○堀内貴志議員 そうすると、疑わしい案件があったということではないんですかね。認定はできないけれども、疑わしい案件はあったということではないのか、その点、ちょっと確認します。

○総務課長（濱 久志） 疑わしいということではなくて、認定までには至らなかったということです。ですので、パワハラの実情が6種類ありますけど、そこに該当する案件は当然あったということをございます。

○堀内貴志議員 そんなことでちょっと理解してください。そのような案件が、私はあったというふうに理解しております。

あと、あったということを前提にして疑わしい案件、認定はしていませんよ。認定はないけれども、疑わしい案件があったとして、今後どのように対処するか、これが大きな問題。職場の環境をよくするためには、やっぱりそれは改善しなければいけない。ということで、私が実施したアンケート、調査の中で、先ほども言いました。パワハラされたことがある、もしくは見聞きしたことがあると回答した10人中、1人は無回答でしたけれどもね、9名の方、全員でしたが、全員回答いただいた。そのときにどのような対処したかという質問に対して、これは複数の回数可です。行為者に対して抗議した。1人だけ。9人中1人だけね。で、上司、先輩、同僚に相談した。これも1人だけ。しばらく会社を休んで、人事部の担当部署の人に相談した。これ1人だけね。あと上司、先輩、同僚に相談した。これが2人のみ。で、しばらく会社を休んだ、もしくは何もなかった。これが5人。9人中5人。要は、問題を解決するために直接的に動いていないのが実情です。個人として仕事を休むことを選択しているのが現状。これを分かっていたらいい。そして、何もなかった理由について質問しました。そうすると、職務上、不利益を被るのではないかと。あと行為者を刺激してエスカレートするのではないかと。何をしても解決しないと思った。自分が我慢すればよいと思ったなどと回答している。それでは、その解決策として、職場でどのように対応してほしいかという。これを複数回答でしました。これ、言っておきますけど、私、こうやって質問書つくったんですよ。質問書つくって、これについての回答を求めています、これ後で提出するんですけど、必要であれば。職場にどのように対処してほしいかという、これも複数回答。

行為者を処分してほしい。5人。9人中ですからね。行為者を配置換えしてほしい。6名。自分を配置換えしてほしい。4名。これ、パワハラ行為者に対して圧倒的に行為者の処分もしくは行為者の配置換えを望んでいるのが伺えます。

私はこの意見はね、大変重要な意見だと思っています。そしてね、パワハラ防止の対策について、全員の方が、職場全員で取り組むべきだというふうに回答している。全員で、職場全員で取り組むべきだと。このことを踏まえて、今後のパワハラ防止対策についてどのようなお考えかをお聞きいたします。

○総務課長（濱 久志） パワハラ防止対策についてお答えいたします。

パワハラは労働施策総合推進法により、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上、必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その雇用する労働者の就業環境が害されるものと規定されております。

パワハラが起こる要因としましては、当事者間における年代や性別、これまでの人生等における感覚のずれや職場コミュニケーションの減少等、様々な要因が考えられますが、大きな要因として、パワハラ被害者側が無自覚であったり、パワハラに関する正しい知識を有していないことが挙げられます。このようなことから、どのような行為がハラスメントに当たるのか、ハラスメントに関する正しい知識を習得するとともに、ハラスメントに該当すると思われる事案が発生した場合の対処法を身に付けることを目的として令和3年度、令和4年度においてハラスメント研修を実施し、ハラスメントのない健全な職場環境の確保に重点的に取り組んでいるところでございます。

また厚生労働省は、毎年12月をハラスメント撲滅月間と定め、啓発活動を展開していることから、本市においてもこの期間に併せて、改め

てハラスメントに関する理解を深めることを目的に、昨年12月に啓発用パンフレット及びチェックシート作成し、どのような行動がパワハラになるか、自己診断するような視点で啓発を行ったところでございます。

今後も繰り返し研修を行い、職員の意識改善に努めるとともに、職員が相談しやすい環境づくりに努め、パワハラが生じた際には対象者に対し、必要な指導、個別研修により、人材育成を図りながらパワハラのない働きやすい職場の環境づくりに積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 一応、取り組んでいるということは理解します。ただ、私、2年前に1回、パワハラについて取り上げておるんですよ。そこから全く変わっていないです。回答も同じような回答ですよ。だから、今回も取り上げた。去年の暮れ、数か月前ですね、そのときも取り上げて内々で動いてお願いしたんですよ。

今回、勇気を出して回答していただいた方の中には、メンタルに病んで療養休暇を取られた方もおられるわけです。一概に療養休暇を取ったという事実があることで、そこにパワハラがあったとは断定できませんけれども、しかしながら、療養休暇に至る原因、そこにはメンタルの関係があるわけです。メンタルがもたなくなったから、療養休暇を取らざるを得なかった。メンタルに病むほどの何らかの原因があったはず。

私が調べる上において、1つの所属、しかも同じ係に配置になった職員が連続的にメンタルに病んでいる事例が分かった。担当部、担当する執行部、これを見て見ぬふりをしたのではないかということも考えによっては捉える。なぜ同じ所属の同じ係で連続的にそのようなことが起きたのか。その原因を突き止めなければ問題の解決には至らないわけでありまして、やはり、

そこには任命責任者として原因追求と対策を講じる必要があったのではないかと思います。

まず、市長、そのような事実があったことを知っていたかいなか、一言で。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど、総務課長が答弁したような認識でございます。

○堀内貴志議員 今、先ほど、課長が答弁したような認識ということは、要は、把握していたのかしていなかったのか、それだけ教えてください。

○市長（尾脇雅弥） ですので、先ほど、総務課長が答弁したような認識を把握しているということでもあります。

○堀内貴志議員 ということは、把握していた。要は、総務課長は、はっきりと申し上げられませんでしたけれど、私の解釈では、疑わしい案件はあったというふうに、私は理解しておりますけれども、そのように理解していたということではないのかな。

このパワハラの問題、大変重要なことでもあります。私、このデータ的に調べてみましたけれども、このパワハラ予防、解決のための取組をした結果、管理職の意識が変化して職場環境は変わったと答えた人が43.1%。職場のコミュニケーションが活性化する、風通しがよくなったというのが35.8%。メンタルヘルスの不調者が減少したというのが13.1%。あと休職者、離職者の減少、職場を去った人も減少したと、13.4%。これは複数回答ですけれども、こんな数値が出ている。いわゆるパワハラ予防解決の取組を進めることによって、職場環境が変わり、職場の雰囲気よくなり、メンタルヘルスの不調者が減少したという、これは事実なんです。その結果、実務能力が向上したというデータ的な数値もある、データもある。

私、今回、質問したのは、庁舎内でパワハラがあったということを認定してくれということじゃないんです。これからのこと、よりよい職

場の雰囲気づくり、働きやすい職場環境をつくるのが大切だということ、そのことをもって今回のテーマにしたわけです。反省すべきところは反省し、改善すべきところは改善する。職員が働きやすい職場環境をつくることこそ市長の責任でもあるんじゃないでしょうか。最後に市長、そのことについてお聞きをします。

○市長（尾脇雅弥） 市長の見解ということだと思います。先ほど、総務課長から説明がありました。議員が言われますとおり、職員が働きやすい環境づくりの1つとして、パワハラがない職場環境を整備していくことは大変重要だと認識をしております。このことから、職員の共通認識及び意識改善を図る観点から、先ほど、総務課長が答弁をいたしましたとおり、研修会などを実施しているところでございます。今後も繰り返し、研修等による啓発を実施し、全職員の共通認識、意識改善を努め、パワハラがない職場環境を整備していくという考えでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 この問題ね、すぐには解決しません。私、今後においてもこれは徹底してこれから追及していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

今後、職員や市民のため、よりよい職場環境の改善に努めてほしいということ。そしてメンタル不調の裏にはパワハラの問題や長時間労働、そして職場環境の問題が潜んでいると。そのことをしっかり訴えて、このテーマは終わりにしたいと思えます。

続いて、コロナ禍における消防職員の出勤件数の状況について、テーマを替えさせていただきます。

今、救護隊要請、単純に年間で数値を見ただけです。単純に年間で平均すると、1日に2件から4件、時には集中的、同時間帯に救護隊要請が入るときもある。問題は、中身だと

思うんですよね。救護隊要請を受けてその3割から4割が市外への搬送ということです。市外搬送に要する所要時間、いわゆる救護隊の出動時の拘束時間、どれぐらいなのかちょっと教えていただきたい。

また、コロナ禍の影響により、緊急搬送が多いときにはマンパワーが不足している現状にあっただろうと思いますが、実際に、非番員に招集をかけている状況があったのか。あったのであればその理由をお聞かせ願いたいと思います。

○消防長（後迫浩一郎） 非番員の招集状況につきましてお答えいたします。

非番員の招集状況につきましては、通常の体制としまして火災対応として隔日勤務者の最低人員を8名としております。その中で、救急出動が市外搬送になった場合、平日の日勤帯であれば本部職員で対応しておりますが、夜間及び土日、祝祭日であれば非番職員を招集して8名を確保しております。

非番員の招集人員につきましては、救急出動市外搬送1件につき3名、勤務時間につきましては搬送先の医療機関にもよりますが、2時間から3時間程度になります。

また、昨今のコロナ禍での救急出動は、感染予防対策または消毒など、1件の所要時間が長時間に及ぶ状況もございましたので、コロナ感染者数がピークを迎えたときには、非番員の招集は常態化することもございました。

以上でございます。

○堀内貴志議員 原則として、火災対応も含めて確保しながら、あと市外搬送、救急出動で市外搬送があったときには、平日は日勤で対応するけども、夜間、土日、祝祭日においては非番員を招集をかけると。市外搬送へ1回当たり、市外の病院へ搬送する関係で1回当たり2時間から3時間ということですね。あとコロナ禍だから、当然、消毒の時間も要すると、そうすると数時間はかかるということになります。

基本的に、消防職員の勤務時間、勤務というのは当番、非番ですね。当番と非番で休みがあると。当番は24時間体制、ここが一般職員と違うところですね。24時間、精神的にも肉体的にも拘束をされる。私も警察のときに、24時間勤務をしたことはありますけど、2日目の非番、非番の日は、もうくたくたですよ。本当に体、精神的にも疲れている。この非番というのは、やっぱり当直明けになるので、基本的には体を休める日というふうになっている。休みは完全に体を休める日だと。

今回、この問題になるのは、非番の取扱いになります。この垂水消防の非番の招集状況について、私、事前に調べてもらったデータがあります。これを見ますと、多い月で、12月ですけれども27人、少ない月で9人、月で平均すると19人。これは令和4年度の実績。本来、休める日、体を休める日となっている非番、コロナ禍においては非番員も招集に応じるしかない現状にあるということです。

非番員の招集の現状、これ他市町村の消防本部及び消防組合との比較でどうなのか、また問題点はないのかについてお聞きをいたします。

○消防長（後迫浩一郎） 他市町村との比較と問題点、市外搬送が多いのではないかとにつきましてお答えいたします。

他市町村との比較と問題点につきましては、消防本部の規模にもよりますが、職員数が100名を超える消防本部では救急隊、消防隊、救助隊と専任体制を敷いており、必要に応じて各署所から応援隊を派遣しているようでございます。

当消防本部のような職員数が100名以下の小規模消防本部においては、ほとんどが兼任体制を敷いており、事案に合わせて乗り換え運用を図っているようでございます。

また、問題点として、他市町村と比べ、管内に入院施設を有する医療機関は1つしかなく、専門的で高度な医療や手術が必要な救急事案も

増加しており、市外への救急搬送も多くなっている状況でございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 今、他市町村との比較、本市と比較していただいた。他市町村との比較で、職員100名を超える消防本部、これについては救護隊、消防隊、救助隊、これ専任体制をとっている、専任の体制をとっている。これ必要に応じて、その隊から応援を要請しているということ。本市の場合は、職員100名以下の小規模の消防本部だから兼任体制、専任がいないわけです。兼任なんです、全て。だから、人が足りない、非番員に招集をかけた。こういうことになるかと思えます。そして垂水市の問題点としては、入院施設を有する機関が1つだけ。あと専門的で高度の医療や手術が必要な緊急事案が増加していると。だから市外への救急搬送が多くなっている現状ということ。

私はね、これだけじゃないと思うんですよ。垂水市の地形にそもそも問題があるんじゃないかと思えます。人の配置、この垂水市の地形、南北に37キロに及ぶ範囲、管轄している。だから本署と牛根分遣所が設置されている。現状で行きますと、定員数は44名です。44名に対して現在100%確保しているという実情ですけども、その定数44名に対して本署で34名、牛根分遣所で10名の構成である。要は、人の配置を分散している現状があるわけです。これ地理的な現状でしょうね。しかもその特殊性、24時間体制、一般職員と違いますよ、24時間体制。24時間働いて非番というのはそもそも、さっきも言いました体を休める日。だけど使われている。これに加えてコロナ禍という現状。コロナのために検査の結果が出るまで時間はかかるから、そこで待機が変わる。もしくは、終わってからでもコロナ感染防止のために車両の消毒だとか、衣服の後始末だとか、いろいろ時間を要する。1回当たりの出動時間の時間が多いと。どうし

てもやっぱり人が足りなくなる。そして本市の場合、実質的に非番員を運営している。これが実情であります。様々な要素が絡んで消防職員の業務の逼迫がある現状ではないかと思えますが、その点はどうか。このようなことを考えると今の定数で足りているのかという問題になります。

この際、垂水市職員条例の消防職員の定数について、適正な定数なのかどうか、まずは調査する必要があると思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 消防職員の適正な定数についてお答えをいたします。

消防職員に関しましては、消防組織法において消防庁長官は必要に応じ、消防に関する事項について、都道府県または市町村に対して助言を与え、勧告、指導を行うことができるとされており、この規定に基づき、消防力の整備指針が定められております。

この整備指針において、消防の責任を果たすために、必要な施設及び人員の標準的な基準が定められており、配置すべき職員数についても消防車1台につき5名、救急車3名などといった算定基準が示され、本市においてもこれらの基準に基づき、必要な職員数44名を算定しているところでございます。

消防職員については、この算定基準に加えて、今後の業務状況等も勘案しながら、引き続き、適正な職員配置に努めてまいりたいと考えております。

なお、これまでの消防職定数の見直しを申し上げますと、平成6年4月1日、6名増員して36名を42名に、平成22年5月1日から牛根分遣所救急隊3名乗務の必要性から2名増員して、現在まで44名となっているところでございます。

○堀内貴志議員 消防職員の定数について、根拠はこれですよね。消防庁告示第1号、平成12年1月20日に出されている消防力の整備指針、

市長はこのことを捉えて定数は44、この数字になるんだということをおっしゃられた。確かに消防車1台につき5名とか、救急車1台につき3名等の算定基準が示されています。基準に基づいて算出したのが44名ということでもあります。そして、今後の業務状況等も勘案しながら、引き続き、適正な職場配置に努めるという答弁でありますけど、そもそも、この消防力の整備指針、私はね、しっかり見せてもらいました。これ見ますとね、多分、定数、消防職員の総数というのは36条に記載されています。ちょっと読ませていただきますと、消防本部及び署における人員の総数は、次の各号に掲げる。後で申し上げますけどね。次に各号に掲げる数を合算して得た数を基準とし、勤務の体制、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数とするということで、第1項で、特殊車両については何名、消防隊、救急隊については何名という数字が書かれている。2項が救助のための要員の数、3項が指揮隊の隊員の数、4項が通信員の数、5項が予防要員の数、6項が消防本部及び庶務の処理のために必要な人員の数ということ書いてあります。ただ、これしっかり見せていただきますと、まず第2項、第2項にね、救助のための要員の数というところ、これは31条に書いてあるんですよ、31条に。そうしてね、しっかり、はっきりした数字は書いてないわけです。31条第3項、読ませていただきますと、人命救助を必要とする災害または事故が多発する地域においては、第2項の規定により、救助の隊員に加えて消防本部もしくは、または消防団に、ここから後、地域の実情に応じて必要と認められる数の救助のための要員を配置すると書いてある。地域の実情に応じて必要と認められる数の救助のための要員配置と、それでね、あと指揮隊の隊員の数、これについても、これ32条に書いてあるんですよ。32条第1項、指揮隊の数、指揮車に搭乗する指揮隊の隊員の

数は、指揮車1台につき、ここからが問題、3人以上とする、3人以上ですよ。3人以下はないです、3人以上、ということは4人でも5人でもいいということですよ、実情に応じて。以下ね、そういうことで記載してあるんです。通信の数もそうです。そう書いてあるのが、この消防力の、市長が言った消防力の整備指針という、ここに書いてあるんです。だから、これ具体的に消防員何名にしないなんてのは書いていない。これで算出すると、やっぱり地域の実情に応じて、やっぱり定数も変えていかなければいけないよということが言えるのではないかなと思います。つまり、具体的に人数が確定されていないということね、この消防力の整備指針の中には、特に9条の要員の数については、今、言ったとおり、地域の実情に応じて必要と認められる数と書いてあるから、垂水市の実情に併せて変更できるという解釈でいいんじゃないでしょうか。

現状についてね、先ほどから申し上げました。コロナ禍もある、地形的な問題もある。専門的な病院が市内にないから、市外へ搬送する、その件数も多い、所要時間多い。やっぱりどうしても消防員の救助隊の数が足りなくっているのは、当然。だから今、非番が使われている現状あるわけです。そういう現状ある中で、消防職員の定数の見直しする時期に来ているのではないかと思いますけれども、市長、もう一度、市長の見解をお聞きします。

○市長（尾脇雅弥） 今、堀内議員がおっしゃったようなこと、一々違うというふうには思いません。垂水の地形的な状況やコロナも含めて、例年以上にですね、出勤回数や負担が増えているのは事実だろうというふうに思います。そういった中で、今の議論が出ているわけでありませうけれども、一方で、職員全体の定数というのを合併ができなかったことを契機に285から235という中に、この中に消防の職員も入っており

ます。消防職員を増やすことで、一般職員の方々に負担が来ているのも事実でありますので、しかしながら、少子高齢化、人口減少、単純に増やすというのはできるわけですが、かかる人件費もろもろ、いろんなことを加味しなければいけませんので、これはまた、庁内あるいは議員、皆様の議論をいただきながら、しっかりどういう形で全体の定数を見直していくのか、当然、その中に消防職員の方々の位置づけ、そういったものも含めて議論が必要なテーマだというふうに思います。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。幸いにしてね、今のところ、火災と救護隊の出動が重なっていないと思うんですよ。火災と救護隊が、救急車の要請があったときには、用を足すのかなと心配になります。だから今、市長がおっしゃられたとおり、まず調査から始めましょうよ。調査をして、この消防力の整備指針の中にもあるわけですから。地域の実情に応じて必要と認められる数ということで、そのことを踏まえてね、消防職員、今回は消防職員の定数の見直しを訴えましたけれども、職員の関係もそうです。1回、調査した上で、しっかりとした定数を見る必要があるのではないかなと思います。

時代に合った定数の見直し、これは間違いなく必要になってくる。特に、コロナ禍にあっては、全国の搬送状況、逼迫している現状にあると思います。今後、市長にはぜひとも消防職員の現状について見ていただいて、適正な定数についてまずは調査していただくということをお願いしてこれは質問を終わります。

ところで、消防長、平成28年4月1日、第17代消防長になって7年間、県内でもトップクラスの消防長の在歴だというふうに聞いております。この3月に、残念ながら勇退ということを知っていますけど、本当にお疲れさまでございました。せっかくの機会ですから、何か話したい

ことあれば時間を取りますけども、よろしいですか。

はい、なければ私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。

次は、10時55分から再開いたします。

午前10時45分休憩

午前10時55分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、前田隆議員の質疑及び質問を許可いたします。

[前田 隆議員登壇]

○前田 隆議員 おはようございます。本日2番手となります。今回は、本市のデジタル化など5問質問いたします。市長にも所見をお伺いいたしますので、答弁をよろしく願います。

さて、先ほど堀内議員からもありましたが、1月の市長選挙では尾脇市長が4期目の当選を果たされました。改めてお祝いを申し上げます。これからの垂水のために、反省点も含めて御尽力いただきますようお願い申し上げます。我々議員も4月には改選を迎えます。お互いの健闘を祈りたいと思います。

それでは、議長の許可を頂きましたので、早速質問に入っていきます。

1番目の本市のデジタル化について。

デジタル化の実装が2025年を目標に展開されておりますが、本市の具体的な取組として展開中の2つの事業に関し、現状や今後の展開などを伺います。

まず1点目は、LINE公式アカウントの利用状況と今後の機能拡大について。

友達登録件数と利用状況、評価などをお聞かせください。また今後どんな機能やサービスメ

ニューを検討されているか伺います。

2点目は、マイナカードの交付状況と利活用できる行政サービスについて。

交付枚数と交付率、それから利用できるサービスとして保険証や運転免許証が使用できるようですが、それ以外に現在どんなことができるか、また今後どんなことが予定されているか教えてください。

次に、2番目の定年延長と採用について。

令和5年度から定年が2年おきに1歳ずつ延長されます。しかし、それによって新規採用が抑制されては、職員の世代間構成のバランスが崩れ、若い世代が少なくなります。

そこで、235名の定員枠を当面遵守されることですが、定年延長と新規採用についてどう対応されるのか、また国の考え方はどう示されたのか伺います。

次に、3番目の本市の婚姻件数と出生数の問題について質問に入ります。

結婚から妊娠・出産・子育てに至るまで、子ども・子育て支援策が国会で議論されております。将来への投資として、生み育てやすい子育て支援策は必要です。

ただ気になるのが、その出発点となる結婚の婚姻数が減り、また晩婚化等で出生数も減っている現状です。昨日の南日本新聞でも一面で出生数が80万割れを報じております。本市の現状はどうなっているかが気になります。

そこで、本市の3年間の婚姻件数及び出生数の推移について伺います。

次に、4番目の転出超過について。

本市は、進学・就職で転出する人数と転入する人数がマイナスとなる転出超過が続いております。

そこでまず1点目、直近3年間の18歳から22歳までの転入者、転出者及び人口について伺います。

次に、2点目の若者の転出抑止策としてどん

な対策や事業があるか、その効果について伺います。

最後に、5番目の公共施設への再エネ設備導入について質問いたします。

2050年までに温室効果ガス排出ゼロに向け、自治体の公共施設に2030年に50%、40年に100%太陽光パネルを導入する地域脱炭素ロードマップに沿って、本市も垂水中央病院とコスモス苑に太陽光パネルの導入を決定いたしました。

そこで、1点目の中央病院とコスモス苑の設置の進捗状況はどうなっているのか、また他施設への今後の方向性はどうか伺います。

以上で、1点目の質問を終わります。

○企画政策課長（二川隆志） LINE公式アカウントの利用状況と今後の機能拡大につきましてお答えいたします。

初めに、利用状況につきましては、昨年7月1日の開設から本年2月末までの8か月間におきまして、541名の方に御登録を頂いているところでございます。

情報配信につきましては、登録者全員に配信する通常配信を9回、原則毎週月曜日に配信する定期配信を35回、受信設定で希望された情報を配信するセグメント配信を12回、ごみ収集日前日の定期配信を2,230回、防災メールと連携した配信を41回、合計2,327回を配信しており、必要な情報を必要な方へ分かりやすくかつリアルタイムにお届けできるように関係課と連携して努めております。

AI機能によりごみ分別方法を自動的に案内するチャットボット機能におきましては、現在3,033個のごみ検索ワードが設定されているところでございます。これは利用者がごみ分別を検索した際、AI機能が回答できなかったものにつきまして、所管課であります生活環境課と連携し、随時、キーワードを登録しているもの

であり、開設当初の2,626個から407個のごみ検索ワードが追加されたところがございます。利用者の方々からは、ごみを捨てる際に手軽に調べることができとても便利であるとお声も頂いております。

利用者が本市へ直接メッセージを投稿することができるサーベイ機能でございますが、台風や大雨等の被災状況報告を9件、雑草・樹木管理報告を13件、有害鳥獣による農地等の被害状況報告を3件、合計25件を頂いているところでございます。投稿を確認しましたら即日所管課と情報共有し、その日のうちに現場状況の確認を行うなど、迅速な対応を行っているところでございます。

また、利用者の方から、使用方法につきまして分かりにくい部分があるとの御指摘を頂きましたことから、機能改善を図り、ストレスなく使用できるように対応したところでございます。

次に、今後の機能拡大につきましてお答えいたします。

本年1月5日に開催されました二十歳のつどいに参加されました方々を対象に、本市広報担当が撮影した写真を本LINEを活用して提供したところがございます。同様の方法により、例えば市民文化祭など、多くの方が参加されるイベントにおきまして、有益な情報を提供できるものと考えているところでございます。

このほか、令和5年度からは広報紙と連携した地元の特産品が当たるプレゼント企画に取り組み、登録者の増加と情報発信の強化に努めたいと考えているところでございます。

加えまして、ほかの市町の取組状況を調査研究し、本市におきまして有効な機能となり得るものにつきましては、積極的に導入してまいりたいと考えているところでございます。

引き続き、利用者の方々のニーズや費用対効果等を総合的に勘案し、LINEを効果的に活用することで市民生活の利便性の向上に努めて

まいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民課長（松尾智信） マイナカードの交付状況と利活用できる行政サービスについての質問にお答えいたします。

まずは、本市でのマイナンバーカードの交付状況ですが、令和5年2月12日現在で交付率が63.32%、交付枚数が8,792枚となっております。

次に、利活用できる行政サービスにつきましては、マイナンバーカード所有者が全国のコンビニエンスストアで住民票等を取得できるサービスがございます。本市でも令和5年3月1日、昨日からサービスを戸籍、住民票、所得課税証明、印鑑証明、戸籍附票を対象に開始したところでございます。

また、6月議会でも前田議員に答弁しておりますが、マイナポータルからオンラインで転出転入予約を行い、転入地市区町村があらかじめ通知された転出証明情報により事前準備を行うことで、転入手続の時間短縮が図られるワンストップ化事業、こちらも令和5年2月6日からサービス開始を実施したところでございます。

以上でございます。

○総務課長（濱久志） 定員枠から定年延長と新規採用についてどう対応するのか、また国の考え方はどう示されたのかにつきましてお答えいたします。

地方公務員法の一部改正により、職員の定年が現行の60歳から65歳に延長されることとなり、令和5年度から令和14年度にかけて、年次的に定年の引上げが行われることとなりますが、この間は原則として、定年退職者が2年に1度しか生じないこととなります。

現在、定員管理上は職員数の上限を235人としておりますが、定年引上げの期間中、定員を235人に固定し、退職者補充の考え方で職員採用を行う場合、新規採用職員も2年に1度しか生じないこととなります。この場合、新規採用

職員がない年度が生じることで、新規採用職員数が年度によって大幅に変動し、その結果、職員の年齢構成に偏りが生じ、また志望者確保に支障が生じるなど、適材を安定的に確保することが困難になることが懸念されます。

このことに関し先般国の考え方が示されましたが、国家公務員については定年引上げの影響を緩和するため、定年退職が発生しない年度の翌年度とその翌年度の2年間で、新規採用職員数の平準化を図ることを基本としております。

また、総務省は地方公共団体において、質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するためには、定年引上げ期間中においても一定の新規採用職員を継続的に確保することが必要であり、毎年退職者の補充を行うことを基本とした従来の採用とは異なる対応が必要となることを想定すべきであると示し、加えて、新規採用職員数の平準化を図る場合は、国家公務員と同様に2年間で平準化を基本としつつ、各団体において年齢構成等を考慮した上で柔軟な平準化を検討するなど、地域の実情に応じた新規採用職員数の検討に取り組むことが必要と示しております。

以上のことから、本市においても国家公務員の基本的な考え方に準じ、定年引上げの影響を緩和するため、定年退職者が発生しない年度の翌年度とその翌年度の2年間で、新規採用者数の平準化を基本としつつ、定年引上げ期間中においても地域の実情等を踏まえ、一定の新規採用者を継続的に確保することを今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民課長（松尾智信） 3年間の婚姻件数及び出生数の推移についての質問にお答えいたします。

なお、婚姻件数は本市の届出件数、出生数は住民票のものでございます。

令和元年度の婚姻件数は27件、出生数は71件、

令和2年度の婚姻数は22件、出生数は59件、令和3年度の婚姻件数は25件、出生数は50件、令和4年度については1月末現在で婚姻件数は17件、出生数は45件となっているところです。

以上でございます。

続きまして、直近3年間の18歳から22歳までの転入者、転出者及び人口についての質問にお答えいたします。

外国人を含めた人数でお答えしますが、令和2年の転入者が79人、うち日本人が60人、転出者が92人で、うち日本人が88人、令和2年12月31日時点での人口が14,260人、令和3年は転入者が77人、うち日本人が56人、転出者が104人で、うち日本人が89人、令和3年12月31日時点での人口が13,885人です。

また、令和4年につきましては、転入者が91人、うち日本人が52人、転出者が120人で、うち日本人が102人、令和4年12月31日時点での人口が13,624人となっているところです。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 転出抑止策につきましてお答えいたします。

本市の現状は、10代後半から30代前半にかけての女性の転出者数が顕著であるという分析結果が出ており、学びや雇用の場の確保が喫緊の課題であると認識しているところでございます。

このような状況に対して、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくという地方創生の考え方から、本市においても人口減少問題への対策として、持続可能な垂水市を実現するため、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところでございます。

令和2年3月に見直しを行いました第2期総合戦略においては、若年層にとって本市に魅力的な仕事がなく、仕事を求めて市外に流出していると考えられることから、若年層が夢を持ち誇れる仕事づくりや雇用環境の整備を行ってい

くために、稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにするを基本目標の一つとして掲げております。

また、本市で地方創生事業を進めるに当たって、魅力的な事業や企業が市内に存在しているにもかかわらず、若者の就労や予定採用数に達しない現状に対する若者雇用対策として、垂水市地域若者「就地」拡大プロジェクトを平成28年度より展開しているところでございます。

その一環として、本市出身の若者や新規学卒者、移住U I Jターン希望者の方々の市内企業への就職促進、移住・定住促進を目的として、令和元年度より企業ガイドブックを刊行しているところでございます。

今年度は漁業、建設業、製造業をはじめ、13業種39社の会社概要や企業のアピールポイント等を掲載することで、自分が求める就職先を比較できるよう留意して作成いたしました。

また、この企業ガイドブックにつきましては、去る1月19日に担当職員により直接垂水高等学校に出向き、ロングホームルームの時間を活用し、ガイドブック作成の意図や市内企業の魅力について説明会を行わせていただいたところでございます。

この説明会におきましては、本市の人口減の現状や移住・定住者支援、子育て支援等の本市の諸制度についても説明し、本市への定着や将来的なU I Jターンについて考える契機となるよう、説明を行わせていただいたところでございます。

今後、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的な事業の推進や企業ガイドブックの発行等を通じて、垂水市内の企業を意識していただくことで、本市への定着やU I Jターンを促進し、転出抑制につながるよう努めてまいります。

以上でございます。

続きまして、垂水中央病院とコスモス苑の再

エネ設備導入の進捗状況、他施設への今後の方向性についてお答えいたします。

垂水中央病院とコスモス苑の太陽光発電施設の設置による電力供給事業の進捗状況でございますが、昨年8月に、本市と太陽光発電施設設置事業者でございますリニューアブル・ジャパン株式会社との間で、再生可能エネルギーの活用に関する連携協定を締結いたしました。

この協定の連携事項にございます公共施設等における再生可能エネルギーを活用した電力の確保に関する事項や、災害発生時における再生可能エネルギーを活用した電力による緊急的な電力の確保に関する事項に基づき、発電事業者でありますリニューアブル・ジャパン株式会社が2か所の公共施設に太陽光発電施設を設置いたしまして、発電された再エネ由来の電力を公共施設で自家消費することとしております。

連携協定を締結いたしましてから、本市と発電事業者両施設の管理運営等を受託しております指定管理者の肝属郡医師会との間で、事業実施に向けた協議や手続等を進めてまいりました。

現在、ウクライナ情勢や原油価格の高騰、半導体の生産低下の影響を受けまして、半導体を必要とする資機材の調達が非常に困難な状況となっており、進捗が遅れております。

今後、必要な資機材等を調達してからの着工となりますことから、令和5年の秋頃の着工を目標に、発電事業者により準備が進められております。

次に、他の公共施設における太陽光発電設備の導入に係る今後の方向性でございますが、令和3年5月に、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されました。2050年までのカーボンニュートラルが基本理念に位置づけられ、令和3年6月に出されました地域脱炭素ロードマップでは、自治体の公共施設等において2030年には50%、2040年までには100%設置可能な建築物等に太陽光発電設備の導入を目指すことが掲

げられております。

本市におきましても、生活環境課が策定しております地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において、公共施設で使用する電力の再生可能エネルギーへの転換に向けた検討等、再生可能エネルギーの導入推進が掲げられており、脱炭素化を促進し、カーボンニュートラルを目指す上で達成しなければならない課題の一つが、公共施設等への太陽光発電設備の導入など、再生可能エネルギー活用取組であると考えております。

公共施設への太陽光発電設備の導入を検討する上では、老朽化の確認や使用電力量の少ない施設などへの太陽光発電設備の設置効果の検討や、また、財政課が策定しております公共施設等個別施設計画における個別施設の方針との整合性を図りながら、設置可能な施設におきまして、太陽光発電施設の導入を検討していかねばならないと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。

それでは、一問一答で2回目の質問に入ります。

LINE公式アカウントの利用状況と今後の機能拡大について答弁頂きました。友達登録は541名とのことですが、よい事業を展開している割にはまだ少ないと感じました。スマートフォン所有者が対象ですが、今後ますます所有者は増えていきますので、その方たちへの案内と同時に、まだ登録されていない方への周知で、登録者増加をよろしく願いいたします。

評価として、ごみ分別方法の機能は利用者から喜ばれ、台風等の被害報告を直接行う機能は、迅速な対応につながり役立っていることが分かりました。機能や利便性を今後さらに高め、LINEの有効活用で、市民生活の利便性向上を目指していくとのことでしたので、よろしく願いいたします。

次のマイナンバーカードの交付率や利活用できるサービスについて、分かりました。コンビニ交付事業や転入申請のワンストップ化事業はまだ始まったばかりですので、今後また時期を見て利活用状況や評価を伺いたいと思います。

交付率が2月12日現在63.3%とのことでしたが、それが低いと交付率が地方交付税の配分基準に影響すると聞いています。その件について説明と、本市のレベルではどんな影響があるのか教えてください。

○財政課長（園田 保） 前田議員の御質問にお答えいたします。

国においては、令和3年度から2年間限りの地方交付税措置として、地域デジタル社会推進費2,000億円が計上されましたが、令和5年度の地方財政対策の概要によりますと、地域デジタル社会推進費につきましては、事業期間を3年間延長することに加え、令和5年度及び令和6年度は、マイナンバーカードの利活用特別分として500億円が増額されました。

この増額された500億円につきましては、マイナンバーカードを利活用した住民サービスを向上するため、地域のデジタル化の取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映することとされており、マイナンバーカードの交付率が上位3分の1の市町村が達成している交付率以上の市町村については、当該市町村のマイナンバーカードの交付率に応じた割増率により算定することとされております。

しかしながら、算定時点における本市の交付率が全国的にどの水準にあるのか推測できないことや、算定に用いる割増率等が示されておりませんので、現時点におきましては市への影響を予測することが難しい状況でございます。

マイナンバーカードの交付率につきましては、地方交付税のマイナンバーカードの利活用特別分のほか、デジタル田園都市国家構想交付金の採択要件等にも用いられておりますので、引き

続き申請率や交付率の向上に努める必要があると考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。マイナンバーカードの交付率が3分の1以上の自治体に対し、利活用特別分として配分される交付税が交付率に応じて算定される、そういう仕組みのようです。本市への影響は、算定時点で全国的にどのレベルにあるかが不明だということ、まだ分からないということでした。

市民課の皆さんが、土日にマイナンバーカード申請のため開庁をして、申請率、交付率の向上に取り組んでおられることは承知しております。御苦労さまでございます。

マイナンバーカードは、今後デジタル化の推進に必要なカードになることは間違いありません。交付率が地方交付税やデジタル田園都市国家構想交付金の算定基準に採択されますので、引き続き交付率の向上に努めていただきたいと思います。

最後に、デジタル化は未来に向けた重要な取組と思います。本市は去年10月、垂水市DX政策アドバイザーに陣内裕樹氏を迎え、垂水市デジタル変革宣言をいたしました。

そこで、今後の本市のデジタル化の推進について、市長の所見をお聞かせください。

特に、住基台帳システムなど、基幹システムの標準化・共通化や、諸申請手続のワンストップ化などについてお示しいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○総務課長（瀨 久志） 庁内基幹システム共通化と申請時のワンストップ化につきましてお答えいたします。

地方公共団体情報システムの標準化につきましては、令和4年10月にデジタル庁通知の情報システム標準化基本方針において、住民基本台帳事務等を含む20業務が標準化の対象業務となることや、標準化基準に関する基本的な事項が

示され、全ての自治体において、標準化準拠システムへの移行を令和7年度末までに完了することとなっております。

本市においても、今後現行システムの概要調査や標準仕様との比較分析、移行先事業者の決定、データ移行、条例改正等を令和8年3月までに実施する予定です。

デジタル化の推進については、AI、RPAを活用した業務効率化など、庁内の取組や情報システムの標準化に伴う申請時ワンストップ化など、市民サービスの向上のための取組を今後検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 私からは、今後の本市におけるデジタル化の推進につきましてお答えをいたします。

2021年9月に政府にデジタル庁が設置をされ、本市も自治体DXへの取組を推進し、行政サービスの利便性の向上に努めなければならないと考えております。

これからの取組の方針を市民の皆様にお示しする手始めといたしまして、有識者からの助言なども必要と考えましたことから、昨年10月25日に、内閣府クールジャパン地域プロデューサー、鹿児島県DX推進アドバイザーを務めておられる陣内裕樹氏に、垂水市DX政策アドバイザーへの就任をお願いし、委嘱状の交付を行ったところでございます。

併せまして、これから市民の皆様方と一緒に取り組んでまいりますデジタル化への方向性につきましては、デジタル変革宣言において3つの方向性を定め、それぞれの分野においてデジタル化を推進してまいりたいと考えているところでございます。

第1に、市民の皆様様の幸福のため、人に優しいデジタル変革を推進することにより、全ての市民の皆様にとって住みやすく、幸福度（ウェルビーイング）の意識が高い元気な垂水市の実

現を目指してまいります。

具体的な取組といたしまして、行政手続のオンライン化や窓口手続、申請手続の簡素化、マイナンバーカードの普及・活用等を推進することで、市民の皆様の利便性向上を図り、また情報セキュリティ対策を徹底し、市民の皆様の安全にも寄与することなどを想定しているところでございます。

第2に、誰一人取り残すことのない教育環境の充実のために、将来を担う子供たちに新しい時代に対応する力を備えるための教育を推進するとともに、全ての市民の皆様にデジタル変革に対応するための学び直し（リスキリング）の機会を提供することで、将来にわたって持続的に発展をし、元気な垂水市の実現を目指してまいります。

具体的には、子供たちの学びのためにGIGAスクール構想を推進するとともに、市民の皆様のデジタル化に対応するための学び直しの場として、昨年9月に包括連携協定を締結いたしました鹿児島女子短期大学などの知見を頂き、出前講座、出張講座などを実施するなどの取組を想定しているところでございます。

第3に、多様な人々との関わりを目指すためのデジタル変革のため、本市の様々な魅力や資源などをデジタル技術を活用し発信することで、全国各地の多様な人々との関わりを増やし、元気な垂水市の実現を目指してまいります。

具体的には、LINE等のSNSやYouTubeなどの動画を活用して、本市の魅力をより多く知っていただく機会を提供することなどを想定し、取り組んでまいります。

DXを推進する市職員の取組といたしまして、DXに対する理解促進と意識啓発のため、昨年12月23日に陣内DX政策アドバイザーを講師として、課長級職員を対象とした研修を実施いたしました。さらに、一般職員の研修を行うことで、全ての職員の意識改革を進め、市民にとつ

て優しいデジタル変革に職員一丸となって取り組んでまいります。

市民サービスの向上と職員の負担軽減や業務効率の向上につきましては、全庁的に取り組むべき課題でありますことから、全職員を対象に、先進地事例の調査研究を指示したところでございます。

また、国の手順書の内容を参考に、全庁的な推進体制や重点的に取り組む事項を盛り込んだ本市のデジタル推進計画の策定を、令和5年度の早い時期に取りかかることとしております。

引き続き、市民の皆様や関係機関の皆様、本市DX政策アドバイザーなどとともに、デジタルの力で元気な垂水市をつくるという理念の下、様々な場面におけるDX導入による変革を進めてまいります。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。デジタル化については、3つの方向性と具体的な取組等を説明いただきました。また、本市のデジタル推進計画の策定を令和5年度の早い時期に取りかかるということでした。

総務課長からは、本市の基幹システムの標準化準拠システム以降については、令和8年3月までに実施予定ということでした。

情報システムの標準化に伴う申請時のワンストップ化等についての検討、準備を早めて、デジタル化による社内業務の効率化と行政サービスのさらなる向上に向けて、推進をよろしくお願いいたします。

それでは次に、2番目の定年延長と採用について答弁を頂きました。国の考え方も示されたようですが、それに準じて、本市も独自の対応を平準化して実施していくということでした。2年おきに定年は決まっており、その間の新規採用が2年おきになれば問題だと思っておりましたが、平準化して毎年採用する方向で対応されるようですので、いい方法だと安心しました。

ただ、業務量調査から各方面で人員不足、人材不足が指摘されております。業務改革、定員の適正化の観点からも、職員の働き方改革に向けて、定員数も柔軟に取り組んでいただきますようお願いしておきます。この件は終わります。

次に、3番目の本市の3年間の婚姻数及び出生数の推移について答弁を頂きました。どちらも深刻な数字です。

婚姻については、雇用など経済的な面もありますが、結婚したくても出会いの機会が少ないという調査結果があります。我々の頃は周囲に見合いを勧める人がどこにでもおり、見合い結婚や職場結婚、20代で結婚する例が多かったように思います。しかし、現在は未婚でいる男女が多くなっております。

以前、出会いの機会を助ける婚活取組を県が展開していることを紹介いたしました。AI婚活支援や相談窓口設置など、婚姻について考えるような機会についても検討をお願いいたします。

また出生数は令和3年が50人、今年度が1月末現在で45人と、これもまた深刻です。未婚化・晩婚化に加え、既婚の若い子育て世代が子育てに経済面や育児環境の不安を持ち、2人目、3人目を諦めていることも要因と伝えられています。

このような課題に対し、政府も子育て支援策を拡充して取り組むようですので、それに期待して、本市の出生数の問題も改善されることを祈りたいと思います。

それでは最後に、このような現状や要望を踏まえ、本市の婚姻及び出生数の課題対策について、市長の所見を伺います。

特に、結婚につながる出会いの機会づくりが結婚・妊娠・出産へとつながり、出生数対策になると思いますので、出会いづくりについて企画政策課長に、そして市長に考えを伺いたしたいと思いますので、答弁をよろしくお願いいたします。

す。

○企画政策課長（二川隆志） 本市の婚姻と出生につきましてお答えいたします。

令和4年12月に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略には、少子化の進行は未婚化・晩婚化が主な原因の一つと考えられており、その背景には経済的な不安定さや男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況等、様々な要因が複雑に絡み合っているとあり、本市においても同様の背景があるものと考えているところでございます。

また、国はこれらの対策として、デジタル田園都市国家構想総合戦略におきまして、地方公共団体によるAIやビッグデータを活用したマッチングシステムの運営などの結婚支援の取組などを支援することを掲げております。

このような結婚支援の取組について、AIを活用したマッチングシステムを導入しているかごしま出会いサポートセンターのサテライトオフィスが、鹿屋市内のリナシティ内に設けられているところでございます。

このかごしま出会いサポートセンターにつきましては、県内誰でも登録可能であり、令和5年2月におきまして、垂水市の方も御登録いただいているところです。

今後は、このかごしま出会いサポートセンターについて広く周知を行うとともに、同センターが主催する出張登録窓口の会場を設けるなど、同センターと連携協力して、結婚を望まれる方々の支援に取り組むとともに、これらの方々からのニーズにお答えできるよう、新婚新生活支援事業や、子育て支援事業などのさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 本市の婚姻と出生につきましてお答えをいたします。

婚姻と出生数の現状について担当課長から答

弁がありました。実情はしっかりと受け止めなければならないと認識をしております。

私はこれまで垂水市ができることとして、子育て世帯の産み育てやすい環境の充実のために様々な施策を展開してまいりました。産み育てやすい環境の整備が、結婚を意識される方々への呼び水になるものではないかという思いも持っております。

先ほど堀内議員へ、錦江湾横断道路の実現により人々の往来が増えることで、民間による投資も活発になり、住環境の魅力も充実していくことが予想されるとお答えをさせていただきました。

これらのことに対応するまちづくりはもう既に始めていると考えております。これまで取り組んでまいりました妊娠期から子育て期までの各種支援や、移住・定住促進の施策など、特に若い世代に本市で暮らしていただくための子育て世代に対する施策の充実に今まで以上に重点的に取り組み、垂水市に住むことで結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

しかしながら、この問題は日本国としての課題でもありますので、結婚・出産・子育てなどの国の方向性による課題解決が必要であると考えておりますので、しっかりと要望等も行ってまいりたいと考えております。

○前田 隆議員 ありがとうございます。企画政策課には出会いづくりへのサポートをお願いし、市長には、一組でも多くカップルが誕生し、出生数が増加するような施策・対策をお願いして、婚姻件数及び出生数の問題は終わります。

それでは、次の4番目の転出超過について答弁を頂きました。昨年は日本人の転入者は52人、52人に対し、転出者は102人とのことでした。倍になっております。本市は特に若い女性の転出者が多く、学びや雇用の確保が喫緊の課題であるとの認識を示されました。

対策として、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、若年層が夢を持ち誇れる仕事づくりや環境の整備を行っていく基本目標の下、具体的な事業として、垂水市地域若者「就地」拡大プロジェクトなどを展開しているということでした。

ただ、学校卒業後、転出者が多い現実には人口減少、過疎化の原因になり、現在及び将来の垂水を危うくします。都会に憧れ就職する傾向は止められませんが、その後、地元の産業や企業を再認識し、また帰ってくる人もいます。その点で、垂水市企業ガイドブックを発行され、案内されていることは、このような方に対して有効なツールと思います。また、垂水高校でこの企業ガイドブックの説明会をされ、本市への定着を図る取組もされていることは評価いたします。

ただ、現在垂水に住んでいる若者からは、雇用の確保と拡充、楽しく集まる場所等が求められています。そこで最後に、市長にこれに対する対応、所見を伺います。

○市長（尾脇雅弥） お答えをいたします。

議員も御承知のとおり、今後も日本全体で人口減少が進行してまいります。そうした中で、これまで取り組んでまいりました妊娠期から子育て期までの各種支援や、移住・定住促進の施策など、特に若い世代に本市で暮らしていただくための支援策に今まで以上に重点的に取り組んでいくこととして、公約の中に、子育て支援・教育の充実として、高校生までの医療費無料化窓口負担ゼロや、小中学校の給食費無償化を掲げたところでございます。

御質問にございました楽しく集まる場所についても、公約の中に様々な項目を掲げさせていただいたところでございます。

今回、市民の皆様にお示しをした将来像実現のために、スピード感を持って、これからの4年間、市議会の皆様のより一層のお力添えを頂

きながら、真に住みやすいまちづくりを進め、子供からお年寄りまで笑顔が続く垂水づくりに取り組んでいくことが、諸課題に対しての問題解決につながっていくと思っております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。若者が地元に残れる施策や集まる場所を期待したいと思えます。転出抑止策をよろしく願います。

最後に、公共施設への再エネ設備の導入について答弁を頂きました。中央病院等への太陽光設置については、資材調達が遅れて工事着工が延びている状況は分かりました。今後の他の施設への方向性については、設置可能な施設の選択と個別施設計画との整合性を図りながら導入を検討とのことでした。

中央病院など2か所への導入は、オンサイトPPAといって、発電事業者が施設に設備を設置し、その発電した電気を施設で消費する電力購入契約ですが、そういう中で、政府はこの4月から、自治体の公共施設への再エネ導入に対する国の支援策を新たに実施すると聞きました。再エネ導入に対し、交付税措置のある地方債の制度新設です。この制度について説明と、今後これを活用して取組の考えはないか伺います。

○企画政策課長（二川隆志） 国の公共施設再エネ導入支援を活用した取組の考えはないかについてお答えいたします。

令和4年12月に総務省が取りまとめました、令和5年度地方財政対策の地域の脱炭素化の推進としまして、（仮称）脱炭素化推進事業費が創設されました。

この事業は、地域における脱炭素の基盤となる再生可能エネルギーや、電気自動車の導入等を率先して実施することなど、地方公共団体の役割は拡大していることを踏まえ、地方公共団体が公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう新たに立案された事業でございます。

す。

本事業は公共施設等のZEB化に伴う省エネの取組の費用や、再生可能エネルギーの活用に要する費用のうち、9割が新設される脱炭素化推進事業債を充てることができ、1割を市費で賄うこととなっております。

さらに、脱炭素化推進事業債のうち、再エネに関しては5割を、省エネに関しては財政力にに応じて3割から5割を交付税措置される事業でございます。

今後、本市が地域脱炭素ロードマップに掲げられている設置可能な建築物等への太陽光発電設備の導入割合を達成するに当たりましては、財政的に有利な国の補助事業などの活用も検討しなければなりません。先ほどの答弁でも申し上げましたが、再生可能エネルギー発電施設等の公共施設への太陽光発電設備の導入を検討する上では、老朽化の確認や使用電力量の少ない施設などへの太陽光発電設備の設置効果の検討や、また財政課が策定しております公共施設等個別施設計画における個別施設への方針との整合性を図りながら、設置可能な施設におきまして、現在進められております民間活用を含めた太陽光発電施設の導入を検討していかねばならないと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。費用対効果など、総合的な調査検討が必要ではありますが、今後の公共施設への太陽光発電の導入に際しては、この制度も利用して、自前で設置し、自家用電力代が浮く取組も検討していただくよう要望して、質問を終わります。

以上で、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。

次は、13時から再開いたします。

午前11時50分休憩

午後1時0分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、梅木勇議員の質疑、質問を許可いたします。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 午後から1番目の登壇となりましたが、よろしくお願いいたします。

各地で早咲きの桜が見頃となり、道端の草花も咲き始め、はまびら道の駅の花壇、旧フェリー発着場近くのロータリーでは様々な花が咲き誇り、春の到来を感じる今日この頃となりました。

1月の市長選挙で、垂水市市政上初めて連続4選を果たされた尾脇市長に祝福の言葉を送ります。市長には、公約に掲げられたもろもろの施策を実現され、垂水市発展と市民の幸福度満足を力を尽くされ、御尽力いただきしたいと思います。

それでは、議長の許可を頂きましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしくお願いいたします。

まず1問目、マイナンバーカード制度について質問いたします。

マイナンバー制度について、総務省のホームページを見ると、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会基盤です。マイナンバーは社会保障・税、災害対策の分野で法律的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されますとなっています。

平成27年10月から住民票を有する方全員に12桁のマイナンバーが記載された通知カードが全家庭に送付され、制度開始となる平成28年1月からマイナンバーカード交付の申請受付もスタートしました。

制度開始からカードの交付率の低迷が続いた

が、カードの普及と消費活性化策として、令和2年9月に5,000円分のポイントを付与するマイナポイント事業が始まり、第1弾が終了する令和3年12月時点では39.9%となり、さらに令和4年1月1日から、最大2万円分のポイントがもらえる第2弾の事業がスタートしております。

マイナポイント事業が開始されてから交付率の向上に向けて各自治体も推進に力を注いでおりますが、マイナンバーカード取得率日本一の見出しで都城市の取組が紹介されておりましたが、9月末時点で84.7%と、市区町別1位で全国平均49%を大きく上回り、申請率では90%を超える。

職員にタブレット端末を配備し、入力作業から顔写真の撮影まで行う仕組みは都城方式と呼ばれるようになった。強みは、どこでも申請補助できる機動力、ショッピングセンターや温泉施設などが集まる場所に出張窓口を開設、平日に役所に足を運びづらい社会人には、5人以上の申請を条件に職員を企業に派遣してきたなどとなっているが、昨日の新聞には、総務省はマイナンバーカード普及率、マイナポイント第2弾の最大2万円分のポイントを受け取るには、2月28日までの申請が必要であったが、受付が混雑したため、3月1日まで延長するとあり、申請数は今年2月26日には9,085万人、人口の72%となったと掲載されていたが、本市のカード申請推進取組と進捗について伺います。

2問目に、1月下旬の寒波について質問いたします。

1月24日から25日の寒波については連日テレビや新聞で報道され、23日の南日本新聞の一面では、「県本土、明日から大雪おそれ」の見出しで、冬型の気圧配置が強まり、鹿児島県本土は24日から25日にかけて大雪になるおそれがある。鹿児島地方気象台は、雪を伴う暴風への警戒、路面凍結や農業施設の管理に注意を呼びかけて

いる。

気象台によると、九州南部の上空約1,500メートルには、今季最強となる氷点下12度以下の寒気が流れ込む。県内で同レベルの寒気は、平成28年1月下旬以来7年ぶりとなり、24日の新聞の一面では、「今夜から警戒級大雪おそれ」の見出しとなっており、21面には、「県本土、10年に一度大雪おそれ、路面水道管凍結注意」と大きな文字の見出しとなっていました。

25日の新聞では、一面に「県本土に大雪警報、明日まで低温続く」とあり、今季最強の寒気が流れ込んだ影響で、鹿児島県本土は24日全域で雪を伴う大荒れの天気となった。午後7時現在、県本土の大部分の地域で5センチ以下の積雪を観測、陸・海・空の交通が大幅に乱れ、多くの学校で短縮措置が取られたとあり、26日の新聞では、一面に「県内大雪、事故200件超え、断水や休校、週末再び冬型か」の見出しで給水管の破損による断水や、鹿児島市では漏水や水が出ないとの問合せが601件あったという。

九州自動車道などほとんどの高速道路や国道の一部が通行止めとなった。県教育委員会などによると、県内公立小中高は25日、71校が休校、193校が授業を遅らせたり、授業を切り上げたりして短縮日程とした。特別支援学校は11校が休校したと掲載されているが、本市では、事前また当日についてどのような対応をされたのか、農林課、土木課、水道課、教育委員会に伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市民課長（松尾智信） カード申請推進、進捗についての質問にお答えいたします。

カード申請推進につきましては、仕事や用事等で平日手続等ができない方に対し、土日の臨時開庁、また衆議院議員選挙や参議院議員通常選挙時での期日前投票に合わせた臨時開庁、さらに、税の申告相談時や各振興会で行われる様々な集会、行事等において職員が会場に出向

いて申請を行う出張申請サポートを実施したところでございます。

また、現在の進捗につきましては、先ほどの前田議員にも答弁させていただきましたが、マイナンバーカードの交付状況は、令和5年2月12日現在で交付率が63.32%、交付枚数が8,792枚となっております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 1月下旬の寒波による対応につきましてお答えいたします。

1月下旬の寒波につきましては、10年に一回の寒波になるなど、数日前から報道されていたことから、土木課といたしましては、路面の凍結が予想されたため、山間部の振興会長に連絡を取り、事前に融雪剤を配布いたしました。さらに、積雪があった場合の対策といたしまして、大野原・垂桜集落や高野集落、岳野集落などの山間部地域の除雪作業の依頼を1月23日に建設業者に行いました。

結果的には、1月25日に除雪の依頼がございましたことから、大野原・垂桜集落の除雪作業を依頼し、無事に作業を終えております。今後もあらゆる被害を想定し、早急かつ適切な対応を行ってまいります。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 学校への対応をどのようにしたのかにつきましてお答えいたします。

台風や積雪等の自然災害による臨時休業や、登校時刻を遅らせて授業を開始するなど、児童生徒の安心安全に配慮した対応につきましては、各学校長が、通学路や地域の状況及びPTA役員等からの情報提供を受け、児童生徒が安全に登下校できることを確認し、判断した結果を安心メール等で家庭へお知らせしております。

当課の対応としましては、学校に年間を通じて、様々な災害に対する児童生徒の安全確保の徹底を指導するとともに、人的被害等があった

場合は、学校長からの災害報告を受け、本市の結果を集約し、速やかに県へ報告しております。

1月下旬の寒波襲来におきましては、各学校とも被害を受けることなく、通常どおり授業を行い、児童生徒は安全に下校しました。

以上でございます。

○水道課長（福島哲朗） 1月下旬の寒波について対応をどのようにしたのかにつきましてお答えいたします。

まず、事前対応といたしまして、1月24日と25日に防災無線により、市民の皆様には水道管の凍結予防等についてお願いしたところでございます。

次に、1月25日当日の対応でございますが、市民の皆様などからの問合せが29件ございました。内容としましては、水が出ない、漏水しているとのことでしたので、水道課職員にて順次、現地調査を実施し、応急措置や修理依頼等の対応を図りました。

調査の結果、給水管の漏水が22件、凍結が解消し水が出るようになったものなど問題のなかったものが7件ございました。また、翌26日につきましても、漏水しているなどの問合せが7件あり、27日以降につきましても、1日数件ほどの問合せがありましたが、その都度、水道課職員が現地で漏水状況等の確認を行ったところでございます。

なお、今回の寒波による漏水につきましては、水道課において管理している水道管の本管、支管につきましては、漏水等は発生せず、断水等の被害はなかったところでございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 対応をどのようにしたのかについてお答えいたします。

気象台や鹿児島県から2月24日からの強い寒気について、注意喚起がございました。これを受けまして、寒気の流れ込みに対する農作物に対する事前対策等の注意喚起のため、市長自ら

FM割り込み放送でメッセージを発信し、また公式LINEにより、農家の皆様方に情報提供を行ったところです。また、農業委員会等をお願いして、担当地域の農家への声かけをお願いしたところです。

2月25日には、農林課、農業委員会、関係機関の30名で構成する垂水市農林技術協会会員で現地調査を実施し、農作物被害について鹿児島県に報告したところです。

事後対策として、被災した農作物の事後対応や営農、資金等の相談窓口を農林課に設置し、市ホームページや垂水市農林技術協会だよりで周知するとともに、被災した圃場へ足を運び、農作物の現状確認や農家からの情報収集等に努めているところでございます。

すいません、訂正をお願いします。気象台や鹿児島県からを2月24日と言いましたが、1月24日でございます。すいません、訂正します。

○梅木 勇議員 それでは、2回目に入りますけれども、一問一答式でお願いいたします。

マイナンバーカード申請推進について、先ほどの答弁では、平日手続ができない方には、土日の臨時開庁、また衆議院議員・参議院議員選挙時の期日前投票に合わせた臨時開庁、さらに、税の申告相談等において、職員が会場に出向いて出張申請サポートを実施されたようでありますが、平日手続ができない方には土日の臨時開庁とありましたが、この土日の臨時開庁というのは年間を通してされたのか、ある特定の期間を設けて土日の臨時開庁をされたのか、お聞かせください。

○市民課長（松尾智信） 土日の臨時開庁の御質問にお答えいたします。

土日の臨時開庁につきましては、令和4年9月10日及び11日、それから11月26日及び27日の計4回実施しております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。9月

と11月に2日ずつ4回したというようなことでございましたけれども、ありがとうございます。そのような話を、答弁を聞くと、懸命な推進状況を感じるところでございます。

進捗については、2月12日現在、交付率が63.32%ということですが、先ほども言いましたが、全国的には2月26日に72.2%の申請件数となっております。日付と交付率と申請件数の言葉の違いはありますけれども、さらなる推進に取り組んでいただきたいと思います。

次に、補正予算、新年度予算について。

今議会の令和4年度一般会計補正予算（第9号）案と令和5年度当初予算案を見ると、補正予算では戸籍住民基本台帳費として諸経費が計上されており、補正理由として、マイナンバーカード交付申請増加に伴う会計年度任用職員の増となっており、当初予算の参考資料では、市民課でマイナンバーカード交付円滑化事業として、902万4,000円、区分に拡充、適用欄にマイナンバーカードの交付率を上げるための申請サポート等の環境整備事業となっているが、2月12日現在で63.3%の交付率となっており、マイナポイント付与事業の申請が2月28日までとなっていたが、3月1日まで1日延長されたものの、本市では2月下旬はかなりの申請者があったものと推測されるが、補正の必要性と、新年度では申請サポート体制をどのように整備されるのか、お聞かせください。

○市民課長（松尾智信） 補正予算、新年度予算についての質問にお答えいたします。

今回の補正予算につきましては、カード申請者が急増したことに伴い、カードを個人に郵送する費用に不足が生じたので、役務費、通信運搬費の補正が主なものでございます。

また、新年度予算のマイナンバーカード円滑化事業の拡充に関する予算につきましては、昨年度当初より会計年度任用職員を1名増員し、新型コロナウイルス感染予防のために、施設や

企業での出張申請が実施できなかったところもございましたので、新年度では出張申請のさらなる充実を図るために予算を計上したところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。新年度で体制を1名増やして対応していきたいというようなことです。

ポイントが2月下旬までということだったんですけど、それに伴って申請者が、私は数日前に市民課の通路を通りましたが、いっぱい申請者だと思われる方が多かったんですけども、こういう方々が申請ではかなりのパーセントに達しているのではないかなと思っております。

これに伴ってカードがいよいよ送られてきて、その交付とか、それについての体制の強化であるんだろうと、こういうふうに出張申請から受け止めたところですけど、残りのそういう、まだ申請に至らなかった方々に対しては、企業等の訪問を含めて頑張っていきたいというふうなことでありました。頑張ってくださいと思います。

次に、利活用の情報提供についてでありますけれども、これまでカードの申請推進に注力されてきているところですが、マイナンバーカードの活用には、日を追うごとに諸施策が提起され開始されてきているが、健康保険証とマイナンバーカードが一体化したマイナ保険証では、昨年の10月から患者の初診時の窓口負担を軽くすることとなり、3割負担の人はこれまでより15円減となる。一方、従来の保険証を使う場合は3円の負担が増え、2024年度以降に従来の保険証は廃止を目指すとなっております。

ほかにも、既に利用可能なものに確定申告などオンラインによる行政手続、3月1日から始まったコンビニでの住民票写しなどの発行、さ

らには、運転免許証との一体化が2024年度開始予定となっているなどなど、生活利便向上策の情報があるが、これらを適宜市民に周知して、カード申請と利活用につながるよう情報提供していく必要があると思いますが、これについて見解をお聞かせください。

○市民課長（松尾智信） 利活用の情報提供についての質問にお答えいたします。

カードの利活用の情報提供につきましては、市のホームページから地方公共団体システム機構J-LISのマイナンバー総合サイトへ移動する情報欄を設けておりました。

先ほどの前田議員の質問でも答弁いたしました。令和5年3月1日、昨日からマイナンバーカード所有者が全国のコンビニエンスストアで、戸籍、住民票、所得課税証明、印鑑証明、戸籍附票が取得できるサービスを開始したところでございます。

また、マイナポータルからオンラインで転出・転入予約を行い、転入地市区町村があらかじめ通知された転出証明情報により事前準備を行うことで、転入・転出手続の時間短縮化が図られるワンストップ化事業、こちらも令和5年2月6日からサービス開始を実施いたしましたので、3月中旬には各振興会を通じまして、チラシ等でこちらの情報とマイナンバーカードの利活用情報を合わせまして通知してまいります。

以上でございます。

○梅木 勇議員 今、お聞きしましたけれども、このマイナンバーカードは、もう既になくはない、日常生活の中になくはないカードだと私は思っておりますけれども、皆さんもそういうふうを受け止められていらっしゃると思います。

そういうことで、このマイナンバーカードを、こんなふうに使えますよ、あんなふうに使えますよという、今、私が申し上げた情報を住民の皆さんにお伝えして、今は、ただポイントがも

らえると、もらえるから2月28日までだったから、ポイントがもらえるから申請に来ましたと、カードをつくりますと言うけれども、このカードについての利用方法はあんまり多くの皆さんには知られていないんじゃないかなというように、こういう情報を提供した方がいいのではないかとということで申し上げましたので、その周知案内について、ますます取り組んでいただきたいなど、こういうふうに思います。

次に、本市の独自の利用策は、について質問をいたします。

ただいま述べましたように、国ではカードを活用した諸施策を展開し、また準備も進められておりますが、デジタル庁のホームページでは、自治体独自のマイナンバーカード活用策に取り組んでいるところを紹介しております。

群馬県前橋市では、新システムタクシー運賃補助、マイタク事業を起こしております。事業は、高齢者や障害のある方、また妊婦の方など、移動困難者に移動の支援を目的としたものです。高齢者につきましては、65歳以上で運転免許証のない方、75歳以上で運転免許証のある方がタクシーに乗車し、タクシーにある専用端末機にカードをタッチすると、運賃が2,000円以内であれば半額、運賃が2,000円以上の場合、1,000円の補助が上限となっております。これの事業のメリットといたしましては、行政はこれまで紙による利用券1件につき印刷郵送代が220円かかっていたが、ゼロ円となった。

これを垂水市に当てはめてみると、今はたるおでかけチケットがありますけれども、これを使って、今は垂水市の場合は利用しておりますけど、前橋市の場合は、紙化しないでこのカードで利用していくという取組を始めたということになります。それで、メリットとしては、今、申し上げたタクシー会社のメリットとしては、運転手の業務、事務作業量が大幅に減少したとあります。

このように自治体独自のカード利用活用策が次々と展開されていくものと予想されますが、本市においても独自の利活用策に取り組むべきと思うが、見解をお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） マイナンバーカードの利活用策につきましてお答えいたします。

総務省が昨年9月に改定を行いました自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画には、マイナンバーカードの利活用の促進のため、健康保険証としての利用促進、公金受取口座の登録や、運転免許証や在留カードの一体化に向けた準備を進めるほか、子育て・介護等の31手続におけるオンライン手続を進め、市役所に行かなくても様々な手続を行うことができるオンライン市役所サービスの充実や、図書館や市町村の施設の利用証など、生活の様々な局面でマイナンバーカード1枚をかざせば済むことができるようにする市民カード化、民間ビジネスにおける様々な局面での利用の実現を目指すと記載されております。

このように、将来的にはマイナンバーカードを利用することで、市民生活においても様々な場面で利便性が向上し、また、対応する行政職員の負担軽減も図られることから、本市においてもマイナンバーカードの普及促進は、自治体DXを推進する上で重点的に取り組まなければならない項目であると強く認識しているところでございます。

これからの取組の方針を市民の皆様にお示しする手始めとしまして、有識者からの助言なども必要と考えましたことから、昨年10月25日に、内閣府クールジャパン地域プロデューサー鹿児島県DX推進アドバイザーを務めておられます陣内裕樹氏に垂水市DX政策アドバイザーへの就任をお願いし、委嘱状の交付を行わせていただいたところでございます。

併せまして、これから市民の皆様方と一緒に

取り組んでまいりますデジタル化への方向性につきましては、デジタル変革宣言において3つの方向性を定め、それぞれの分野においてデジタル化を推進してまいりたいと考えているところでございます。

まず第一に、市民の皆様の幸福のため、人に優しいデジタル変革を推進することにより、全ての市民の皆様にとって住みやすく、幸福度、ウェルビーイングの意識が高い元気な垂水市の実現を目指してまいります。

具体的な取組としまして、行政手続のオンライン化や窓口手続、申請手続の簡素化、マイナンバーカードの普及、活用等を推進することで、市民の皆様の利便性向上を図り、また、情報セキュリティ対策を徹底し、市民の皆様の安全にも寄与すること等を想定しているところでございます。

第二に、誰一人取り残すことのない教育環境の充実のため、将来を担う子供たちに新しい時代に対応する力を備えるための教育を推進するとともに、全ての市民の皆様に対応するための学び直し、リスクリングの機会を提供することで、将来にわたって持続的に発展し、元気な垂水市の実現を目指してまいります。

具体的には、子供たちの学びのためにGIGAスクール構想を推進するとともに、市民の皆様のデジタル化に対応するための学び直しの場として、昨年9月に包括連携協定を締結した鹿児島女子短期大学等の知見を頂き、出前講座、出張講座等を実施するなどの取組を想定しているところでございます。

第三に、多様な人々との関わりを目指すためのデジタル変革のため、本市の様々な魅力や資源等をデジタル技術を活用し発信することで、全国各地の多様な人々との関わりを増やし、元気な垂水市の実現を目指してまいります。

具体的にはLINE等のSNSやユーザー

ブ等の動画を活用して、本市の魅力をより多く知っていただく機会を提供することなどを想定し取り組んでまいります。

DXを推進する市職員の取組としまして、DXに対する理解促進と意識啓発のため、昨年12月23日に、陣内DX政策アドバイザーを講師として、課長級職員を対象とした研修を実施いたしました。さらに、一般職員の研修を行うことで全ての職員の意識改革を進め、市民にとって優しいデジタル変革に職員一丸となって取り組んでまいります。

市民サービスの向上と職員の負担軽減や業務効率の向上につきましては、全庁的に取り組むべき課題でありますことから、全職員を対象に、先進事例の調査研究を指示したところでございます。

また、国の手順書の内容を参考に、全庁的な推進体制や、重点的に取り組む事項を盛り込んだ本市のデジタル推進計画の策定を、令和5年度の早い時期に取りかかることとしております。

引き続き、市民の皆様や関係機関の皆様、本市DX政策アドバイザーなどとともに、デジタルの力で元気な垂水市をつくるという理念の下、様々な場合におけるDX導入における変革を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまDX構想について様々な施策を構想されているというようなことでしたけれども、とにかく、陣内アドバイザーの指導というんですか、それぞれの施策に取り組んでいただきたいなと思っております。

マイナンバーカード所持者の日常生活の利便性がますます高まるような施策に、今、答えられたような施策を取り入れながら取り組んでいただきたいなと、こういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これでマイナンバーカード制度については終わります。

次に、1月下旬の寒波についてでございますけれども、先ほど各課から、事前、当日の対応を聞かせていただきましたけれども、それぞれ適切な対応がなされたものと受け止めているところであります。自然が対象でありますことから、気象が常に変化しますので、気象情報には気を配られたものと思います。御苦労さまです。

特に農作物に関しては、事前対応をしても今回の自然の脅威には限界があり、被害が昨年12月20日前後と同じく寒波被害が発生しました。

1月28日の新聞では、大雪農業被害19億円、県内15市町村で確認とあり、積雪、低温の影響で出荷を目前に控えた豆類、ジャガイモを中心に19億5,000万円の農業被害が確認されたとありましたが、本市でも今議会初日に市長の諸般の報告で、キヌサヤ、エンドウ、スナップエンドウ、ビワに被害があったと報告がありましたが、被害の状況を具体的にお聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 農作物の被害状況についてお答えいたします。

令和5年第1回垂水市議会定例会の諸般報告で市長が申し上げましたように、1月24日からの強い寒気の影響で、農作物被害額は1億1,500万円に及んでおります。被害に遭われました農家の皆様方にお見舞い申し上げます。

野菜の被害については、キヌサヤ、エンドウ、スナップエンドウが主なもので、被害面積14ヘクタール、被害額6,374万8,000円となっております。被害の状況としては、収穫期のさやが寒害によりほぼ全滅し、これから成長するさやや花も寒害により生育不良や結実障害を確認しております。中には、芯止まりにより、これからの収穫が全くできなくなった圃場もあり、深刻な状況となっております。

果実の被害につきましては、ビワに大きな被害が出ております。被害面積16.9ヘクタール、被害額5,126万9,000円となっております。被害状況としては、低温により幼果期の果実が枯死

し肥大せず、収穫や出荷ができないとみられる圃場が多数確認されております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。ピワの被害で16.9ヘクタール、金額が5,100万円というような数字を示されまして、非常に大きな被害だなと感じております。

1回目の答弁では、水道にも被害があったとの答弁がありましたが、どのような支援があるのか。また、農業被害等には市税について減免制度がありますが、対応をお聞きします。

私の近くの方は、毎年スナップエンドウを栽培されているが、1メートルほどの草丈の中心部になっている収穫直前の実入りのよいさやを見せてくれましたが、低温障害で中の実が薄黄色く変色しており、出荷できず1円の収入にもならないとのことで、今から樹勢の回復を待ち、花が咲いても一月以上かかり、見込みがないと判断し、抜根の準備をしていました。

農作物の被害については農業保険があるが、加入状況をお聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 収入保険の加入状況についてお答えします。

今回の寒害をはじめ、台風や鳥獣被害などの被害による収入減少が補填対象であるため、垂水市として加入推進に取り組んでいるところでございます。

現在の加入戸数は11件であり、285戸の販売農家がある中で、加入者は非常に少ない状況となっております。加入率は約3.9%となっております。今後も本保険制度の周知に努め、加入促進を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○税務課長（篠原彰治） 1月下旬の寒波による被害の支援についてにつきましてお答えいたします。

本市の農作物の減収による市税の減免につきましては、災害被害者に対する市税減免条例に

おいて規定されているところでございます。この条例中、第2条第3項及び第6条第3項の規定に基づき、災害のため農作物の減収による損失額の合計額が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上ある者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下である者については、前年中の合計取得金額に応じて軽減または免除されることとなっております。

なお、令和5年1月下旬の寒波による農作物の被害については、令和6年度の申告において、先ほど説明いたしました災害のため農作物の減収による損失額の合計額が、平年における当該農作物による収入額の合計金額の10分の3以上である者と、前年中の合計所得金額が1,000万円以下である者を確定申告や過去の課税実績等により、市において判断し、軽減または免除することとなります。

以上でございます。

○水道課長（福島哲朗） 被害の支援につきましてお答えいたします。

今回の寒波に伴う漏水被害につきまして、垂水市給水条例第32条及び給水条例施行規則第18条に基づき、対象となる使用者の方33件、金額にしまして3万3,987円の水道使用料減免を行ったところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 税の減免対応については、6年度の申告時期に対応するというようなことでありました。水道については33件の減免ですか、これを行ったというようなことであります。

農業保険には国の公約保険制度であります農作物共済保険、収入保険があり、加入などについては共済組合が行っているが、収入保険については、市が令和3年度より農業経営収入保険支援対策事業により保険金の一部を申請年から3年間補助し支援しているが、現在5年間の限定となっております。

ただいまの答弁では、285戸の販売農家があ

る中で、加入数は11件であるとのことですが、非常に少ない状況であります。

毎年繰り返し発生する大雨、台風被害、今回の寒波被害など、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少に対処するには、収入保険の加入対処が必要と思われませんが、農業者への支援として、農業経営収入保険支援事業の継続をお願いいたします。また、本市独自の支援をどのように取り組んでいるのか、お聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 本市の支援策につきましてお答えいたします。

今回の寒波につきましては、南薩地域でも豆類をはじめとする農作物の被害が甚大であったため、国による現場視察が実施され、農業者等からは、資材等の高騰も続いているので早く支援を行ってほしいと要望があったと聞いております。また、鹿児島県経済連は、共販農家を対象に、葉面散布剤の無償配布を実施するなど支援措置を実施しております。

垂水市におきましても、市長からは、国や県の支援事業に注視するとともに、被災した農家の経営継続のため必要となる営農支援など、産地維持のため全力で取り組むよう指示がありました。

今回の寒害につきましては、被害状況の全容把握に時間が必要でありますことから、現在、垂水市としては、農林課内に相談窓口を設置して、農家からの営農相談に応じながら、巡回や訪問による被害状況の調査を継続して実施しているところです。

また、九州農政局や鹿児島県の担当者に、国や県の支援策の情報を調査したり、被害が大きかった指宿市や南大隅町の担当者に、被害の状況や市町での取組について意見交換などを行っております。

今後も豆類の芯止まりの状況やビワの果実の肥大状況を注視しながら、垂水市の農家に対す

る品目に応じた対応について検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。被害に遭われた皆様が、営農に再び意欲が湧くような情報提供、相談窓口の対応をお願いして、私の質問を終わります。

最後に、3月末で定年退職される篠原税務課長、榎園監査事務局長、後迫消防長に、長年の市政への御尽力に感謝を申し上げます。御苦勞さまでした。終わります。

○議長（川越信男） 次に、1番、新原勇議員の質疑及び質問を許可いたします。

[新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 まずは尾脇市長、18代目垂水市長おめでとございます。届かなかった2人も垂水市のことを思い出されましたので、政策など共有できることは取り入れて、垂水市の成長のために頑張っていたideきたいと思っております。今年もモジャコ漁の季節になってまいりました。まだ出航はしていませんが、安全に操業されて大漁になることを祈願します。

議長の許可を得て、事前に通告しておりました質問に入ります。関係各課よろしく申し上げます。

風力発電について。仮称垂水風力発電事業、株式会社ユーラスエナジーホールディングス社が現在環境影響評価方法書の公表、閲覧もありますが、現在の状況等、住民説明会も開かれたと思いますが、参加人員と住民の反応についてお聞かせください。

出産・子育て応援給付事業について。国の少子化対策の一環として、4月から出産一時金が42万円から約50万円に増額され、さらに出産・子育て給付事業は、妊娠・出産された女性に対し、妊娠時に5万円、出産時に5万円の10万円が支給されます。そこで、垂水市独自の出産・子育て事業として、出産された子供は、2人目

なら1万円追加、3人目なら2万円追加とできないものか、伺います。

牛根地区の保育園問題について、和光保育園が閉園することが決まり、牛根の子供たちは次の江ノ島幼稚園に行かれます。その制服代を議会に上程され議決しましたが、そもそも保育園と幼稚園の管轄も違いますし、仕組みも違います。受け入れる年齢も違います。前回の議会で森議員が共働きの親の負担のことを言われましたが、それは当然だと思います。幼稚園は夏休み、冬休み、長期休暇がありますから、共働きの親御さん、大変だと思われます。そして、牛根地区に保育施設がない。その地区で子育てを考えますか。ますます牛根地区から若者が離れていきます。西宝寺保育園が令和3年3月に閉園された以前に、牛根地区の子供の人数、年齢層などは、市として分かっていたはずですが、市としての牛根地区の保育園の在り方など、今後についてお聞かせください。

小売業への支援について、小売業への創業支援と後継者支援の考え方は。小売業について、後継者不足や人口減や世帯減における商圈人口の衰退により、経営困難により廃業する事業者が多く、本市においても空き店舗が増加している状況であります。商工会においても会員の減少につながることから、後継者不足の解消や新たな創業について、国や県の事業を使いながら様々な取組を行っています。前回の質問でも、スタートアップ事業と市独自の政策はないと答えられましたが、市としてはそのことについて、どのように考えているのかお聞かせください。

市道元垂水原田線の完成予定について。市道が市木集落の工事にかかってから数年たつが、住民の間では農道などはすぐできるが、この市道は時間がかかり過ぎるとの声も聞きますが、市木線の進捗状況と来年の延長と、また完成までどのくらいかかるのかお聞かせください。

小中学校の給食の無償化について。市長が公

約で、給食の無償化について、たるみず成長ロードマップで住民に提案されており、また議会としても、令和4年第4回定例会において、請願が可決しております。県内の無償化の実情についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（二川隆志） 風力発電について、現在の状況と、住民説明会の参加人員と反応についてお答えいたします。

仮称垂水風力発電事業は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、牛根から海潟地域の山間部にかけて、高さ約145メートルから185メートルの風力発電施設を最大32基程度設置し、約11万2,100世帯分の電力供給量に相当する、約192メガワット程度の電力を発電する事業計画でございます。また、この風力発電事業実施による二酸化炭素削減効果は、年間約11万3,900トンの二酸化炭素の削減が見込まれておりまして、この削減量は、約813万4,000本の杉が1年間に吸収する二酸化炭素量に相当すると予想されております。

今回、2月5日から11日にかけて、松ヶ崎、大野、協和、牛根の4か所の地区公民館で開催されました住民説明会は、この事業計画に係る環境影響評価の手續の一環として、環境影響評価法に基づき、事業者自らが実施する環境影響評価の項目や調査、予測、評価の方法をまとめた方法書を公表、縦覧し、住民の皆様から広く意見を聞き、出された意見等を事業計画へ反映させていくことを目的に開催された説明会でございます。市内4か所で開催されました全ての住民説明会へ、企画政策課職員が出席しておりますので、参加人数と意見等の概要を御報告させていただきます。

住民説明会への参加人数は、合計で41名でございました。また風力発電事業者側からは8名が出席しておりました。地域住民の皆様から出されました意見等の概要は、設置した場合のそ

それぞれの地域から見たイメージを情報として提供してほしいというものや、風力発電施設が設置されることによる地元のメリット・デメリットについて、環境への配慮や騒音等の調査項目について、具体的にどういったことを調査するのか、工事や輸送に関してのスケジュールへの質問など、29件の意見や質問がございました。これら個々の質問について、事業者側から丁寧な回答がなされておりました。現在行われております環境影響評価の事務手続は4段階ございますが、今回の方法書の公表等の手続は、配慮書の公表等の手続に続く2つ目の段階でございます。

今回行われました住民説明会で出された地域住民の皆様方の意見等を踏まえ、今後作成されます環境影響評価書は、次の3つ目の段階で開催されます住民説明会において、市民の皆様からの御意見がどのように環境影響評価書に反映されたかなどが説明される予定でございます。引き続き事業者に対し、地域住民へ丁寧に説明するよう求めるとともに、本市職員も住民説明会へ出席いたしまして、地域住民の意見、提言等を把握し、また今後の環境影響評価手続等の動向をしっかりと注視し、市民の皆様に対し、広報誌やホームページ等を通して、その情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 出産・子育て応援給付金における本市独自の上乗せ、給付追加につきましてお答えいたします。

初めに、議員が言われました出産・子育て応援給付金につきましては、昨年12月成立しました国の令和4年度第2次補正予算の中で、物価高克服、経済再生実現のための総合経済対策の少子化対策、子ども・子育て世代への支援として、出産・子育て応援給付金事業が創設されました。具体的には妊娠期から子育て期まで一貫しての相談支援、いわゆる伴走型相談支援と、

妊婦健診の交通費や産後ケアの利用料助成など、子育て支援サービスの経済的支援、いわゆる出産・子育て応援給付金を一体的に実施するもので、出産・子育て応援給付金の財源は、国が3分の2、県及び市が6分の1ずつ負担するものでございます。

本市におきましては、昨年の第4回定例会にて御承認いただき、県内の自治体に先駆けまして、先月23日から事業を開始し、現在対象者69名の方々の申請受付を行っているところでございます。議員が言われました第2子、第3子に対し、給付金を上乗せをする給付追加についてでございますが、この給付金の目的でございます子ども・子育て世代への支援策につきましては、これまで様々な子育て支援を行ってきているところでございます。具体的には、子育て家庭への経済的負担の軽減策としまして、福祉課が行っております紙おむつなどのおむつ関連用品、離乳食等の離乳食関連商品、ベビーソープやベビーパウダー等の入浴・洗剤関連用品など、乳児の子育てに使用する乳児用品等の購入助成事業や物価高騰に直面する子育て世帯への支援として、児童1人当たり5万円給付する国の子育て世帯生活応援臨時給付金や、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金などでございます。

今回の給付金は、冒頭申し上げましたとおり、国の物価高騰等の経済対策として、これまでの子育て世代への経済負担軽減策の追加の一つでございます。本給付金事業はスタートしたばかりの制度でありますことから、まずは可能な限り迅速に対象者へ給付することが重要であると考えており、事業の円滑な運用に注力してまいりたいと考えております。

また、子育て支援につきましては、本市総合計画の中の重点プロジェクトとして位置づけて取組を進めておりますことから、今後6月に示されます国の経済財政運営と改革の基本方針、

いわゆる骨太の方針の中での子ども・子育て政策など、国の動向に引き続き注視しながら、県内自治体の取組につきましても情報収集を行い、そのときそのときの状況に応じ、どのような支援ができるか関係課と連携し、適宜支援策について協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福祉課長（森永公洋） 市として今後の考え方はにつきましてお答えいたします。

牛根地区や大野地区などの教育・保育施設空白地帯における教育・保育サービスの提供について、令和5年1月25日に第2回園長会議を開催し、園長の皆様に御協議いただきました。具体的には、人口減少地域における地域型保育事業の実施の可能性や、人口減少地域への送迎バスの各施設における対応について協議しましたが、保育の質の確保や事業実施場所、保育人員の問題から地域型保育事業の実施は難しく、送迎による対応が現実的であるといった意見が多く見られました。今後も児童数の減少が見込まれ、市と各保育施設で連携し、様々な問題に対応していく必要があるため、引き続き園長会議を定期的に開催し、現場の状況や現場からの要望を把握し、問題の解決に向け、協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 小売業への創業支援と後継者支援の考え方につきましてお答えいたします。

小売業につきましては、後継者不足や大型店舗の参入により経営が困難となるなど、廃業されるケースが多く、空き店舗が増加している状況は全国的な課題であり、本市におきましても同様な状況となっているところでございます。垂水市商工会におきましても、空き店舗対策について検討されておりますが、本市の場合は空き店舗ではなく、住居付き店舗がほとんどであり、店舗としては廃業されておりますが、市民

が居住されておりますことから、空き店舗として貸し出すことは考えておられない場合が多く、小売業者につきましても、経営者の高齢化や経営状況により、年々存続が厳しい状況となっているところでございます。そのような中、小売業への創業支援につきましては、様々な機関において、個別相談や講習会の形式により支援が行われており、中でも、垂水市、鹿屋市、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町の2市4町の商工会で構成される肝属地域広域指導協議会主催の肝属広域セミナー個別相談会には、垂水市からも年間数件参加されており、飲食店開業に至った事例もあると、垂水市商工会より報告を受けているところでございます。そのほかにも、産業支援センターの職員が各市に出向き、直接事業者と創業支援など様々な問題についての定期相談会も開催されるなど、商工会において小売業者の存続についての支援に取り組まれているところでございます。

また、後継者支援につきましても、同センターの相談内容に含まれておりますとともに、鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センターが後継者不足に悩む事業所と、事業を開始する意欲のある方とのマッチング事業を行っており、垂水市商工会としても、幾つかの事業所に対して事業内容の紹介を行っているとの報告も受けているところでございます。今後も、このような相談体制の案内、受付を行う垂水市商工会と市が連携し、どのような具体的な支援が必要であるのかなど、情報共有するとともに、効果的な支援内容について協議していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 市道元垂水原田線の完成予定につきましてお答えいたします。

工事の進捗状況につきましては、令和元年の9月議会で新原議員より御質問をいただいておりますが、計画延長2,800メートルのうち、改

良延長が1,630メートル、進捗率58%であるとの回答をしております。その後、3年が経過し、本年度末での改良延長が2,390メートルとなりますことから、進捗率は85.4%でございます。完成予定でございますが、残りの延長が410メートルでございますので、本年度の単価での概算でございますが、2年から3年ほどで完成する見込みでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（野村宏治） 県内の無償化の現状はにつきましてお答えいたします。

学校給食費の無償化についての県内の現状についてでございますが、令和4年度におきまして、鹿児島県内で完全無償化を実施している市町村は、43市町村中10市町村、南さつま市、長島町、南種子町、伊仙町、天城町、喜界町、宇検村、大和村、三島村、十島村でございます。また、一部無償化を実施している自治体を申し上げますと、大崎町と東串良町が児童生徒1人当たり月額2,000円、南大隅町が月額1,000円を町が補助しております。なお、新聞報道によりますと、来年度から鹿屋市が給食費の半額補助を実施するための当初予算案を議会に上程されたとのことでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 風力発電について、第2段階の説明であったということであります。それで住民の方も、あまりにも希望が多過ぎて、まだイメージがわからないということでしたので、仮に今後計画が進んだ場合の税金や地域貢献について、垂水市として何らかの税金があるのか、また風力発電の道路を造るときなど、地元企業からの雇用や地域の活用、また工事関係者の垂水市への宿泊などの垂水市として申入れができるのか、お聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） 仮に今後計画が進んだ場合の税金や地域貢献についてお答えいたします。

本市における計画は、現在環境影響評価の手續が進められている段階でありますことから、現時点における答弁は誤解を招くおそれがあるため、本来は差し控えるべきであると考えますが、議員から質問をいただきましたので、仮定の話ではありますが、一般論として答弁させていただきます。

風力発電事業に関する税金につきましては、一般的に垂水市内の土地に施設等が設置された場合の風力発電施設等の償却資産に係る固定資産税が考えられます。風力発電事業者からいただいた情報によりますと、他の風力発電事業において4メガワット級の風車の場合、20年間で1基あたり1億4,000万円の固定資産税を見込んでいるとのことでございます。本事業が現在の計画どおり実施されると仮定した場合の固定資産税につきましては、機種等によって増減しますのであくまでも参考値でございますが、本事業で計画されている風車も4メガワットから6メガワット程度の施設であり、最大32基程度を設置する計画ですので、20年間で約44億8,000万円程度の税金が見込まれることとなります。併せて土地に係る固定資産税の税金や、本市が所有する土地に施設等が設置された場合には、土地賃借料等の歳入が見込まれます。

地域貢献として議員が言われる事業実施に伴う地元企業への関連工事等の発注や地域住民の雇用でございますが、まず発電施設・設備そのものに関する人材確保に関しましては、専門性を要求されますことから、これまで地域雇用は行っていないと電力事業者から伺っております。地元企業への関連工事等や施設周辺の維持管理の発注につきましては、地元企業を活用していただくこともあると伺っております。

以上でございます。

○新原 勇議員 仮の話をさせていただきますありがとうございます。また、私は、仮にできたときは、出水市がこの前地産地消のエネルギー

ギー政策で少しでも垂水市の住民に恩恵があればと思っていましたが、規模があまりにも大き過ぎて地産地消レベルの話じゃないと打合せの中で分かりました。今後、住民説明会などがまたありますけれども、いろんな意見が出たと思われませんが、住民の意見を十分酌んでいただき、風力発電の建設には判断していただきたいと思っています。

出産・子育て応援事業については、垂水市は子育て事業については、あまり知られていないんですけども、県内でもトップクラスの支援事業があるとは私は思っております。その中で今回初めて出されたということで、この中で69名ほど対象者がいらっしゃると聞きましたけども、この中で第2子以降の方が何名いらっしゃるか分かる範囲で教えてください。

○保健課長（草野浩一） 把握をしております。

○新原 勇議員 また後で教えていただきたいと思えます。この事業が軌道に乗ったときには、半分としても二、三十万追加がありますので、財政課等検討していただきたいと思っております。国も出生数が初の80万人割りをし、10年超の早いペースで少子化が進んでいます。垂水市も同じだと思われしますので、手厚い支援をお願いします。

牛根地区の保育園問題についてですが、市としての今後の考え方、先ほど言われましたけど、私ちょっと意味は分かりませんでした。今回は牛根地区だけに特化して質問をしましたが、各園と相談しながらやっていくということだったんですけど、もし仮にここに2歳児を今度保育園を牛根地区でどこか預けるところがないですかといったときには、どこを紹介される予定ですか。

○福祉課長（森永公洋） 今のところは2歳以下の子供については、こちらにあります認可しております7施設がありますので、そこを紹介

します。また、市外のほうも、もし利用したいということであれば、その市外と私たちは相談して、そこに行けるかどうかの相談には乗る予定でいます。

○新原 勇議員 ここは前回森議員が言われたことで、働く場所が牛根地区だった場合に中央まで一旦送ってきて、また仕事場に帰られて、また子供を迎えに中央まで行く、そういう親御さんの負担がとても大きくあります。だからこそ市としてこういう問題は、市が率先してリードしていくというのが本当の考え方ではないかと思っております。

そこで、今現在、介護施設と保育園の複合施設についてですけども、他地域ではデイサービスなど介護施設と保育園を併設した幼老複合施設が存在します。介護施設の中に保育園が入ることにより、子供と高齢者が同じ建物で交流することで、子供にとってはお年寄りをいたわる気持ちが生まれ、高齢者にとっては子供と触れ合うことで活力が生まれるなど、また運営者のメリットとして既存の施設の有効活用ができ、財源の節約が可能、また運営コストが抑えられると報告されています。スタッフの採用も子を持つスタッフの採用につながる可能性もあります。デメリットとしては、やはり介護スタッフ、保育スタッフともに人材不足と言われる中で確保できるかということと、お互い抵抗力の弱い者同士なので、お互いが感染症に感染し合ってしまうリスクがあるが、それでも保育園が必要だと思えますけども、この複合施設についてはいかがお考えかお聞かせください。

○福祉課長（森永公洋） 介護施設と保育園の複合施設についてにつきましてお答えいたします。新原議員より御提案のありました介護施設と保育園の複合施設につきましては、保育園などの保育施設と高齢者施設等が同じ敷地内や同じ建物内に併設されている施設で、異世代交流の場として高齢者は子供たちと触れ合うことで

笑顔になり活力を得られたり、また子供たちは多世代と触れ合うことで思いやりの心が芽生えたり、成長につながる機会が増えるメリットがあると、他県の事例等により把握しております。その中においては、議員が御承知のとおり、介護施設、保育施設にはそれぞれに国が定める設備及び運営基準があり、その基準に基づき施設が建てられております。そのため、既存施設で介護事業と保育事業を実施するとすると、その基準を満たさなくなる可能性もあり、場合によっては改修を行わなければならないなど、クリアしなければならない課題が多くございます。いずれにしましても、牛根地区の保育問題の解決には様々な課題がございますが、今後の御提案も含め、引き続き関係機関等と協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 確かに施設がぎりぎりで作ってあった場合は、保育施設をまだ確保する必要はあるとは思いますが、しかし、こういうときこそ市が助成して行って、確保できるように努めてください。

それと今後、課題として早急に牛根のまちづくりとして考えてください。垂水市の少子化は待ったなしですが、各保育園、幼稚園、定員割れがだんだん大きくなると推定されるが、今後どうするのかお聞かせください。

○福祉課長（森永公洋） 市全体の定員割れについて、今後どうするのかにつきましてお答えいたします。

少子高齢化が進む中、垂水市の出生数も減少し、教育・保育施設の利用者も減少しております。利用定員につきましては、各施設が財政支援を受ける給付の算定に用いられ、利用定員が多くなると単価が低くなり、利用定員数が少なくなると単価が高くなるよう設定されております。施設の運営を安定的に行うため、各施設の利用定員については、利用実績や今後の見込み

等を鑑み、必要に応じ、変更しております。昨年は認定子ども園1施設において利用定員を減少し、今年度は幼稚園1施設において利用定員を減少しました。また、来年度も認定子ども園1施設において利用定員の減少を予定しております。今後も利用者ニーズや施設の安定的な運営を支援するため、適正な利用定員の設定に努めてまいります。

以上でございます。

○新原 勇議員 子どもの数が少なくなりますけども、そこは十分各幼稚園、保育園等、連携を取りながらやっていただきたいと思います。また、認定子ども園も取られておりますけれども、そのようなことも活用しながら、子供たちの成長を見守って生かしてください。

次に、小売業支援についてですけれども、昨日の東京商工リサーチ鹿児島支店のニュースが出ていましたけれども、去年1年間で県内で休業や廃業、そのように解散した企業は469件でした。3年ぶりに前の年を下回ったものの、集計を始めて2,000年以降3番目に高い水準となっています。休業や廃業をした企業の経営者の年齢は60代以上が8割以上を占めており、後継者が決まらないまま休業、廃業を選択したケースも多いとみられています。また、直前の決算を見ると、まだ黒字の企業の割合が62%、一昨年まで比べて多くなっています。この理由について東京商工リサーチ鹿児島支店は、新型コロナの長期化に加え、物価や人件費の上昇や後継者不足、複合的な要因で先行きを見通すことができず、黒字決算の企業に対しても休業や廃業の決断を促したとみられると分析していますというニュースが昨日ありました。

私たちは、休業・廃業は赤字であるものだと思っておりましたが、休業・廃業の60%は黒字で廃業されています。垂水市どうでしょうか。この小売業60歳以上のところがほとんどです。小売業についてはスタートアップ支援など、垂

水市新規創業をしやすい環境をやはり使われなくても市独自の支援策はつくっていった方が私はいいと思っております。今はSNSの時代、この町にどんな政策があるか判断される方もいらっしゃるかもしれません。もう待たないんです。そのためにも商工会と情報を共有し、必要な支援、例えば金銭的な補助を含め検討するよう要望して質問を終わります。

市木原田線についてです。中市木の手前から進捗が悪いようですが、悪い理由があればお聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 進捗率が遅い理由につきましてお答えいたします。

現在2工区での整備を行っており、起点側からの改良を1工区、終点側を2工区として発注しております。御質問の進捗率につきましては、1工区でございますが、設計時に地盤の強度がどれぐらいあるかの試験を行っており、特に1工区は地盤の強度が不足していたため、1メートル程度地盤を掘り返し、砂や強度があるシラスに入れ替えて道路を整備しております。

また、排水機能も新たに改良することから、近年資材価格の高騰化に伴いコンクリート製品が高額となっており、設計当時より年々事業費が増大となっていることから、結果的に改良の進捗率がこのような状況になっているものと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 先ほどの話で、あと二、三年で開通するということですので、市木の方も自分たちの道路はやっとなってきたかという実感がだんだんできていると思いますので、またできるだけ早く道路が開通するようよろしく願います。

給食の無償化についてですけれども、県内の実情は分かりました。市長に聞きますが、父兄においては4月から無償化に本当になるんですかと気の早い話をされる方もいます。給料は上

がらないのに、物価だけがどんどん上がっております。給食の無償化を早く実現してほしいと思っておりますが、実現に関して市長は時期についてどのようにお考えかお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 小中学校給食費の無償化の実現時期について、私の考えでございますけれども、私は、本市にとって宝であり、未来を担う子供たちの心身の健全な育成を図っていきたくて考えています。小中学校の給食費の無償化につきましては、コロナ禍における物価高騰の影響を受けている子育て世代の経済的負担の軽減を図ることができ、また地域の豊かな食材の活用や栄養バランスの取れた安全安心な学校給食を提供し、本市の子供たちの健康や心身の健全な発達を守ることにつながる施策であると考えております。本市はこれまでも、仕事と子育ての両立と子育て世代の経済的な負担軽減とサービスの充実を重点施策とし、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の実現に取り組んでまいりました。御質問がありました無償化の実現の時期でございますが、私としてはできるだけ早期に実施すべきと考えておりますが、その実施時期等につきましては、まずは小中学校の給食費について審議をいたします垂水市立学校給食センター運営審議会において、各小中学校の校長、給食担当教諭及びPTA会長の意見を伺ってみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 任期が4年のある間に、4年目に実現とならないよう、できるだけ早くしてもらいたいと思います。毎月毎月いろんな品目が値上がりをしている中で、数人子供を抱える父兄は給食費の無償化が本当にありがたい話なので、できるだけ早く実現できるよう努力してください。

私の質問は以上になりますが、1期4年という間はあっという間にたちました。議員になり

たての頃、各課歴代の課長さんたちを筆頭に10回ぐらい勉強させていただき、本当にありがとうございました。そして議員としてもっと政治と市民の距離を近くするために、キャッチフレーズを心をつなぐ、人をつなぐ、政治をつなぐをモットーに、一般質問も87項目、約220個のつたない質問もありましたが、させていただき、また打合せの中で勉強させていただきました。また4月に戻ってこられるよう精進してきます。また退職される職員も、第2の人生に邁進していただきたいです。御苦労さまでした。

以上で終わります。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。

次は、14時35分から再開いたします。

午後2時24分休憩

午後2時35分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、森武一議員の質疑及び質問を許可いたします。

○森 武一議員 尾脇市長、4期目18代目の御就任おめでとうございます。今後とも市民の声に耳を傾けていただき、市民のため、また垂水市のため発展のために御尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて先月24日でロシアがウクライナに侵略を始めて1年が経過しました。この間、ウクライナからは800万人もの方が国外に避難し、ウクライナ、ロシアの両軍合わせて10万とも20万とも言われる死傷者が出たと言われ、現在進行形でウクライナ市民に対する被害も出続けています。まずもって全ての方に哀悼の意を表させていただきます。

私は今年の3月議会でも同様のことを述べさせていただきましたが、ロシアが現在も続けている侵略に対して強く非難します。力による一

面的な現状変更の試みに対し反対します。そしてウクライナに対する攻撃の即時停止を、そして撤退を改めて強く求めます。

それでは、議長の許可をいただきましたので今期最後の質問を通告順に従っていたします。

昨年12月16日から18日にかけて開催された全日本フェンシング選手権大会に、スタッフの一員として2日間参加させていただきました。当日は多くの子供たちがスタッフとして参加しており、子供たちの献身には頭の下がる思いでした。今年10月にはかごしま国体が開催されます。垂水市においてはフェンシングの会場となっており、公開競技、デモンストレーション競技として、綱引き、スポーツチャンバラも併せて開催されます。本市においては、これまでの間フェンシング開催に向けて、施設の整備やプレ大会開催、また市民に対するフェンシング浸透など、様々なことに取り組んでこられたと思います。しかし、現状としては市民に十分にフェンシングが浸透したとは言えないのではないかと考えております。これまで施設の整備などを進めてきましたので、せっかくですので垂水にフェンシングを根付かせてはとありますが、国体後を見据えた取組、お考えを伺います。

次に、第5次総合計画の計画前倒しに関して伺います。

本市における最上位計画と位置づけられている第5次総合計画について、今年の9月議会全員協議会の場において2027年までであった計画期間を3年間短くし、2024年までの計画とすること、また2022年度までである前期計画を2年延長し、後期計画は策定しないことが説明されました。今月末で前期計画の期間が終了しますが、議会における今後のスケジュールを伺います。

次に昨年11月の桜島火山総合防災訓練の井口先生の講演に息子と参加をした際、文化会館でおむつを替えようとしたところ、女性用トイレ

にはおむつ台がありましたが、男性用トイレにはありませんでした。本市においては、道の駅などの新しい施設にはあるものの、まだまだ公共施設全体で考えたときには、授乳室、おむつ台の整備が進んでいないと感じます。また、公共施設は、災害時に避難所として活用が想定されます。避難の際には子供と母親が守られる環境が必要です。国においては、ベビールーム設置に使える支援も行っています。ちょうど昨日のニュースで年間の出生数が80万人を割り込んだとのニュースがありました。子育てしやすい垂水市をつくっていくために、子供連れで出かけやすい環境、災害時に避難しやすい環境の整備が必要と考えますが、まずは公共施設における現状のおむつ台、授乳室の設置状況とお考えを伺います。

次に個人情報保護施行条例案及び情報公開条例改正案について伺います。まず個人情報と要配慮個人情報の違いはどのようなものがあるかについて伺います。

次に市長の報告すべき事項にて簡単に触れられておりましたが、昨年末に廃止された気象庁の噴火緊急速報メールに代わり、本市独自で代替サービスをスタートしたということですが、その概要をお伺いします。

最後に辺田地区における河川及び護岸の整備について伺います。辺田川の河口の小中野側の堤防の未整備箇所、また大中野のテトラポットが落下している箇所、この箇所については行政連絡会議において地域から要望が出ている箇所であります。

また、仏石川に架かる農道下の堤防等が破損している箇所について一括して伺います。

今上げた箇所は地域住民の安全と生活財産を守るに当たって、整備復旧を速やかに行うことが必要だと考えますが、現在の状況及び見通しを伺い1回目の質問とさせていただきます。

○国体推進課長（米田昭嗣） 御質問でござい

ます、国体を見据え、市民にフェンシング競技を定着させるための取組状況及び考え方についてお答えいたします。

燃ゆる感動かごしま国体において、正式競技としてフェンシング競技の開催が決定された平成26年5月以降、国体開催準備と併せて競技の普及及び選手の育成、競技の運営能力向上、広報活動などに取り組んでまいりました。平成27年5月、垂水市フェンシング協会が設立され、同年8月には市内の小中学生を対象としたフェンシング教室をスタートさせました。教室は子供たちがフェンシング競技を通して健全な体と心を養うことやフェンシングの魅力を伝えることを目的として、週1回開催し、現在は小中学生8名が垂水フェンシングクラブに在籍し、本年度は32回、延べ80名が参加しております。また、平成30年度から本市主催の垂水カップフェンシング大会を開催しております。垂水カップはフェンシング競技の普及発展と未来を担うフェンサーの競技力向上、そして垂水市民の国体やフェンシング競技への理解向上及び機運の醸成を狙いとしております。明後日、3月4日、5日の2日間、第11回垂水カップフェンシング大会フルーレ、エペ、サーブルの団体戦を開催いたします。新型コロナウイルス感染症の影響で3年ぶりの開催となり、九州管内はもとより、関東、中国地方の強豪高校生チームもエントリーするなど、大会の認知度も上がり、全国から参加者も増えております。このことは、本市がこれまでに実施してまいりました小中学生向けのフェンシング教室の開催、令和元年、4年の2回国体のリハーサルに位置づけて開催いたしました全日本フェンシング選手権大会団体戦、そして年4回開催の受入れを行っている各カテゴリーの日本代表キャンプを安全安心の中で運営し、国体開催推進総合計画にもありますとおり、市民総参加によるおもてなしの心があふれる大会を実現し、本市の魅力を発信するとともに

に、市民のスポーツ振興につなげることを念頭に取組を行ってきた評価であると考えております。また、これらの取組と併せまして、競技に係ります用具等の整備にも取り組んでおります。フェンシングの練習や試合を行うにはアルミピスト台、審判機、ボディコードといった専門機器、用具が必要となります。整備につきましては、令和3年度から企業版ふるさと納税を活用させていただき、計画的に購入等を行ってまいりました。整備した用具は国体本番での使用は当然のことながら、国体が終了した後も本市主催の垂水カップフェンシング大会や日本フェンシング協会、県フェンシング協会が主催いたします各種大会、日本代表キャンプ等での活用も視野に入れた購入でございます。国体終了後もこれまでの活動や取組を継続、発展させていくことが大事であると考えております。まずは、特別国民体育大会におけるの様々な取組を多くの市民の皆様に応援・支援していただけるよう引き続き各種イベントや広報たるみず、報道機関等を中心にPR活動の充実を図り、フェンシングのまち垂水を掲げ、本市の活性化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 議会における今後のスケジュールにつきましてお答えいたします。昨年9月議会最終日において市議会議員の皆様へ御報告いたしましたとおり、本市において長期的な視点から総合的かつ計画的な市政の運営を行うための基本的な指針となる垂水市総合戦略と現行の第5次総合計画において重点プロジェクトとして位置づけられており、地方創生や人口減少問題に特化した垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略を統合し、一体的に推進することで地方創生の実効性を高めるべく計画の策定に取り組んでいるところでございます。

現行の第5次総合計画は平成30年度から令和9年度までの10か年計画であり、第2期の総合

戦略は令和2年度から令和6年度までの5か年計画となっております。現在、2つの計画の始まりの時期に3年のずれが生じているところでございます。このずれを解消するために、令和7年度を始期とした第6次総合計画兼第3期総合戦略を策定したいと考え、昨年8月31日に垂水市総合開発審議会にて諮問を行い、同9月9日に審議会より答申いただき、同9月20日の経営会議におきまして期間変更を決定、同9月26日、9月議会最終日に市議会議員の皆様へ御報告を申し上げたところでございます。

垂水市議会の議決すべき事項を定める条例において、市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止することについては、議会の議決事項と定められていることから、昨年9月議会における議員の皆様への説明会において、森議員よりどのタイミングで議案を上程する予定かと御質問いただきました。総合計画は市の最上位計画であり、期間の変更も含めた大きな方針について説明する必要があるとの判断から議員の皆様にはいち早く方向性についてお示ししましたが、昨年9月時点におきましては、市の総合戦略の基本となる国のまち・ひと・しごと創生総合戦略について、令和4年度中にデジタルの要素を加味したものに改訂されるとの方針が示されていたこと、また依然としてコロナ禍やロシアのウクライナ侵攻による世界情勢の不安等、中長期的な見極めが困難な状況が続いておりましたことから令和7年度の始期に合わせ、遅くとも令和6年度中に上程させていただきますと回答させていただきました。

計画の内容が取りまとまった段階におきまして、期間の変更と策定についての上程を想定しており、先ほど申し上げましたとおり、その時期については令和6年度中を考えているところでございます。

なお、来年度中におきましては、総合計画兼

総合戦略の策定を見据え垂水市人口ビジョンを改訂することを計画しており、今議会に関連予算を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（園田 保） 議員御質問であります公共施設におけるおむつ交換台、授乳室の設置状況について、財政課で所管しております本庁舎について答弁いたします。本庁舎のおむつ交換台については、本館1階女子トイレ内に折りたたみ式のおむつ交換台を設置しております。また、男女問わず利用できるよう保健課内の相談スペースにも移動式のおむつ交換台を常備しているところでございます。なお、市民課等の窓口で相談があった場合には、1階女子トイレや保健課への案内をするなどして随時対応しているところでございます。

授乳室については庁内の専用の授乳室は設けておりませんが、保健課内の相談スペースをパーティションで囲うなどして運用しており、おむつ交換台の利用と同様に市民課等の窓口で相談があった場合、保健課へ案内するよう随時対応しているところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（森永公洋） 市内の公共施設におけるおむつ台、授乳室の設置状況はについてお答えいたします。

垂水市子育て支援センターにおきましては、1階女子トイレに1台、2階多目的トイレに1台おむつ台を設置しており、男性の保護者でも女性の保護者でも利用できるようになっております。授乳室はございませんが、男性利用者がいる場合など配慮が必要な場合、スタッフルームを利用し対応しております。

以上でございます。

○社会教育課長（港 耕作） 市内の公共施設におけるおむつ台、授乳室の設置状況の社会教育課所管の施設につきましてお答えいたします。

垂水中央運動公園の各施設におきましては、おむつ交換台を体育館の多目的トイレ、キララドームは女子トイレに、たるみずスポーツランド、野球場は屋外の多目的トイレにそれぞれ設置しております。

また文化会館につきましては、おむつ交換台を女子トイレに、ベビーベッドをロビーにある親子室に設置しております。さらに、地区公民館につきましては、おむつ交換台を垂水市民館の1階女子トイレに設置してあり、その他の地区公民館におむつ交換台は設置していません。垂水市立図書館につきましては、おむつ交換台を多目的トイレに、ベビーベッドを館内に設置しております。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） 個人情報と要配慮個人情報の違いは何かにつきましてお答えいたします。国が示しております個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインにおきまして、個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、または個人識別符号が含まれるものが個人情報であると示されております。また、要配慮個人情報とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定められております人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実などの記述等が含まれる個人情報が要配慮個人情報であると示されております。個人情報と要配慮個人情報の違いについてでございますが、個人情報の中でも個人情報保護法、個人情報保護施行令に定められている人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実などの記述等が含まれているか含まれていないかが個人情報と要配慮個人情報との違いになります。

以上でございます。

続きまして、昨年末に廃止された、気象庁の噴火緊急速報メールの本市の代替サービスの状況はにつきましてお答えいたします。諸般の報告の中で市長からも報告がございましたが、気象庁は平成27年から行っておりまして桜島をはじめとした噴火警戒レベル引上げの際の緊急速報メールの配信を終了することを令和4年10月に発表しました。気象庁によるメール配信終了の発表は、当初令和3年10月でございましたが、避難に必要な情報を得られなくなるとの懸念の声が寄せられたことを踏まえ、一旦見送られておりました。しかし、1年後に再度気象庁から発表があり、令和4年12月26日、14時をもって配信を終了したものでございます。これに伴いまして、本市ではその代替手段として、Jアラートとの連携による緊急速報メールの自動配信につきまして、新たな設定の検討を進めてまいりました。その結果、メール配信の空白期間がないよう、気象庁によるメール配信終了と同時の昨年12月26日から本市によるメール配信の運用を開始したものでございます。具体的には、桜島噴火警戒レベルの引上げの発表に伴い、夜間や休日など職員不在の時間帯においてもJアラート受信と同時に市内全ての携帯電話にその情報が自動配信されるもので、第一報としての即時性を確保したものでございます。防災情報等の発信につきましては、市民の皆様へ適時適切かつ多様な手段を用いてお伝えできるよう、今後とも取り組んでまいります。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 辺田川河口及び大中野地区の海岸護岸整備と仏石川の整備状況につきましてお答えいたします。

まず、辺田川河口についてでございますが、大雨や台風通過後に災害調査を行っておりますが、過去一度も被災を受けた記録はございません。当箇所につきましては土砂が覆いかぶさったような状況であり、その背面に既設の石積み

護岸があることも考えられますことから、構造物の有無につきまして調査を行いたいと考えております。仮に護岸があった場合、不要な土砂は海岸へ流出しないよう撤去の検討を行います。

次に大中野地区にかけての海岸の護岸整備でございますが、既設の消波ブロックが沈下している、また高さが低い、さらに高くしてほしいなどの要望が小中野振興会よりあり、要望内容につきまして、大隅地域振興局と2市4町で構成する大隅地域土木事業連絡会でも状況の説明を行い実施の要望を毎年度行っているところでございますが、整備の必要性につきまして、明確な回答をいただけていない状況でございます。引き続き整備の実施を要望してまいります。

最後に、仏石川についてでございますが、議員御指摘のとおり護岸が崩れている箇所がございます。仏石川は本市が管理する準用河川ではございますが、仏石川砂防区域にも指定されておりますことから、これまで砂防施設としての整備はできないか県に要望して協議をしてまいりました。このたび、砂防施設として事業が採択され、既に発注したとの回答がございました。これまでも多くの要望をいただいておりますが、対応が必要な箇所につきましては、今後も関係機関と連携を図り早急な対応を心がけてまいります。

以上でございます。

○森 武一議員 それでは、一問一答方式で質問させていただければと思います。

国体についてということで、これまでフェンシングを市民の方に普及していくに当たって、子供を中心にクラブを立ち上げ、今現在8名在籍をされ、取組を着実にされているということで、また、御回答の中で、まずは国体の成功、そして今後に関して着実にやっけていかれるというお話だったかと思っております。これは、私の感覚というか感想であるんですけど、大人の方がまだフェンシングに実際触れ合ったことがない方

が多いんじゃないかというところがありますので、このフェンシングをしっかりと垂水に根付かせていくに当たっては国体が終わった後に関してもしっかりと大人、子供だけではなく大人の方々に関しても、できる限り触れ合うような場をつくっていただければと思います。

また、市長に関しては、国体が終わった後も、これまで施設の整備であったりとか、道具の整備をされてきたと。大会のノウハウ、運営ノウハウも垂水市においては、積み上がってきているというふうにお伺いしていますので、そこら辺がしっかりと確保、維持できるように、体制の整備をしていただいて、今後ともこのフェンシングを根付かせていただければと思います。

次の会場にふるさと納税会場の設置はできないかということで御質問に移らせていただければと思います。昨年12月の全日本フェンシングのときにスタッフで参加させていただいたときに、お弁当のところで垂水の特産品を使用した弁当の提供がありました。今回の国体においても同じようなことをされるんじゃないかと想像するんですが、例えば会場で今店舗型のふるさと納税というものがスタートしておりまして実際ふるさと納税、今、垂水であればホームページに掲載されているものが実際目の前で手元で見て、気に入ったらその場でふるさと納税申し込みをして、持って帰れるというような制度があります。これをフェンシングの国体の会場においてやってみたらどうかと。そうすることによって、実際目の前で弁当食べておいしかったな。そしたらこのブリ、カンパチをもう1回食べたいな、その場でまた申し込みいただけるというようなことができるんじゃないかと。それは垂水市のPRにつながりますし、ふるさと納税の増えていく1つのことができるんじゃないかと思いますが、これについてのお考えを、この提案について、このアイデアに対する考えをお伺いいたします。

○企画政策課長（二川隆志） 会場にふるさと納税受付の設置ができないかにつきましてお答えいたします。

かごしま国体につきましては垂水中央運動公園体育館におきまして、5月にデモ競技としてスポーツチャンバラが、8月に公開競技として綱引きが、10月に正式競技としてフェンシングが開催される予定でございます。

各競技へ市外から参加される選手や役員の参加見込み数につきましては、スポーツチャンバラが約300名、綱引きが約450名、フェンシングが約550名、合計約1,300名が想定されており、本市のふるさと納税の魅力をPRするよい機会であると捉えているところでございます。

昨年の栃木国体におきまして、軟式野球競技等が開催されました矢板市に確認しましたところ、各競技会場においてふるさと納税に関するチラシの配布や主要な返礼品を地元の特産品として振る舞うなど、多くの方にPRを実施されたとのことであります。本市ではこれまでのリハーサル大会におきまして、同体育館の正面入り口のロビー等で市の観光パンフレットや特産品の振る舞いを行った実績があり、概ね好評でありましたことから、国体本番におきましても、同様の取組をイメージしており、配布するチラシからふるさと納税サイトにアクセスできるようなQRコードを加えるなどの工夫を施した上で、多くの方から本市へふるさと納税をいただけるような準備をしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 今のお答えに対してはチラシであったりとか、既存のものに関しては会場に集めて、チラシで戻られてから対応されるというところだったかと思います。私が御提案をさせていただいたのは、実際その場で選手の方が食べておいしかったなと思ったときのその気持ちが高ぶった状態の段階で提供ができると、さ

令和 5 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 令和 5 年 3 月 3 日

議員御指摘のブロック塀は、市営墓地との境界にあり、近くには数本の樹木が生えてきているところでございます。その中のクロガネの木が成長し、根の部分がブロック塀を押し出してきてひびが入ってきているものと思われま

す。今後は、国指定史跡である垂水島津家墓所のブロック塀の安全確保には、どのような方法があり適切なのかなどを国県と検討し、必要な手続についても協議を進めていきたいと思

います。

○北方貞明議員 すみません、生活環境課には通告はしていませんが、札に対して今そういう何か考えがあったら、ないですか。注意書きがしてあるからと

思って、おたくの。○生活環境課長（紺屋昭男）生活環境課で札を今現在立てておりますが、頭上注意ということで、先般の台風14号でムクノキの枝が折れている状況であったことから、やはり通行される方が危ないという

ような状況等もありまして、看板設置をしたところ

です。

それで、本日からその木につきましては、除伐作業を行っているところでござ

います。墓所のほうにつきましては、やはり墓所の国指定ということもござ

いますので、そちらについては手を入れるということではできませんので、まずは市営墓地のほうを本日から除伐作業を行っているところでござ

います。○教育長（坂元裕人）議員がおっしゃいますように、やっぱり優先すべきは市民の方々の安全だろうと思

います。それで、生活環境課長のほうから早速今日からも動いてもらっているということ

で、少しでも危険を排除していくべきところは排除するというのが原則だろうと思

います。

そしてまた、先ほども説明はございましたけれども、国指定になると非常に手続がかかるも

んですから、まずはやりたいと思っ

ていますのは、専門業者にしっかり見てもら

の訂正をお願いいたします。

○議長（川越信男） 本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（川越信男） 明4日から12日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、3月13日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（川越信男） 本日は、これもちまして散会いたします。

午後3時6分散会

令和 5 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 令和 5 年 3 月 1 3 日

皆様方が全てが臨まれるとお伺いしております。市民の笑顔を増やす元気な垂水づくりを進め、本市のさらなる発展を目指すためには、市議会と執行部が両輪となって、これからの課題に取り組んでいく必要がございます。そのためには皆様方のお力が必要でございます。再びこの議場でお目にかかれますよう心からお待ち申し上げます。

結びに、くれぐれも健康に留意くださいますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

4年間お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長（川越信男） これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

△閉 会

○議長（川越信男） これをもちまして、令和5年第1回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前11時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員